

判例速報

模範六法／法務六法

2025

令和 7 年版

模範六法、法務六法をご愛用いただきありがとうございます。追録として「判例速報」をここにお届けいたします。

「模範六法」のあゆみは、同書巻末に示してあります通り、大正 10 年に「模範六法全書」として創刊して以来戦時中の一時期を除き今日まで 100 余年に渡り刊行を続けております。その間、早くも昭和 9 年には参照条文を付したのをはじめ、昭和 32 年版において初めて判例を挿入し、以後、46 年版、57 年版、62 年版、平成 9 年版において大改訂を行い、内容の充実に努めてまいりました。平成 27 年版では、紙面・装丁をリニューアルいたしました。

また、令和 3 年版より、精選した法令を、実用性を追求した収録順で配置し、携帯性を追求した、法律実務家とその志望者・受験生に向けた判例付き六法「法務六法」新創刊いたしました。「模範六法」「法務六法」を幅広く皆様のお役に立てていただければ幸いです。

今回の「判例速報」には、重要判例要旨を 25 件掲載いたしました。また「模範六法」「法務六法」2025 年版の内容現在以後公布された法令中、本書に關係する改正法令を紹介いたしました。

昭和 49 年版に追録を発刊して以来、今回の「判例速報」で第 52 号となりました。今後とも読者諸賢のご意見を承りながら一層の充実をはかりたいと思います。

2025 年 3 月 1 日

三省堂編修所

目 次

重要判例要旨集……………3

憲法編（2 件）	3
行政法編（3 件）	4
民法編（4 件）	4
商法編（1 件）	5
民事訴訟法編（3 件）	6
刑法編（4 件）	7
刑事訴訟法編（4 件）	8
社会法編（2 件）	9
経済法編（1 件）	10

おもな改正法令の紹介……………12

憲法編（2 件）	12
行政法編（1 件）	15
民法編（2 件）	15
民事訴訟法編（15 件）	19
刑法編（1 件）	99
刑事訴訟法編（1 件）	101
社会法編（1 件）	102
経済法編（4 件）	104

重要判例要旨集

ここでは、原則として令和 6 年 1 月から 12 月に至る 1 年間の主要な判例あるいは決定の要旨 25 件を掲載した。

編修部

【憲法編】

1 優生保護法国賠訴訟

●(1、2、4につき)優生保護法(昭 27 法 141 改正後)3 条 1 項 1 号・3 号・4 条・10 条・12 条・13 条

(1 につき)憲法 13 条・14 条 1 項

(2、4 につき)国家賠償法 1 条 1 項

(3、4 につき)民法 1 条 2 項・3 項、民法(平 29 法 44 改正前)724 条

○1 優生保護法 3 条 1 項 1 号から 3 号まで、10 条及び 13 条 2 項(3 条 1 項 1 号、2 号及び 10 条については、昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間、3 条 1 項 3 号については、昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間、13 条 2 項については、昭和 27 年 5 月 27 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間において施行されていたもの)は、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反する。

2 優生保護法 3 条 1 項 1 号から 3 号まで、10 条及び 13 条 2 項(3 条 1 項 1 号、2 号及び 10 条については、昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間、3 条 1 項 3 号については、昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間、13 条 2 項については、昭和 27 年 5 月 27 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間において施行されていたもの)に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受ける。

3 不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法(平 29 法 44 改正前)724 条後段の除斥期間の経過により消滅したものとするのが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができる。

4 優生保護法(昭 27 法 141 改正後)3 条 1 項 1 号の規定に基づいて生殖を不能にする手術を受けた者及びその配偶者並びに同法 13 条 2 項の規定に基づいて生殖を不能にする手術を受けた者が、国に対し、上記各規定を含む優生保護法の関係規定に係る国会議員の立法行為は違法であると主張して、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めた場合において、次の(1)～(5)など判示の事情の下では、上記の者らが上記損害賠償を求める訴えを提起した後に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、施行されたことを考慮しても、上記の者らの上記の損害賠償請求権の行使に対して国が民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されない。(最判令 6・7・3 民集 78-3-382)

2 法人税青色申告承認取消処分取消請求事件

●憲法 31 条、法人税法 127 条 1 項

○法人税法 127 条 1 項の規定による青色申告の承認の取消処分については、その相手方に事前に防御の

機会が与えられなかったからといって、憲法 31 条の法意に反しない。(最判令 6・5・7 判タ 1523-66)

【行政法編】

3 不作為違法確認等、国家賠償等請求事件

●国家賠償法 1 条 1 項、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 18 条 6 項、合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令(昭 37 総理府令 42)14 条・15 条 1 項

○沖縄防衛局長が SACO 見舞金の支払手続をとらなかったことについて、国が国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負わないとされた事例。(最判令 6・12・16 判例集未登載)

4 療養補償給付支給処分(不支給決定の変更決定)の取消、休業補償給付支給処分の取消請求事件

●行政事件訴訟法 9 条、労働者災害補償保険法 7 条・12 条の 8、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 12 条・15 条・19 条

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令 2 法 14 改正前)12 条 3 項所定の事業の事業主は、当該事業についてされた同項所定の労働者災害補償保険法(令 2 法 14 改正前)の規定による業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟の原告適格を有しない。(最判 令 6・7・4 民集 78-3-662)

5 懲戒処分等取消請求事件

●大津市職員退職手当支給条例(昭 37 大津市条例 7。令 1 年大津市条例 25 改正前)11 条 1 項 1 号

○飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分を受けて地方公共団体の職員を退職した者が、大津市職員退職手当支給条例(昭 37 大津市条例 7。令 1 年大津市条例 25 改正前)11 条 1 項 1 号の規定により一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下においては、同処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断には、退職手当管理機関の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

(1) 上記の者は、長時間にわたり相当量の飲酒をした直後、帰宅するために自動車を運転したものであり、運転を開始した直後に立体駐車場で同自動車を駐車中の他の自動車を接触させる事故を起こしたにもかかわらず、何らの措置を講ずることもなく運転を続け、さらに、運転する自動車を道路の縁石に接触させる事故を起こしながら、そのまま同自動車を運転して帰宅した。

(2) 上記の者は、上記飲酒運転等の翌朝、臨場した警察官に対し、当初、上記立体駐車場内での事故の発生日時について虚偽の説明をしていた。

(3) 上記の者は、上記飲酒運転等の当時、上記地方公共団体の課長の職にあった(反対意見がある)。

(最判令 6・6・27 労経速 2558-3)

【民法編】

6 認知請求事件

●民法 787 条、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条

○嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法令の規定の適用の前提となる性別にかかわらず、認知を求めることができる。(最判令和 6・6・21 民集 78-3-315)

7 不動産登記申請却下処分取消請求事件

●民法 887 条 2 項・889 条 1 項 2 号・2 項

○被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は、被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができない。(最判令 6・11・12 判例集未登載)

8 賃料減額等請求事件

●借地借家 32 条 1 項、地方住宅供給公社法 24 条、地方住宅供給公社法施行規則 16 条 2 項

○地方住宅供給公社が賃貸する住宅の使用関係については、借地借家法 32 条 1 項の適用がある。(最判令 6・6・24 民集 78-3-335)

9 発信者情報開示等請求事件

●特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令 3 法 27 改正後)5 条 2 項、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法施行規則 5 条柱書き

○1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令 3 法 27 改正後)5 条 2 項の規定は権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令 3 法 27 施行前にされたものである場合にも適用される。

2 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにログインするための通信が特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則 5 条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとされた事例

3 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにログインするための通信が特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則 5 条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとは、いえないとされた事例(最判令 6・12・23 判例集未登載)

【商法編】

10 退職慰労金等請求事件

●会社法 361 条 1 項 1 号

○退任取締役の退職慰労金につき、退任時の報酬月額等により一義的に定まる額を基準とするが、退任取締役のうち在任中特に重大な損害を与えた者に対しこの基準額を減額することができること等を定める内規が存在する株式会社の株主総会において、取締役を退任する者の退職慰労金について、上記内規に従って決定することを取締役会に一任する旨の決議がされた場合に、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、上記会社の取締役会がした、上記の者に対し、同人の退職慰労金に係る基準額として算出した 3 億 7,720 万円から減額した額である 5,700 万円の退職慰労金を支給する旨の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできない。

(1) 上記取締役会は、上記の者が、代表取締役在任中に、①長期間にわたって上記会社から社内規程所定の上限額を超過する額の宿泊費等を受領し、このことが発覚した後は、いったん負担した当該超過分に係る源泉徴収税相当額を上記会社に転嫁するとともに、社内規程に違反する宿泊費等の支給を実質的に永続化する目的で自らの報酬を増額したこと、②複数年度にわたり、交際費として従前の支出額を大幅に超過する額を上記会社に支出させるなどしたこと等を考慮して上記決議をした。

(2) 上記の者と利害関係のない弁護士等で構成された調査委員会による調査等の結果をとりまとめた調査報告書では、上記①の行為は特別背任罪に該当する疑いがあり、上記②の行為も正当化することができず、上記の者はこれらの行為により上記会社に多大な損害を与えたとの指摘がされた。

(3) 上記決議は上記調査報告書の内容を踏まえたものであったところ、上記調査委員会が調査等に当たって収集した情報に不足があったことはうかがわれない。

(4) 上記取締役会は、上記①の行為につき告訴をして退職慰労金を支給しないとする上記調査委員会から提示された案も検討したが、審議の結果、告訴をせずに退職慰労金を大幅に減額する旨の判断に至った。(最判令 6・7・8 民集 78-3-839)

【民事訴訟法編】

11 閲覧等制限の申立て事件

●民事訴訟法 92 条 1 項 2 号、不正競争防止法 2 条 6 項

○民事事件の訴訟記録に係る閲覧等の制限の申立てについての却下決定に補足意見が付された事例。
(最決令 6・7・8 資料版商事法務 489-84)

12 損害賠償請求事件

●(1 につき)民事訴訟法 第 2 編第 1 章 訴え、民法(平 29 法 44 改正前)90 条

(2 につき)民法 709 条、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律 3 条 1 号・2 号

○1 宗教法人 Y とその信者 A との間において締結された書面による不起訴の合意は、次の(1)～(4)など判示の事情の下においては、公序良俗に反し、無効である。

(1) A は、上記の締結の当時、86 歳という高齢の単身者であり、その半年後にはアルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断された。

(2) A は、Y の教理を学び始めてから上記締結までの約 10 年間、その教理に従い、1 億円を超える多額の献金を行い、多数回にわたり渡韓して Y の儀式に参加していた。

(3) Y の信者らは、上記書面の文案を作成し、公証人役場におけるその認証の手續にも同行し、その後、A の意思を確認の様子をビデオ撮影した。

(4) 上記不起訴の合意は、上記多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというものであった。

2 宗教法人 Y の信者らによる信者 A に対する献金の勧誘について、次の(1)～(3)など判示の事情の下においては、献金をする者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により上記の者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度等を総合的に考慮し、上記勧誘が勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するといえるかについて検討するという判断枠組みを採ることなく、上記信者らが上記勧誘において献金をしないことによる具体的な害悪を告知したとは認められない、A がその資産や生活の状況に照らして過大な献金を行ったとは認められないなどとして上記勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には、献金勧誘行為の違法性に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の判断枠組みに基づく審理を尽くさなかった違法がある。

(1) A は、献金当時、80 歳前後という高齢であり、種々の身内の不幸を抱えていた。

(2) A は、Y に対し、1 億円を超える多額の献金を行い、また、自己の所有する土地を売却してまで献金を行い、残りの売得金を Y の信者らによって構成される組織に預け、同組織を通じてさらに献金を

行うとともに、同組織から生活費の交付を受けていた。

(3) A の献金をめぐる一連の行為は、いずれも Y の信者らによる勧誘等を受けて行われたものであった。(最判令 6・7・11 民集 78-3-921)

13 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件

●民事訴訟法 220 条 3 号、刑事訴訟法 47 条・301 条の 2

○刑事事件の被疑者の 1 人として逮捕、勾留され、上記刑事事件について起訴されたが、無罪判決を受けた X が、上記の逮捕、勾留及び起訴が違法であると主張して国家賠償を求める本案訴訟において、検察官が A を上記刑事事件の被疑者の 1 人として取り調べる際に A の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体のうち X に係る上記刑事事件の公判において取り調べられなかった部分について、民事訴訟法 220 条 3 号所定のいわゆる法律関係文書に該当することを理由として文書提出命令の申立てをした場合に、刑事訴訟法 47 条に基づきその提出を拒否した上記部分の所持者である国の判断は、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである。

(1) 上記本案訴訟においては、A が X との共謀の有無に関連して従前と異なる供述をするに至ったことに対する検察官 B の言動の影響の有無、程度、内容等が深刻に争われているところ、その審理を担当する原々審は、上記部分が B の A に対する取調べの具体的状況及び内容を立証するのに最も適切な証拠であり、上記記録媒体の一部分の反訳書面や人証によって代替することは困難であるとして、上記部分を取り調べる必要性の程度が高いと判断した。

(2) X が、A に対し、A が上記の供述をしたこと等により X をえん罪に陥れたと主張して損害賠償を求める訴訟において、X と A との間に訴訟上の和解が成立し、上記和解において、A が上記記録媒体の証拠採用に反対せず、X も A のプライバシーの保護に最大限配慮することを明確に合意している。

(3) 上記刑事事件に関与したとされる者のうち、X については無罪判決が確定し、X 以外の者について捜査や公判が続けられていることもうかがわれない(補足意見がある)。(最決令 6・10・16 判例集未掲載)

14 仮差押命令認可決定に対する保全抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

●文化功労者年金法 1 条・3 条 1 項・2 項、民事執行法 143 条・152 条

○文化功労者年金法に基づく年金の支給を受ける権利に対しては強制執行をすることができる。(最決令 6・10・23 判例集未掲載)

【刑法編】

15 窃盗、道路交通法違反、殺人被告事件

●刑法 199 条、刑事訴訟法 411 条 2 号

○被告人を死刑に処した裁判員裁判による第一審判決を量刑不当として破棄し無期懲役に処した原判決の量刑が維持された事例。(最決令 6・5・27 判例集未掲載)

16 強制わいせつ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強制性交等未遂、強制性交等被告事件

●児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 2 条 3 項・7 条 2

～5 項

○児童に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 2 条 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これをひそかに撮影するなどして児童ポルノを製造したという事実について、当該行為が同法 7 条 4 項の児童ポルノ製造罪にも該当するとしても、なお同条 5 項の児童ポルノ製造罪が成立し、同罪で公訴が提起された場合、裁判所は同項を適用することができる。
(最判令 6・5・21 刑集 78-2-1)

17 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 2 条 2 項 1 号、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(令 4 法 97 改正前)11 条、刑法 246 条の 2

○暗号資産 NEM のネットワークに参加している者は、自らの管理する NEM アドレスに紐づけられている秘密鍵で NEM の取引に必要な情報(トランザクション情報)に署名しなければ、NEM の取引を行うことができないのであるから、秘密鍵で署名した上でトランザクション情報を NEM のネットワークに送信することは、正規に秘密鍵を保有する者による NEM の取引であることの確認のために求められたものといえるという本件事情の下では、不正に入手した秘密鍵で署名した上で NEM の移転行為に係るトランザクション情報を NEM のネットワークに送信した行為は、正規に秘密鍵を保有する者が NEM の取引をする者であるとの「虚偽の情報」を NEM のネットワークを構成する NIS ノード(サーバ)に与えたものというべきである(補足意見がある)。(最判令 6・7・16 刑集 78-3-113)

18 商標法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件

●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(令 4 法 97 改正前)10 条・13 条 1 項 6 号、憲法 29 条

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(令 4 法 97 改正前)10 条の犯罪行為により生じた財産等を没収することができるとする同法 13 条 1 項 6 号の規定は、憲法 29 条に違反しない。(最判令 6・12・17 判例集未登載)

【刑事訴訟法編】

19 保釈保証金没取請求事件

●刑事訴訟法 96 条 7 項、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令 5 法 28)附則 3 条 3 項

○刑事訴訟法 96 条 7 項による保釈保証金没取請求が認容された事例。(最決令 6・11・19 判例集未登載)

20 逮捕状発付の裁判に対する特別抗告事件

●刑事訴訟法 199 条・429 条 1 項・433 条 1 項

○逮捕に関する裁判に対しては、特別抗告をすることはできない。(最決令 6・7・17 判例集未登載)

21 証拠開示に関する裁定請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件

●刑事訴訟法 316 条の 20 第 1 項・316 条の 26・351 条 1 項・352 条・355 条・358 条・422 条

○弁護人からの証拠開示命令請求(刑事訴訟法 316 条の 26 第 1 項)を棄却した決定の謄本が先に弁護人に送達され、その後に被告人本人に送達された場合において、弁護人が同決定に対して即時抗告をする

ときは、その提起期間は、同決定の謄本が被告人本人に送達された日から進行する。(最決令 6・11・15 判例集未登載)

22 各組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

●刑事訴訟法 402 条、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(令 4 法 97 改正前)13 条 1 項・16 条 1 項

○被告人のみが控訴した場合において、第 1 審判決が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(令 4 法 97 改正前)13 条 1 項の規定により没収するとした財産について、控訴審判決において、没収に換えて同法 16 条 1 項の規定によりその相当価額の追徴を言い渡すことは、刑事訴訟法 402 条にいう「原判決の刑より重い刑を言い渡す」ことにはならない。(最決令 6・10・7 判例集未登載)

【社会法編】

23 地位確認等請求事件

●大学の教員等の任期に関する法律 4 条 1 項 1 号・5 条 1 項・7 条 1 項、労働契約法 18 条 1 項

○大学の人間生活学部人間生活学科生活福祉コースにおいて、介護福祉士等の資格及びその実務経験を有する教員により、介護実習、レクリエーション現場実習といった授業等が実施されていたなど判示の事情の下においては、上記コースの講師の職は、大学の教員等の任期に関する法律 4 条 1 項 1 号所定の教育研究組織の職に当たる。(最判令 6・10・31 労旬 2069-72)

24 退職共済年金及び老齢厚生年金減額処分無効確認乃至取り消し等請求事件

●(1,2 につき)被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平 24 法 63。令 2 法 40 改正前)附則 15 条 1 項、2 項

(1 につき)被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平 27 政 343)50 条

(2 につき)被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平 24 法 63。令 2 法 40 改正前)附則 15 条 3 項・17 条 2 項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平 27 政 347。令 3 政 229 改正前)36 条 1 項

○1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平 27 政 343)50 条にいう「施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの」とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平 24 法 63)の施行日の前から有していた特定の適用事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を同日以後においても継続して有する者をいう。

2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平 24 法 63。令 2 法 40 改正前)附則 17 条 2 項において準用される同附則 15 条 3 項(「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」(平 27 政 347。令 3 政 229 改正前)36 条 1 項による読替え後のもの)にいう「施行日前から引き続き改正後厚生年金保険法第

27 条に規定する被保険者…であるもの」とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平 24 法 63)の施行日の前から有していた特定の適用事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を同日以後においても継続して有する者をいう。(最判令 6・9・13 判例集未登載)

【経済法編】

25 出願却下処分取消請求事件

●特許法 36 条、知的財産基本法 2 条

○A I (ダバス, 発明を自律的に発明した人工知能) は、特許法にいう「発明者」に該当しないとされた事例。(東京地判令 6・5・16 判時 2601-90)

おもな改正法令の紹介

- 1、模範六法・法務六法 2025 年版の法令現在（令和 6 年 8 月 1 日）より後、模範六法・法務六法に収録している令和 7 年 1 月 31 日までに公布されたおもな法令を収録した。
- 2、■は模範六法・法務六法収録法令、□は模範六法のための収録法令を示す。
- 3、模範六法で省略されている部分についての改正は割愛した。
- 4、新旧対照表方式で公布された改正については、改正後の規定のみを掲載し、冒頭に《改正後》と明記した。
- 5、法文中の漢数字は算用数字に置き換えた（号数表示を除く）。

編修部

【憲法編】

□政治資金規正法

（令和 7 年法律第 1 号）

改正法施行日、令 8・1・1

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならない。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（渡切りの方法による支出の禁止）

第 8 条の 2 の 2 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。

第 13 条の 2 を削る。

〔中略〕

附則第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

□政治資金規正法

（令和 7 年法律第 2 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

第 9 条第 1 項第 1 号へ中「並びに当該」を「 、当該」に改め、「及び年月日」の下に「並びに当該対価の支払をした者が第 22 条の 8 第 4 項において準用する第 22 条の 5 第 1 項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を加える。

第 12 条第 1 項第 1 号ト中「並びに当該」を「 、当該」に改め、「年月日」の下に「並びに当該対価の支払をした者が第 22 条の 8 第 4 項において準用する第 22 条の 5 第 1 項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を加える。

第 14 条の見出し中「添付」の下に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

三 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第 12 条第 1 項の規定による報告書の提出及び第 1 項の規定による書面の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行うものとする。

第 16 条第 2 項中「第 22 条の 5 第 2 項」の下に「（第 22 条の 8 第 4 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 18 条の 2 第 1 項中「 、第 16 条第 2 項」を削り、同条第 2 項中「第 18 条の 2 第 4 項」との下に「 、同条第 2 項中「第 22 条の 5 第 2 項（第 22 条の 8 第 4 項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第 22 条の 8 第 4 項において準用する第 22 条の 5 第 2 項」と」を加える。

第 19 条の 15 中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する」を削る。

第 20 条第 3 項中「いう」の下に「 。第 5 項において同じ」を加え、同条に次の 3 項を加える。

五 第 1 項の場合において、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第 14 条第 3 項又は第 19 条の 15 の規定により電子情報処理組織を使用する方法により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出された第 12 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による報告書に係るデータベース（当該報告書に記載された事項（個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項を除く。）に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この条及び第 20 条の 3 第 3 項において同じ。）を整備し、当該データベースをインターネットを通じて一般の利用に供しなければならない。

六 データベースにおける第 12 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による報告書に記載された事項に関する情報の提供は、第 1 項後段の規定により同項後段の日までに公表される第 12 条第 1 項の規定による報告書に係る情報にあつては当該日の属する年の 12 月 31 日までに、当該報告書以外の同項又は第 17 条第 1 項の規定による報告書に係る情報にあつては第 1 項の規定により当該報告書が公表された日以後遅滞なく、それぞれ開始するものとし、同項の規定によりこれらの報告書が公表された日以後 3 年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

七 都道府県の選挙管理委員会は、総務大臣の求めに応じ、第 5 項の規定によるデータベースの整備のために必要な事項を通知しなければならない。

第 20 条の 3 第 3 項中「第 1 項」の下に「又は第 3 項」を、「収支報告書等」の下に「又は第 20 条第 7 項の規定により通知した事項」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

三 データベースに係る第 12 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による報告書に記載された事項に関する情報で第 20 条第 6 項の規定により提供が開始される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 3 条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該報告書に記載された事項に関する情報の提供が開始される日前は同法第 9 条第 1 項の決定を行わない。

四 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第 10 条第 1 項中「開示請求があつた日から 30 日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 20 条第 6 項の規定により同条第 5 項のデータベースにおける同法第 12 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による報告書（次条において単に「報告書」という。）に記載された事項に関する情報の提供が開始された日から同日後 30 日を経過する日までの間」と、同法第 11 条中「開示請求があつた日から 60 日以内」とあるのは「政治資金規正法第 20 条第 6 項の規定により同条第 5 項のデータベースにおける報告書に記載された事項に関する情報の提供が開始された

日から同日後 60 日を経過する日までの間」とする。

第 22 条の 5 第 1 項中「もの)」の下に「(以下この条及び第 22 条の 8 第 6 項において「外国人等」という。))」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 項中「前項本文に規定する者」を「外国人等」に、「同項ただし書に規定するものは」を「前項ただし書に規定する者であるもの(以下この項及び次項において「特例上場日本法人」という。))」に、「同項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するもの」を「特例上場日本法人」に改め、同条に次の 1 項を加える。

三 外国人等(特例上場日本法人を除く。以下同じ。)は、外国人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽つて政治活動に関する寄附をしてはならない。

第 22 条の 8 第 4 項中「第 22 条の 6 第 1 項及び」を「第 22 条の 5、第 22 条の 6 第 1 項及び」に改め、「において」の下に「」、第 22 条の 5 第 1 項本文中「政治活動に関する寄附」とあり、同項ただし書中「寄附」とあり、及び同条第 2 項中「政治活動に関する寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、同項中「当該寄附」とあるのは「当該対価の支払」と、同条第 3 項中「政治活動に関する寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と」を加え、同条に次の 1 項を加える。

六 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとする。

第 32 条の 2 中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する」を削る。

第 33 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 20 条、」を「第 20 条第 1 項から第 4 項まで及び第 7 項、」に改める。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)

第 2 条 政治資金規正法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 64 号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

附則第 5 条第 4 項中「及び第 4 項」を「」、第 4 項及び第 6 項」に改め、「「報告書」とあるのは「住所限定報告書」と」の下に「」、同条第 6 項中「当該報告書が」とあるのは「当該報告書に係る住所限定報告書が」と、「これらの報告書」とあるのは「これらの報告書に係る住所限定報告書」と」を加える。

附則第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

附則第 15 条を次のように改める。

第 15 条 削除

附則第 16 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「(次項において「寄附金控除の特例等」という。))」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

(政治資金規正法の一部改正)

附則第 7 条 政治資金規正法の一部を次のように改正する。

第 17 条第 4 項中「から第 14 条まで」を「及び第 14 条」に改める。

第 18 条第 1 項中「」、第 13 条の 2 (前条第 4 項において準用する場合を含む。))」を削る。

第 18 条の 2 第 1 項中「」、第 13 条の 2」を削る。

第 25 条第 1 項第 2 号中「」、第 13 条の 2 第 2 項」を削る。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)

附則第 8 条 政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「 、第13条の2第2項、同条第4項において読み替えて適用する第12条第1項」を削る。

附則第13条から第15条までを次のように改める。

第13条から第15条まで 削除

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第2条の規定〔中略〕 公布の日
- 二 〔前略〕附則〔中略〕第7条及び第8条の規定 令和8年1月1日

【行政法編】

□地方自治法

(令和6年12月25日法律第72号)

改正法施行日、令7・4・1

次に掲げる法律の規定中「 、特定任期付職員業績手当」を削る。

- 一 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項

【民法編】

■不動産登記規則

(令和6年12月2日法務省令第47号)

改正法施行日、令6・12・2

《改正後》

(資格者代理人による本人確認情報の提供)

第72条 〔略〕

2 〔略〕

一 〔略〕

二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）、児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか2以上の提示を求める方法

三 〔略〕

3 〔略〕

■不動産登記規則

(令和7年法務省令第1号)

改正法施行日、令7・4・21

《改正後》

(申出立件事件簿等)

第 27 条の 2 申出立件事件簿には、検索用情報の申出（第 158 条の 39 第 2 項に規定する検索用情報同時申出又は第 158 条の 40 第 2 項に規定する検索用情報単独申出をいう。第 3 項において同じ。）、代替措置等申出（第 202 条の 4 第 1 項に規定する代替措置等申出をいう。第 3 項及び第 4 項において同じ。）又は代替措置申出の撤回（第 202 条の 15 第 1 項の規定による撤回をいう。第 3 項及び第 4 項において同じ。）の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。

2 [略]

3 申出立件関係書類つづり込み帳には、検索用情報の申出に関する書類、代替措置等申出に関する書類及び代替措置申出の撤回に関する書類を立件番号の順序に従ってつづり込むものとする。

4 [略]

第 2 款の 5 検索用情報

(検索用情報管理ファイル)

第 158 条の 38 法務大臣は、所有権の登記名義人（自然人である者に限る。以下この款において同じ。）についての次に掲げる事項を記録する検索用情報管理ファイルを備えるものとする。

一 氏名

二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあつては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

三 住所

四 出生の年月日

五 電子メールアドレス

六 所有権の登記名義人として記録されている登記記録を特定するために必要な事項

2 検索用情報管理ファイルは、所有権の登記名義人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

3 検索用情報管理ファイルに記録された情報の保存期間は、永久とする。

(検索用情報の申出)

第 158 条の 39 所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（法第 49 条第 1 項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）を申請する場合において、所有権の登記名義人となる者（これらの登記の申請人である場合に限る。）が国内に住所を有するときは、これらの登記の申請人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人となる者についての次に掲げる事項（以下この条及び次条において「検索用情報」という。）を申請情報の内容として申し出るものとする。

一 氏名

二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあつては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

三 住所

四 出生の年月日

五 電子メールアドレス

2 前項の規定による申出（次項及び第 5 項において「検索用情報同時申出」という。）をする場合には、当該所有権の登記名義人となる者の前項第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

3 電子申請の申請人が検索用情報同時申出をする場合において、その者が第 43 条第 1 項第 1 号に掲げる電子証明書（登記官が第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した

情報の提供に代えることができる。

4 登記官は、第 1 項の規定により検索用情報に係る情報が提供されたときは、申出立件事件簿に立件の年月日及び立件番号を記録するものとする。

5 登記官は、検索用情報同時申出があった場合において、当該検索用情報同時申出に係る申請に基づく登記をしたときは、職権で、申出のあった所有権の登記名義人についての検索用情報及び登記記録を特定するために必要な事項を検索用情報管理ファイルに記録するものとする。

第 158 条の 40 国内に住所を有する所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人についての検索用情報を検索用情報管理ファイルに記録するよう申し出ることができる。

2 前項の規定による申出（以下この条において「検索用情報単独申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 所有権の登記名義人の検索用情報

二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申出の目的

四 申出に係る不動産の不動産所在事項

3 検索用情報単独申出は、申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してしなければならない。ただし、異なる登記所の管轄区域にある 2 以上の不動産について検索用情報単独申出をするときは、当該検索用情報単独申出は、当該不動産のうちいずれかの不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができる。

4 第 2 項第 4 号の規定にかかわらず、不動産番号（申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産について申出をする場合にあっては、不動産番号及び当該申出を受ける登記所以外の登記所の表示）を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「検索用情報申出情報」という。）の内容としたときは、同項第 4 号に掲げる事項を検索用情報申出情報の内容とすることを要しない。

5 検索用情報単独申出においては、第 2 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を検索用情報申出情報の内容とするものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 第 8 項に規定する検索用情報申出添付情報の表示

三 申出の年月日

四 検索用情報申出情報を提供する登記所の表示

6 検索用情報単独申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、検索用情報申出情報を登記所に提供してしなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法

二 検索用情報申出情報を記載した書面（第 14 項及び第 16 項において「検索用情報申出書」という。）を提出する方法

7 検索用情報申出情報は、所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。

8 検索用情報単独申出をする場合には、次に掲げる情報（第 11 項及び第 14 項において「検索用情報申出添付情報」という。）をその検索用情報申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 申出人となるべき者が申出をしていることを明らかにする市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（当該情報を記載した書面の写しを含む。）

二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

三 第 2 項第 1 号に掲げる事項（電子メールアドレスを除く。）を証する市町村長その他の公務員が

職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）。ただし、所有権の登記名義人に係るものであることを登記官が確認することができる当該事項を検索用情報申出情報の内容としたときを除く。

9 第 37 条の 2 の規定は、検索用情報単独申出をする場合について準用する。

10 第 158 条の 8 第 1 項及び第 158 条の 9 の規定は、第 6 項第 1 号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「受付」とあるのは「立件」と、同条第 3 項中「別記第 4 号の 2」とあるのは「別記第 4 号の 3」と、同項第 1 号中「受付番号」とあるのは「立件番号」と読み替えるものとする。

11 令第 12 条第 2 項及び第 14 条の規定は、前項に規定する場合において送信する検索用情報申出添付情報（第 8 項第 3 号に掲げる情報に限る。）について準用する。

12 第 42 条の規定は前項において準用する令第 12 条第 2 項の電子署名について、第 43 条第 2 項の規定は前項において準用する令第 14 条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

13 第 6 項第 1 号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする申出人が検索用情報申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第 42 条の電子署名を行い、当該申出人の第 43 条第 1 項第 1 号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第 8 項第 1 号及び第 3 号に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、同号に掲げる情報については、登記官が所有権の登記名義人の検索用情報（電子メールアドレスを除く。）を確認することができるものを提供したときに限る。

14 第 158 条の 10 の規定は第 6 項第 2 号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする場合について、第 158 条の 11 の規定は検索用情報単独申出をしようとする者が検索用情報申出書又は検索用情報申出添付情報を記載した書面（以下この項において「検索用情報申出添付書面」という。）を送付する場合について、第 55 条の規定は検索用情報申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第 4 項中「登記完了後、申請書類つづり込み帳」とあるのは、「検索用情報管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

15 前条第 4 項の規定は、検索用情報申出情報が提供された場合について準用する。

16 登記官は、第 6 項第 2 号に掲げる方法により検索用情報申出情報が提供されたときは、前項において準用する前条第 4 項の規定により申出立件事件簿に記録をする際、検索用情報申出書に立件の年月日及び立件番号を記載しなければならない。

17 登記官は、検索用情報単独申出があったときは、職権で、申出のあった所有権の登記名義人についての検索用情報及び登記記録を特定するために必要な事項を検索用情報管理ファイルに記録するものとする。

（検索用情報管理ファイルに記録された事項の変更等）

第 158 条の 41 登記官は、検索用情報管理ファイルに記録された第 158 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項に変更又は錯誤若しくは遺漏があると認めるときは、職権で、検索用情報管理ファイルに変更後又は更正後の当該事項を記録するものとする。

2 検索用情報管理ファイルに第 158 条の 38 第 1 項第 5 号に掲げる事項が記録されている所有権の登記名義人は、法務大臣の定めるところにより検索用情報管理ファイルに記録された当該事項の変更又は削除をすることができる。

【民事訴訟法編】

■民事訴訟規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（申立て等の方式等）

第 1 条 申立て等（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号。以下「法」という。）第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 1 項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。

2 口頭で申立て等をするには、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならない。この場合においては、裁判所書記官は、陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第 33 条の 3（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第 2 項第 1 号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

3 前項の電子調書が送達すべき書類の提出に代えて作成されたものであるときは、これを当事者に送達しなければならない。

（電子調書のファイルへの記録の方式）

第 1 条の 2 裁判所書記官は、電子調書を作成してファイルに記録するときは、当該電子調書が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子調書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第 2 条 訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名（当該書面がその提出により訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をするものとする。

〔1～5 略〕

〔2 略〕

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第 3 条 裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

〔1 略〕

二 法第 133 条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第 2 項の規定による届出に係る書面（第 8 章（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）において「秘匿事項届出書面」という。）

〔3～5 略〕

〔2・3 略〕

（裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等）

第 3 条の 2 裁判所は、電子判決書の作成に用いる場合その他必要があると認める場合において、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有しているときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第 87 条（法第 167 条の規定による当事者の説明の方式）第

1 項及び第 94 条（法第 178 条の規定による当事者の説明の方式）第 1 項において同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

[2 略]

（催告及び通知）

第 4 条 [略]

[2 略]

3 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、裁判所の使用に係る電子計算機と当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う。

一 ファイルに記録された催告すべき事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条（定義）第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。第 46 条（公示送達の方法）第 1 項第 2 号において同じ。）を使用するもの

[4 略]

5 この規則の規定による通知（第 46 条第 2 項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を訴訟記録上明らかにしなければならない。

[6 略]

（普通裁判籍所在地の指定・法第 4 条）

第 6 条 法第 4 条（普通裁判籍による管轄）第 3 項の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

（移送による記録の引継ぎ・法第 22 条）

第 9 条 移送の裁判が確定したときは、移送の裁判をした裁判所の裁判所書記官は、移送を受けた裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出・法第 29 条）

第 14 条 [略]

2 前項の場合において、当該資料が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当事者は、当該書面等の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項各号に掲げる者は、第 1 項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを第 52 条の 10 第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第 132 条の 11 第 3 項に規定する場合は、この限り

でない。

- 一 当該資料が書面等をもって作成されているとき 当該書面等の画像情報
- 二 当該資料が電磁的記録をもって作成されているとき 当該電磁的記録

4 裁判所は、前2項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

(法定代理権等の証明・法第34条)

第15条 法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

2 法第132条の11(電子情報処理組織による申立て等の特例)第1項各号に掲げる者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を証明する書面の画像情報又は電磁的記録を第52条の10(電子情報処理組織)第1項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第132条の11第3項に規定する場合は、この限りでない。

3 裁判所は、前項の規定により書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

4 前3項の規定は、選定当事者の選定及び変更について準用する。

(法人の代表者等への準用等・法第37条)

第18条 [略]

2 当事者が会社法人等番号(商業登記法(昭和38年法律第125号)第7条(会社法人等番号)(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する会社法人等番号をいう。第51条(訴訟手続の受継の申立ての方式等)第6項において同じ。)を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該当事者は、前項において準用する第15条(法定代理権等の証明)第1項の証明に必要な情報として、当該登記簿に記録されている事項をファイルに記録したものとみなす。

3 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

(補助参加の申出書の送達等・法第43条等)

第20条 [略]

2 前項に規定する送達は、補助参加の申出をした者から提出された副本(法第132条の10(電子情報処理組織による申立て等)第1項の方法により補助参加の申出がされた場合にあつては、当該申出をした者から提出された法第109条(電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達)に規定する書面(以下「送達すべき出力書面」という。))によってする。

3 前項の規定は、法第109条の2(電子情報処理組織による送達)第1項ただし書の届出をした当事者に対する送達については、適用しない。

4 前2項の規定は、法第47条(独立当事者参加)第1項及び第52条(共同訴訟参加)第1項の規定による参加の申出書の送達について準用する。

(訴訟告知書の送達等・法第53条)

第22条 [略]

2 前項に規定する送達は、訴訟告知をした当事者から提出された副本(法第132条の10(電子情報処理組織による申立て等)第1項の方法により訴訟告知がされた場合にあつては、当該当事者から提出された送達すべき出力書面)によってする。

3 前項の規定は、訴訟告知を受けるべき者が訴訟告知の書面の送達を受ける前に法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項ただし書の届出をした場合には、適用しない。

4 [略]

（訴訟代理権の証明等・法第 54 条等）

第 23 条 訴訟代理人の権限は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

2 前項の書面又は電磁的記録が私人により作成されたものであるときは、裁判所は、公証人その他の認証の権限を有する公務員の認証を受けるべきことを訴訟代理人に命ずることができる。

3 第 15 条（法定代理権等の証明）第 2 項及び第 3 項の規定は、法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項各号に掲げる者が第 1 項の権限の証明をする場合について準用する。

4 [略]

（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等・法第 71 条等）

第 24 条 [略]

2 前項の申立てにより訴訟費用又は和解の費用（以下この節において「訴訟費用等」という。）の負担の額を定める処分を求めるときは、同項の申立てをする者は、費用計算書及び費用額の疎明に必要な資料を裁判所書記官に提出するとともに、同項の書面及び費用計算書について第 47 条の 2（書類又は電磁的記録の直送）第 1 項の直送をしなければならない。

3 第 1 項の申立てをする者（次項に規定する者を除く。）は、前項の資料が書面等をもって作成されているときは、当該書面等の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4 第 1 項の申立てをする法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項各号に掲げる者は、第 2 項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを第 52 条の 10 第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第 132 条の 11 第 3 項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 当該資料が書面等をもって作成されているとき 当該書面等の画像情報
- 二 当該資料が電磁的記録をもって作成されているとき 当該電磁的記録

5 裁判所書記官は、前 2 項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

（相手方への催告等・法第 71 条等）

第 25 条 裁判所書記官は、訴訟費用等の負担の額を定める処分をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な資料並びに申立人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、1 定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが訴訟費用等を負担する場合において、記録上申立人の訴訟費用等についての負担の額が明らかなきときは、この限りでない。

2 前条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第 3 項から第 5 項までの規定は、前項の費用額の疎明に必要な資料の提出について準用する。

3 相手方が第 1 項の期間内に費用計算書又は費用額の疎明に必要な資料を提出しないときは、裁判所書記官は、申立人の費用のみについて、訴訟費用等の負担の額を定める処分をすることができる。ただし、相手方が訴訟費用等の負担の額を定める処分を求める申立てをすることを妨げない。

（費用額の確定処分的方式・法第 71 条等）

第 26 条 裁判所書記官は、訴訟費用等の負担の額を定める処分をするときは、処分の内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（法第 71 条第 3 項の最高裁判所規則で定める場合）

第 27 条 法第 71 条（訴訟費用額の確定手続）第 3 項の最高裁判所規則で定める場合は、相手方が第 25 条（相手方への催告等）第 1 項の期間内に同項の費用計算書又は費用額の疎明に必要な資料を提出しない場合とする。

第 27 条 法第 71 条（訴訟費用額の確定手続）第 2 項の最高裁判所規則で定める場合は、相手方が第 25 条（相手方への催告等）第 1 項の期間内に同項の費用計算書又は費用額の疎明に必要な書面を提出しない場合とする。

（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日・法第 87 条の 2 第 1 項）

第 30 条の 2 [略]

2 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第 2 号に掲げる事項を口頭弁論に係る電子調書に記録しなければならない。

（和解のための処置・法第 89 条）

第 32 条 [略]

[2・3 略]

4 前項の手続を行い、かつ、裁判所等がその結果について裁判所書記官に電子調書を作成させるときは、同項の手続を行った旨及び同項第 2 号に掲げる事項を電子調書に記録させなければならない。

（訴訟記録の閲覧等の請求等の方式・法第 91 条等）

第 33 条 訴訟記録の閲覧等の請求又は法第 91 条の 3（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求は、書面で行なければならない。

2 前項の訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録中の当該請求に係る部分を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。

（非電磁的訴訟記録の正本等の様式等・法第 91 条）

第 33 条の 2 非電磁的訴訟記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

[削る]

2 非電磁的訴訟記録の閲覧又は謄写は、その対象となる書面を提出した者からその写しが提出された場合には、提出された写しによってさせることができる。

（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等・法第 91 条の 2）

第 33 条の 3 法第 91 条の 2（電磁的訴訟記録の閲覧等）第 1 項の最高裁判所規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 裁判所設置端末（電磁的訴訟記録の閲覧等又は法第 91 条の 3（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明する電磁的記録の提供の用に供する目的で裁判所の構内に設置された電子計算機をいう。以下この条において同じ。）の映像面に電磁的訴訟記録の内容を表示する方法

二 第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用して当事者又は利害関係を疎明した第三者（次項及び第 48 条（判決の確定証明）第 1 項において「当事者等」という。）の使

用に係る電子計算機の映像面に電磁的訴訟記録の内容を表示する方法

2 法第 91 条の 2 第 2 項の最高裁判所規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 第 52 条の 10 第 1 項の電子情報処理組織を使用して当事者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電磁的訴訟記録に記録されている事項を記録させる方法

二 裁判所設置端末に当事者等の使用に係る記録媒体を接続させ、当該裁判所設置端末を用いて当該記録媒体に電磁的訴訟記録に記録されている事項を記録させる方法

3 第 1 項第 1 号又は前項第 2 号に掲げる方法により電磁的訴訟記録の閲覧又は複写をしようとする者は、裁判所書記官から通知された閲覧等用識別符号（電磁的訴訟記録の閲覧又は複写を請求した者に対し、裁判所書記官から当該閲覧又は複写のためにその都度付与される符号をいう。）を当該裁判所設置端末に入力しなければならない。

4 法第 91 条の 2 第 3 項の最高裁判所規則で定める電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明する方法は、当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨を当該書面に記載し、裁判所書記官が記名押印する方法とする。

5 法第 91 条の 2 第 3 項の最高裁判所規則で定める電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明する方法は、当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨を記録し、裁判所書記官が当該電磁的記録に記録された情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条（定義）第 1 項に規定する電子署名をいう。次条（訴訟に関する事項の証明の方法等）第 2 項において同じ。）を行う方法とする。

6 法第 91 条の 2 第 3 項の最高裁判所規則で定める電磁的記録の提供の方法は、前項に規定する電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録を第 2 項各号に掲げる方法により記録させる方法とする。

7 第 3 項の規定は、第 2 項第 2 号に掲げる方法により前項の電磁的記録の提供を受けようとする者について準用する。

（訴訟に関する事項の証明の方法等・法第 91 条の 3）

第 33 条の 4 法第 91 条の 3（訴訟に関する事項の証明）の最高裁判所規則で定める書面に記載された訴訟に関する事項を証明する方法は、訴訟に関する事項が記載された書面に当該事項を証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印する方法とする。

2 法第 91 条の 3 の最高裁判所規則で定める電磁的記録に記録された訴訟に関する事項を証明する方法は、訴訟に関する事項が記録された電磁的記録に当該事項を証明する旨を記録し、裁判所書記官が当該電磁的記録に記録された情報に電子署名を行う方法とする。

3 法第 91 条の 3 の最高裁判所規則で定める電磁的記録の提供の方法は、前項に規定する訴訟に関する事項が記録された電磁的記録を前条（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第 2 項各号に掲げる方法により記録させる方法とする。

4 前条第 3 項の規定は、同条第 2 項第 2 号に掲げる方法により前項の電磁的記録の提供を受けようとする者について準用する。

（電磁的訴訟記録からの消去等）

第 33 条の 5 裁判所は、当事者の全員が電磁的訴訟記録のうち次に掲げる部分を消去することに同意した場合において、当該部分を消去することを相当と認めるときは、電磁的訴訟記録から当該部分を消去する措置を講ずることができる。

一 準備書面に係る部分（当該準備書面に記載された事項が陳述された場合を除く。）

二 第 137 条（書証の申出等）第 1 項の規定により提出された文書の写し及び第 149 条の 2（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第 1 項の規定により提出された電磁的記録の複製（最高裁判所の細則で定めるファイル形式により複製された電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る部分（当該文書の写し又は当該電磁的記録の複製に係る証拠が法第 181 条（証拠調べを要しない場合）第 1 項の規定により取り調べることを要しないこととされた場合に限る。）

2 裁判所は、ファイルに記録された事項がその係属する事件に関するものでないこと又は誤って記録されたことが明らかであると認めるときは、当該事項が記録された部分をファイルから消去する措置を講ずることができる。ただし、当事者その他の関係人がファイルに記録した事項については、当該当事者その他の関係人が当該事項の消去を求める旨の申出を速やかに行うことが困難であると認める事情その他の特別の事情がある場合を除き、当該当事者その他の関係人から当該事項の消去を求める旨の申出がある場合に限る。

3 裁判所は、前 2 項の規定による措置を講ずる場合には、裁判所書記官に当該措置の内容を記録した電磁的記録を作成させ、ファイルに記録させなければならない。

（閲覧等の制限の申立ての方式等・法第 92 条）

第 34 条 [略]

2 当事者は、自らが提出する文書その他の物件（以下この条及び第 52 条の 20（法第 133 条の 2 第 2 項の申立ての方式等）において「文書等」という。）について前項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならない。

[3～7 略]

8 第 1 項の申立てをした者は、第 3 項本文、第 5 項本文又は前項の規定により文書等から秘密記載部分を除いたもの（以下この項及び第 10 項において「閲覧等対象部分」という。）を提出しなければならないときは、これに代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等対象部分の画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

9 第 2 項から第 7 項までの規定は、当事者が電磁的記録（当事者が法第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 1 項の規定によりファイルに記録する事項に係る電磁的記録を含む。次項において同じ。）について第 1 項の申立てをする場合について準用する。

10 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項及び第 3 項の規定は、閲覧等対象部分（法第 231 条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件に係るものを除く。）及び前項において準用する第 3 項本文、第 5 項本文又は第 7 項の規定により電磁的記録から秘密記載部分を除いたもの（電磁的記録の複製に係るものを除く。）の提出について準用する。この場合において、法第 132 条の 11 第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは、「民事訴訟規則第 34 条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第 8 項」と読み替えるものとする。

11 法第 92 条第 9 項の最高裁判所規則で定める措置は、電磁的訴訟記録中同項の営業秘密が記録された部分につき、その内容を書面に出し、当該書面に記載された事項の漏えいを防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置とする。

（証拠調べ期日における裁判長の措置等・法第 92 条の 2）

第 34 条の 4 裁判長は、法第 92 条の 2（専門委員の関与）第 3 項の規定により専門委員が手続に関与する場合において、証人尋問の期日において専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門委員の説明が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退廷その

他適当な措置を採ることができる。

[2 略]

(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第 92 条の 3)

第 34 条の 7 法第 92 条の 2 (専門委員の関与) 第 1 項又は第 3 項の期日において、法第 92 条の 3 (音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与) に規定する方法によって専門委員に説明又は発問をさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 専門委員に前項の説明又は発問をさせたときは、その旨及び同項第 2 号に掲げる事項を電子調書に記録しなければならない。

3 第 1 項の規定は、法第 92 条の 2 第 4 項の期日又は進行協議期日において法第 92 条の 3 に規定する方法によって専門委員に説明をさせる場合について準用する。

(受命裁判官等の権限・法第 92 条の 7)

第 34 条の 10 受命裁判官又は受託裁判官が法第 92 条の 2 (専門委員の関与) の手続を行う場合には、第 34 条の 2 (進行協議期日における専門委員の関与)、第 34 条の 4 (証拠調べ期日における裁判長の措置等)、第 34 条の 5 (当事者の意見陳述の機会の付与)、第 34 条の 6 (専門委員に対する準備の指示等) 第 1 項並びに第 34 条の 7 (音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与) 第 1 項及び第 3 項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(受命裁判官等の期日指定等・法第 93 条)

第 35 条 受命裁判官又は受託裁判官が行う手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

第 4 節 送達等

第 1 款 総則

第 2 款 書類の送達

(送達すべき書類・法第 101 条)

第 40 条 [略]

[削る]

(送達場所等の届出の方式・法第 104 条)

第 41 条 書類の送達を受けるべき場所の届出及び法第 104 条 (送達場所等の届出) 第 1 項後段の送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

[2 略]

3 書類の送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の当事者、法定代理人又は訴訟代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

(送達場所等の変更の届出・法第 104 条)

第 42 条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、書類の送達を受けるべき場所として届け出た場所又は法第 104 条 (送達場所等の届出) 第 1 項後段の送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

[2 略]

第 3 款 電磁的記録の送達

(電子情報処理組織による送達・法第 109 条の 2)

第 45 条の 2 法第 109 条の 2 (電子情報処理組織による送達) 第 1 項本文の通知は、次条 (電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出の方式) 第 2 項の規定により届け出られた電子メールアドレス

（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 2 条（定義）第 1 号に規定する電子メールをいい、最高裁判所の細則で定める通信方式を用いるものに限る。以下この条及び第 52 条の 2（予告通知の書面の記載事項等）第 4 項において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）に宛てて電子メールを送信する方法によってする。

（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出の方式・法第 109 条の 2）

第 45 条の 3 法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項ただし書の最高裁判所規則で定める方式は、法第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 1 項の方法とする。ただし、法第 109 条の 2 第 2 項後段の送達受取人を併せて届け出る場合は、書面によることができる。

2 法第 109 条の 2 第 1 項ただし書の届出をする場合には、同条第 2 項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならない。この場合において、同項後段の送達受取人を届け出るときは、当該送達受取人の当事者等識別符号（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和 6 年最高裁判所規則第 15 号）第 1 条（識別符号の付与の方法）第 3 項又は第 2 条（弁護士等に対する識別符号の付与の方法）第 2 項の規定により付与された識別符号をいう。以下同じ。）を併せて届け出なければならない。

（送達すべき電磁的記録に記録されている事項の閲覧の方法・法第 109 条の 3）

第 45 条の 4 法第 109 条の 3（電子情報処理組織による送達の効力発生の時期）第 1 項第 1 号の最高裁判所規則で定める方法は、送達を受けるべき者により、第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 2 項の電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に入力された符号がその者に付与された当事者等識別符号及び暗証符号（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第 3 条（届出事項の変更等）の規定により設定された暗証符号をいう。第 52 条の 9（電子情報処理組織を使用する申立て等の方式等）第 2 項及び第 52 条の 11（氏名又は名称を明らかにする措置）第 1 項において同じ。）であることが確認されたときに、送達すべき電磁的記録に記録されている事項をその者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法とする。

第 4 款 公示送達

（公示送達の方法・法第 111 条）

第 46 条 法第 111 条（公示送達の方法）の最高裁判所規則で定める方法は、裁判所の使用に係る電子計算機と同条各号に定める事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものとする。

一 ファイルに記録された法第 111 条各号に定める事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

[2 略]

第 5 款 書類又は電磁的記録の送付

（書類又は電磁的記録の送付）

第 47 条 裁判所が当事者その他の関係人に対し送付すべき書類又は電磁的記録の送付に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

2 前項の書類の送付は、送付すべき書類の写しを交付する方法又はその書類をファクシミリを利用して送信する方法によってする。

3 第 1 項の電磁的記録の送付は、次の各号のいずれかに掲げる方法によってする。ただし、第 3 号に

掲げる方法については、送付を受けるべき者が法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項ただし書の届出をしている場合に限る。

一 送付すべき電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面を交付し、又はファクシミリを利用して送信する方法

二 送付すべき電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

三 送付すべき電磁的記録に記録されている事項につき法第 109 条の 3（電子情報処理組織による送達の効力発生の時期）第 1 項第 1 号の閲覧又は同項第 2 号の記録をすることができる措置をとるとともに、送付を受けるべき者に対し、第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 2 項の電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法

4 法第 109 条の 4（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出をしなければならない者に関する特例）第 1 項の規定は、法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項各号に掲げる者に対する前項第 3 号に掲げる方法による電磁的記録の送付について準用する。この場合において、法第 109 条の 4 第 1 項中「第 109 条の 2 第 1 項ただし書」とあるのは「民事訴訟規則第 47 条（書類又は電磁的記録の送付）第 3 項ただし書」と、「同項ただし書」とあるのは「第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項ただし書」と、「同項本文」とあるのは「民事訴訟規則第 47 条第 3 項第 3 号」と読み替えるものとする。

（書類又は電磁的記録の直送）

第 47 条の 2 裁判所が当事者の提出に係る書類又は電磁的記録の相手方への送付をしなければならない場合（送達をしなければならない場合を除く。）において、当事者がその書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第 2 項又は第 3 項の方法により相手方に対して直接送付することをいう。以下同じ。）をしたときは、その送付は、することを要しない。

2 当事者が直送をしなければならない書類又は電磁的記録について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類又は電磁的記録の相手方への送付（準備書面については、送達又は送付）を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができる。

3 前項の書類又は裁判所が当事者に対し送付すべき書類について前条第 2 項の方法により直送を受けた相手方は、当該書類を受領した旨を記載した書面について直送をするとともに、当該書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、前項の書類又は裁判所が当事者に対し送付すべき書類の直送をした当事者が、受領した旨を相手方が記載した当該書類を裁判所に提出したときは、この限りでない。

4 第 2 項の電磁的記録又は裁判所が当事者に対し送付すべき電磁的記録について前条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法により直送を受けた相手方は、同項第 1 号の書面又は同項第 2 号の記録媒体を受領した旨を記載した書面について直送をするとともに、当該書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、第 2 項の電磁的記録又は裁判所が当事者に対し送付すべき電磁的記録について同条第 3 項第 1 号に掲げる方法により直送をした当事者が、受領した旨を相手方が記載した同号の書面を裁判所に提出したときは、この限りでない。

5 第 2 項の電磁的記録又は裁判所が当事者に対し送付すべき電磁的記録について前条第 3 項第 3 号に掲げる方法により直送を受けた相手方は、当該電磁的記録について同号に規定する閲覧又は記録をした旨をファイルに記録しなければならない。

（判決の確定証明・法第 116 条）

第 48 条 第 1 審裁判所の裁判所書記官は、当事者等の請求により、訴訟記録に基づいて判決の確定を証明した法第 91 条の 3（訴訟に関する事項の証明）の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供を行う。

2 訴訟がなお上訴審に係属中であるときは、前項の規定にかかわらず、上訴裁判所の裁判所書記官が、判決の確定した部分のみについて同項の書面の交付又は電磁的記録の提供を行う。

（法第 117 条第 1 項の訴えの訴状の添付書類等）

第 49 条 法第 117 条（定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え）第 1 項の訴えの訴状には、変更を求める確定判決（電子判決書又は法第 254 条（言渡し的方式の特則）第 2 項（法第 374 条（判決の言渡し）第 2 項において準用する場合を含む。）の電子調書（以下「電子判決書に代わる電子調書」という。）が作成されているものを除く。以下この条において同じ。）の写しを添付しなければならない。

2 原告は、前項の確定判決の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該確定判決に係る画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の確定判決の写しの添付について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは、「民事訴訟規則第 49 条（法第 117 条第 1 項の訴えの訴状の添付書類等）第 2 項」と読み替えるものとする。

（決定及び命令・法第 119 条等）

第 50 条 決定又は命令の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を訴訟記録上明らかにしなければならない。

2 決定及び命令には、前項に規定するほか、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

（電子調書による決定）

第 50 条の 2 最高裁判所が決定をする場合において、相当と認めるときは、電子決定書（法第 122 条（判決に関する規定の準用）において準用する法第 252 条（電子判決書）第 1 項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第 67 条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第 1 項第 7 号及び第 160 条（判決の更正決定等の方式）第 1 項において同じ。）の作成に代えて、決定の内容を電子調書に記録させることができる。

（訴訟手続の受継の申立ての方式等・法第 124 条等）

第 51 条 [略]

[2 略]

3 第 1 項の申立てをする者（次項に規定する者を除く。）は、前項の資料が書面等をもって作成されているときは、当該書面等の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4 第 1 項の申立てをする法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項各号に掲げる者は、第 2 項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを第 52 条の 10 第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第 132 条の 11 第 3 項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 当該資料が書面等をもって作成されているとき 当該書面等の画像情報
- 二 当該資料が電磁的記録をもって作成されているとき 当該電磁的記録

5 裁判所は、前 2 項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

6 訴訟手続を受け継ぐ者が会社法人等番号を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該訴訟手続を受け継ぐ者は、第 2 項の資料として、当該事項が記載された登記事項証明書を添付したものとみなす。

7 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

(予告通知の書面の記載事項等・法第 132 条の 2)

第 52 条の 2 [略]

[2・3 略]

4 法第 132 条の 2 第 1 項の最高裁判所規則で定める方法は、電子メールを送信する方法とする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、法第 132 条の 2 第 4 項の規定による電磁的方法による予告通知について準用する。この場合において、第 1 項中「記載し、予告通知をする者又はその代理人が記名押印する」とあるのは、「記録する」と読み替えるものとする。

(予告通知に対する返答の書面の記載事項等・法第 132 条の 3)

第 52 条の 3 [略]

[2 略]

3 前 2 項の規定は、法第 132 条の 3 第 2 項において準用する法第 132 条の 2 (訴えの提起前における照会) 第 4 項の規定による電磁的方法による返答について準用する。この場合において、第 1 項中「記載し、その返答をする者又はその代理人が記名押印するものとする」とあるのは、「記録する」と読み替えるものとする。

(訴えの提起前における照会及び回答の書面の記載事項等・法第 132 条の 2 等)

第 52 条の 4 法第 132 条の 2 (訴えの提起前における照会) の規定による照会及びこれに対する回答を書面によってする場合には、照会の書面及び回答の書面を相手方に送付してする。この場合において、相手方に代理人があるときは、照会の書面は、当該代理人に対し送付するものとする。

2 前項の照会の書面には、次に掲げる事項を記載し、照会をする者又はその代理人が記名押印するものとする。

[一～七 略]

八 書面又は第 52 条の 2 (予告通知の書面の記載事項等) 第 4 項の方法のいずれかにより回答することを求める場合にはその旨及び照会をする者の電子メールアドレス

3 第 1 項の回答の書面には、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項、回答の年月日並びに照会事項に対する回答を記載し、照会を受けた者又はその代理人が記名押印するものとする。この場合において、照会事項中に法第 132 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、法第 163 条 (当事者照会) 第 1 項各号のいずれに該当するかをも、法第 132 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、そのいずれに該当するかをも記載するものとする。

[4 略]

5 前各項の規定は、法第 132 条の 3 (訴えの提起前における照会) の規定による照会及びこれに対する回答を書面によってする場合について準用する。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、法第 132 条の 2 又は第 132 条の 3 の規定による照会及びこれに対する回答を電磁的方法によってする場合について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「照会の書面」とあるのは「電磁的方法による照会」と、第 1 項及び第 3 項中「回答の書面」とある

のは「電磁的方法による回答」と、第 1 項中「送付して」とあるのは「送信して」と、「送付する」とあるのは「送信する」と、第 2 項中「記載し、照会をする者又はその代理人が記名押印する」とあり、及び第 3 項中「記載し、照会を受けた者又はその代理人が記名押印する」とあるのは「記録する」と読み替えるものとする。

(証拠収集の処分の申立ての方式・法第 132 条の 4)

第 52 条の 5 [略]

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

[一・二 略]

三 申立ての根拠となる申立人又は相手方がした予告通知（以下この項並びに次条（証拠収集の処分の申立書の添付書類等）第 1 項各号及び第 2 項において単に「予告通知」という。）に係る請求の要旨及び紛争の要点

[四～六 略]

3 第 1 項の書面には、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 法第 132 条の 4 第 1 項第 1 号の処分の申立てをする場合

当該文書の所持者又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

[二～四 略]

[略]

4 法第 132 条の 4 第 1 項第 1 号の処分の申立てにおける第 2 項第 2 号に掲げる事項の記載は、送付を求める文書（法第 231 条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件を含む。）又は電磁的記録を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。法第 132 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 4 号の処分の申立てにおける前項第 3 号又は第 4 号に定める物についても、同様とする。

[5・6 略]

(証拠収集の処分の申立書の添付書類等・法第 132 条の 4)

第 52 条の 6 前条（証拠収集の処分の申立ての方式）第 1 項の書面（以下この条において「申立書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 予告通知の書面の写し（電磁的方法により予告通知をした場合にあっては、当該予告通知に係る電磁的記録に記録されている事項を出力することによって作成した書面）

一 予告通知の書面の写し

[二 略]

2 予告通知に対する返答をした被予告通知者が法第 132 条の 4（訴えの提起前における証拠収集の処分）第 1 項の処分の申立てをするときは、当該申立書には、前項各号に掲げる書類のほか、当該返答の書面の写し（電磁的方法により返答をした場合にあっては、当該返答に係る電磁的記録に記録されている事項を出力することによって作成した書面。第 4 項において同じ。）を添付しなければならない。

[3 略]

4 法第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 1 項の方法により前条第 1 項の申立てをする者は、第 1 項各号に掲げる書類、第 2 項の書面の写し及び前項の登記事項証明書又は登録原簿に記載されている事項を証明した書面（以下この項及び次項において「書類等」という。）の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書類等の画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

5 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項及び第 3 項の規定は第 1 項か

ら第3項までの規定による書類等の添付について、第51条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第5項の規定は前項の規定により書類等の画像情報が提出された場合について準用する。この場合において、法第132条の11第1項中「前条第1項」とあるのは、「民事訴訟規則第52条の6（証拠収集の処分の申立書の添付書類等）第4項」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定にかかわらず、申立人が不動産識別事項（不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条（申請情報の一部の省略）第1項に規定する不動産識別事項をいう。第55条（訴状の添付書類等）第5項において同じ。）を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して第3項の登記事項証明書に係る情報を入手することができる場合には、同項の登記事項証明書を添付することを要しない。

7 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記事項証明書に係る情報の提供を求めることができる。

（証拠収集の処分の手続等・法第132条の6）

第52条の7 [略]

[2 略]

3 第103条（外国における証拠調べの嘱託の手続）の規定は、法第132条の6（証拠収集の処分の手続等）第6項において準用する法第184条（外国における証拠調べ）第1項の規定により外国においてすべき法第132条の4第1項第1号から第3号までの処分に係る嘱託の手続について準用する。

[4～6 略]

7 法第132条の6第3項の規定により第52条の10（電子情報処理組織）第1項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により行う調査結果の報告又は意見の陳述は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該調査結果の報告又は意見の陳述をする者の使用に係る電子計算機から当該調査結果に係る情報又は意見の内容に係る情報を入力する方法により行うものとする。

8 第33条（訴訟記録の閲覧等の請求等の方式）第1項の規定は法第132条の7（事件の記録の閲覧等）の非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等若しくは電磁的証拠収集処分記録の閲覧等の請求又は法第132条の4第1項の処分の申立てに係る事件に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求について、第33条第2項の規定は法第132条の7の非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等の請求について、第33条の2（非電磁的訴訟記録の正本等の様式等）の規定は非電磁的証拠収集処分記録（法第132条の4第1項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分を除いた部分をいう。）について、第33条の3（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）の規定は法第132条の7の電磁的証拠収集処分記録の閲覧等について、第33条の4（訴訟に関する事項の証明の方法等）の規定は法第132条の4第1項の処分の申立てに係る事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供について準用する。この場合において、第33条の3第1項第2号中「当事者又は利害関係を疎明した第三者（次項及び第48条（判決の確定証明）第1項において「当事者等」という。）」とあり、及び同条第2項中「当事者等」とあるのは、「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

第7章 電子情報処理組織による申立て等

（電子情報処理組織を使用する申立て等の方式等・法第132条の10）

第52条の9 法第132条の10（電子情報処理組織による申立て等）第1項に規定する方法によってする申立て等（以下「電子申立て等」という。）は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする申立て等に関する法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うもの

とする。

2 電子申立て等をしようとする者は、当該電子申立て等をする者に係る当事者等識別符号及び暗証符号を前項の電子計算機から入力しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、数人が共同して電子申立て等をする場合には、同項の規定による入力をする者（以下この項及び第 52 条の 11（氏名又は名称を明らかにする措置）第 2 項において「入力者」という。）以外の者は、前項の規定による入力に代えて、当該入力者以外の者が入力者と共同して電子申立て等を行う旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面の画像情報及び当該入力者以外の者に係る当事者等識別符号を、当該入力者の使用に係る電子計算機から記録させるものとする。

4 電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

（電子情報処理組織）

第 52 条の 10 次の各号に掲げる規定に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と当該各号に定める行為をする者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

一 法第 91 条の 2（電磁的訴訟記録の閲覧等）第 2 項（法第 132 条の 7（事件の記録の閲覧等）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。） 法第 91 条の 2 第 2 項の規定による複写の請求

二 法第 91 条の 2 第 3 項（法第 132 条の 7 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。） 法第 91 条の 2 第 3 項の規定による電磁的記録の提供の請求

三 法第 91 条の 3（訴訟に関する事項の証明）（法第 132 条の 7 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。） 法第 91 条の 3 の規定による電磁的記録の提供の請求

四 法第 92 条の 2（専門委員の関与）第 2 項 同項の説明

五 法第 132 条の 6（証拠収集の処分の手続等）第 3 項 同項の調査結果の報告又は意見の陳述

六 法第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 1 項 電子申立て等

七 法第 151 条（釈明処分）第 2 項 同項の電磁的記録の提出

八 法第 205 条（尋問に代わる書面の提出）第 2 項（法第 278 条（尋問等に代わる書面の提出）第 2 項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。） 法第 205 条第 2 項の規定による書面に記載すべき事項のファイルへの記録

九 法第 215 条（鑑定人の陳述の方式等）第 2 項（法第 278 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。） 法第 215 条第 2 項の規定による意見の陳述

十 法第 231 条の 2（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出）第 2 項 同項の電磁的記録の提出

十一 法第 231 条の 3（書証の規定の準用等）第 2 項（法第 132 条の 6 第 6 項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。） 法第 231 条の 3 第 2 項の電磁的記録の提出又は送付

2 法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第 52 条の 11 法第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 4 項の氏名又は名称を明らか

にする措置は、当事者等識別符号及び暗証符号を電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から入力することとする。ただし、申立て等をする者が第三者に依頼して第 52 条の 9（電子情報処理組織を使用する申立て等の方式等）第 1 項の規定による入力をさせる場合において、当該申立て等をする者が当事者等識別符号及び暗証符号を入力することができないときは、当該申立て等をした者が当該第三者に同項の規定による入力を依頼した旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面の画像情報を、当該第三者の使用に係る電子計算機から記録させることとする。

2 数人が共同して電子申立て等を行う場合における入力者以外の者に係る法第 132 条の 10 第 4 項の氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定にかかわらず、第 52 条の 9 第 3 項の書面の画像情報を、入力者の使用に係る電子計算機から記録させることとする。

（法第 132 条の 11 第 1 項各号に掲げる者以外の者による申立て等の方法等）

第 52 条の 12 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項各号に掲げる者以外の者は、申立て等をする場合には、電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器であって電子申立て等をするために必要となるものを利用することができない事情があるときを除き、第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法によってするものとする。

2 前項の規定は、申立て等以外の行為であって、法令の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができるものをする場合について準用する。

3 電子申立て等をする者は、当該電子申立て等についてファイルから入手可能な様式に従い、当該電子申立て等をするよう努めるものとする。

（電子情報処理組織の使用を担当する訴訟代理人）

第 52 条の 13 当事者に 10 人を超える訴訟代理人があるときは、当該訴訟代理人は、特別の事情がある場合を除き、その中から 10 人を超えない範囲内で、第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 10 号に掲げる行為及び送達を受けることを担当する訴訟代理人を定めるものとする。

（電子情報処理組織による申立て等の特例・法第 132 条の 11）

第 52 条の 14 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項各号に掲げる者が書面等により当該各号に定める事件の申立て等をするときは、当該書面等に、同条第 3 項に規定する事由がある旨及びその具体的内容を記載した書面を添付しなければならない。

（裁判所書記官によるファイルへの記録等）

第 52 条の 15 裁判所書記官は、法第 132 条の 12（書面等による申立て等）第 1 項又は第 132 条の 13（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）の規定により書面等に記載された事項をファイルに記録するときは、当該書面等の提出後、速やかにこれを行うものとする。

2 前項の書面等を裁判所に提出した者は、当該書面等を提出した日から 1 月以内に限り、裁判所書記官に対し、当該書面等の閲覧を請求することができる。

（書面等の提出が電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされたときの送付）

第 52 条の 16 法又はこの規則の規定により、書面等の提出に代えて、当該書面等に記載すべき事項又は当該書面の画像情報が電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録されたときは、当該書面等に係る送付は、当該書面等に係るこの規則の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織の使用によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送付によってする。

（記載された事項がファイルに記録された書面等に係る送付）

第 52 条の 17 法第 132 条の 12（書面等による申立て等）第 1 項又は第 132 条の 13（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等

に係る送付は、当該書面等に係るこの規則の規定にかかわらず、当該事項に係る電磁的記録の送付をもって代えることができる。

第 8 章 [略]

(申立ての方式)

第 52 条の 18 [略]

(秘匿事項届出書面の記載事項等)

第 52 条の 19 [略]

(法第 133 条の 2 第 2 項の申立ての方式等)

第 52 条の 20 [略]

[2～6 略]

7 第 1 項の申立てをした者は、第 3 項、第 5 項本文又は前項の規定により文書等から秘匿事項記載部分を除いたもの（以下この項及び第 9 項において「閲覧等対象部分」という。）を提出しなければならないときは、これに代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等対象部分の画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

8 第 2 項から第 6 項までの規定は、秘匿対象者が電磁的記録（秘匿対象者が法第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 1 項の規定によりファイルに記録する事項に係る電磁的記録を含む。次項において同じ。）について第 1 項の申立てをする場合について準用する。

9 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項及び第 3 項の規定は、閲覧等対象部分（法第 231 条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件を除く。）及び前項において準用する第 3 項、第 5 項本文又は第 6 項の規定により電磁的記録から秘匿事項記載部分を除いたもの（電磁的記録の複製に係るものを除く。）の提出について準用する。この場合において、法第 132 条の 11 第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは、「民事訴訟規則第 52 条の 20（法第 133 条の 2 第 2 項の申立ての方式等）第 7 項」と読み替えるものとする。

(押印を必要とする書面の特例等)

第 52 条の 21 氏名について秘匿決定があった場合には、この規則の規定（第 52 条の 19（秘匿事項届出書面の記載事項等）第 1 項を除く。次項において同じ。）による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者がするものに限る。）は、することを要しない。

[2 略]

(秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い)

第 52 条の 22 秘匿決定の一部について法第 133 条の 4（秘匿決定の取消し等）第 1 項の取消しの裁判が確定したとき又は秘匿事項届出書面の一部について同条第 2 項の許可の裁判が確定したときは、法第 133 条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第 1 項の申立てをした者は、遅滞なく、既に提出した秘匿事項届出書面から当該取消しの裁判又は当該許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたもの（次項及び第 3 項において「閲覧等用秘匿事項届出書面」という。）を作成し、裁判所に提出しなければならない。

2 前項の申立てをした者は、閲覧等用秘匿事項届出書面の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等用秘匿事項届出書面の画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項及び第 3 項の規定は、閲覧等用秘匿事項届出書面の提出について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項」とあ

るのは、「民事訴訟規則第 52 条の 22（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第 2 項」と読み替えるものとする。

（安全管理のために必要な措置・法第 133 条の 2 等）

第 52 条の 23 法第 133 条の 2（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第 5 項（法第 133 条の 3（送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則）第 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の最高裁判所規則で定める措置は、電磁的訴訟記録等中法第 133 条の 2 第 5 項の秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、当該書面に記載された事項の漏えいを防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置とする。

（訴状の記載事項・法第 134 条）

第 53 条 [略]

[2・3 略]

4 訴状には、第 1 項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等

二 当事者が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条（定義）第 15 項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けている場合にあっては、当該法人番号

（訴えの提起前に証拠保全が行われた場合の訴状の記載事項）

第 54 条 訴えの提起前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、訴状には、前条（訴状の記載事項）第 1 項に規定する事項及び同条第 4 項各号に掲げる事項のほか、その証拠調べを行った裁判所及び証拠保全事件の表示を記載しなければならない。

（訴状の添付書類等）

第 55 条 [略]

[2 略]

3 原告は、第 1 項各号に定める書類又は前項の書証の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書類又は同項の証拠となるべき文書の画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項及び第 3 項の規定は第 1 項各号に定める書類又は第 2 項の書証の写しの添付について、第 51 条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第 5 項の規定は前項の規定により第 1 項各号に定める書類の画像情報が提出された場合について準用する。この場合において、法第 132 条の 11 第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは、「民事訴訟規則第 55 条（訴状の添付書類等）第 3 項」と読み替えるものとする。

5 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、原告が不動産識別事項を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して同項第 1 号の登記事項証明書に係る情報を入手することができる場合には、同号の登記事項証明書を添付することを要しない。

6 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記事項証明書に係る情報の提供を求めることができる。

（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）

第 55 条の 2 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項各号に掲げる者は、訴えを提起した場合において、被告から委任を受けて当該訴えに係る法律関係に関して弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 3 条（弁護士の職務）第 1 項に規定する法律事務を行っていた者を知っている

ときは、当該者の氏名その他の当該者を特定するために必要な情報を裁判所に届け出なければならない。ただし、当該者が当該訴えについて被告の訴訟代理人にならないことが明らかな場合その他の当該情報を届け出ることには支障がある場合は、この限りでない。

（訴状却下命令に対する即時抗告・法第 137 条等）

第 57 条 削除

（訴状の送達等・法第 138 条等）

第 58 条 訴状の送達は、原告から提出された副本（法第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して訴えが提起された場合にあっては、原告から提出された送達すべき出力書面）によってする。

2 前項の規定は、被告が訴状の送達を受ける前に法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項ただし書の届出をした場合には、適用しない。

3 前 2 項の規定は、法第 143 条（訴えの変更）第 2 項（法第 144 条（選定者に係る請求の追加）第 3 項及び第 145 条（中間確認の訴え）第 4 項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。

（電磁的記録の提出方法・法第 151 条）

第 63 条の 2 法第 151 条（釈明処分）第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う電磁的記録の提出は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から当該電磁的記録を入力する方法により行うものとする。

（音声の送受信による通話の方法による通訳人の関与・法第 154 条）

第 64 条の 2 第 30 条の 2（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、法第 154 条（通訳人の立会い等）第 2 項後段に規定する方法によって通訳人に通訳をさせる場合について準用する。

（口頭弁論に係る電子調書の形式的記録事項・法第 160 条）

第 66 条 口頭弁論に係る電子調書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

〔一～六 略〕

2 裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記録すれば足りる。

（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等・法第 160 条）

第 67 条 口頭弁論に係る電子調書には、弁論の要領を記録し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

〔一～五 略〕

六 裁判長が記録を命じた事項及び当事者の請求により記録を許した事項

七 電子決定書又は電子命令書（法第 122 条（判決に関する規定の準用）において準用する法第 252 条（電子判決書）第 1 項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）を作成しないでした裁判

〔八 略〕

2 前項の規定にかかわらず、訴訟が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人、

当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記録を省略することができる。ただし、当事者が訴訟の完結を知った日から1週間以内にその記録をすべき旨の申出をしたときは、この限りでない。

3 口頭弁論に係る電子調書には、弁論の要領のほか、当事者による攻撃又は防御の方法の提出の予定その他訴訟手続の進行に関する事項を記録することができる。

4 法第160条（口頭弁論に係る電子調書の作成等）第3項の異議が述べられたときは、裁判所書記官は、異議が述べられた旨及びその内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

（電子調書の記録に代わる電磁的記録のファイルへの記録）

第68条 裁判所書記官は、前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第1項の規定にかかわらず、裁判長の許可があったときは、証人、当事者本人又は鑑定人（以下「証人等」という。）の陳述の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイルに記録し、これをもって電子調書の記録に代えることができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べるができる。

2 前項の場合において、訴訟が完結するまでに当事者の申出があったときは、前条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければならない。訴訟が上訴審に係属中である場合において、上訴裁判所が必要があると認めたときも、同様とする。

（他の電磁的記録の引用）

第69条 口頭弁論に係る電子調書には、他の電磁的記録を引用し、これをファイルに記録して電子調書の一部とすることができる。

（電子速記録の作成）

第71条 裁判所速記官は、前条（陳述の速記）の規定により速記した場合には、速やかに、速記原本を反訳して速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）を作成しなければならない。ただし、裁判所が電子速記録を作成する必要があると認めるときは、この限りでない。

（電子速記録の引用）

第72条 裁判所速記官が作成した電子速記録は、電子調書に引用し、ファイルに記録して電子調書の一部とするものとする。ただし、裁判所が電子速記録の引用を適当でないと認めるときは、この限りでない。

第73条から第75条まで 削除

（口頭弁論における陳述の録音）

第76条 裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭弁論における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、裁判所が相当と認めるときは、当該陳述の録音により作成された電磁的記録を反訳した電子調書を作成しなければならない。

（更正処分的方式・法第160条の2）

第76条の2 裁判所書記官は、口頭弁論に係る電子調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第66条（口頭弁論に係る電子調書の形式的記録事項）第2項及び第3項の規定は、前項の電磁的記録について準用する。

（写真の撮影等の制限）

第 77 条 民事訴訟に関する手続の期日における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければすることができない。期日外における審尋及び法第 176 条（書面による準備手続の方法等）第 2 項に基づく協議についても、同様とする。

（裁判所の審尋等への準用）

第 78 条 法第 160 条（口頭弁論に係る電子調書の作成等）及び第 160 条の 2（口頭弁論に係る電子調書の更正）並びに第 66 条から第 72 条まで（口頭弁論に係る電子調書の形式的記録事項、口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等、電子調書の記録に代わる電磁的記録のファイルへの記録、他の電磁的記録の引用、陳述の速記、電子速記録の作成及び電子速記録の引用）、第 76 条（口頭弁論における陳述の録音）及び第 76 条の 2（更正処分的方式）の規定は、裁判所の審尋及び口頭弁論の期日外に行う証拠調べ並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続について準用する。

第 78 条 法第 160 条（口頭弁論調書）及び第 66 条から第 76 条まで（口頭弁論調書の形式的記載事項、口頭弁論調書の実質的記載事項、調書の記載に代わる録音テープ等への記録、書面等の引用添付、陳述の速記、速記録の作成、速記録の引用添付、速記原本の引用添付、速記原本の反訳等、速記原本の訳読及び口頭弁論における陳述の録音）の規定は、裁判所の審尋及び口頭弁論の期日外に行う証拠調べ並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続について準用する。

（答弁書）

第 80 条 [略]

[2 略]

3 第 53 条（訴状の記載事項）第 4 項の規定は答弁書について、第 55 条（訴状の添付書類等）第 3 項及び第 4 項の規定は前項の書証の写しの添付について準用する。

（答弁に対する反論）

第 81 条 [略]

2 第 55 条（訴状の添付書類等）第 3 項及び第 4 項の規定は前項の書証の写しの添付について準用する。

（準備書面に引用した文書の取扱い）

第 82 条 [略]

[2 略]

3 当事者は、第 1 項の写しの提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、同項の文書の画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の写しの提出について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは、「民事訴訟規則第 82 条（準備書面に引用した文書の取扱い）第 3 項」と読み替えるものとする。

（準備書面の提出等の促し・法第 162 条）

第 83 条の 2 裁判長は、法第 162 条（準備書面等の提出期間）第 1 項の規定により同項の準備書面の提出又は証拠の申出をすべき期間を定めたときは、裁判所書記官に命じて、当該準備書面の提出又は証拠の申出の促しをさせることができる。

（当事者照会・法第 163 条）

第 84 条 法第 163 条（当事者照会）の規定による照会及びこれに対する回答を書面によってする場合には、照会書及び回答書を相手方に送付してする。この場合において、相手方に代理人があるときは、

照会書は、当該代理人に対し送付するものとする。

2 前項の照会書には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。

〔一～八 略〕

九 相手方の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答することを求める場合にはその旨及び照会をする者の電子メールアドレス

3 第1項の回答書には、前項第1号から第4号までに掲げる事項及び照会事項に対する回答を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。この場合において、照会事項中に法第163条第1項各号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、その条項をも記載するものとする。

〔4 略〕

5 前各項の規定は、法第163条の規定による照会及びこれに対する回答を電磁的方法によってする場合について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「照会書」とあるのは「電磁的方法による照会」と、第1項及び第3項中「回答書」とあるのは「電磁的方法による回答」と、第1項中「送付して」とあるのは「送信して」と、「送付する」とあるのは「送信する」と、第2項及び第3項中「記載し、当事者又は代理人が記名押印する」とあるのは「記録する」と読み替えるものとする。

（証明すべき事実の電子調書への記録等・法第165条）

第86条 裁判所は、準備的口頭弁論を終了するに当たり、その後の証拠調べによって証明すべき事実が確認された場合において、相当と認めるときは、裁判所書記官に当該事実を準備的口頭弁論に係る電子調書に記録させなければならない。

〔2 略〕

（法第167条の規定による当事者の説明の方式）

第87条 法第167条（準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出）の規定による当事者の説明は、期日において口頭でする場合を除き、書面又は電磁的方法によりしなければならない。

2 前項の説明が期日において口頭でされた場合には、相手方は、説明をした当事者に対し、当該説明の内容につき、これを記載した書面の交付又はこれを記録した電磁的記録の提供をするよう求めることができる。

（弁論準備手続に係る電子調書等・法第170条等）

第88条 弁論準備手続に係る電子調書には、当事者の陳述に基づき、法第161条（準備書面）第2項に掲げる事項を記録し、特に、証拠については、その申出を明確にしなければならない。

〔2 略〕

3 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第2号に掲げる事項を弁論準備手続に係る電子調書に記録しなければならない。

4 第1項及び前項に規定するほか、弁論準備手続に係る電子調書については、法第160条（口頭弁論に係る電子調書の作成等）及びこの規則中口頭弁論に係る電子調書に関する規定を準用する。

（準備的口頭弁論の規定等の準用・法第170条等）

第90条 第63条（期日外釈明の方法）、第65条（訴訟代理人の陳述禁止等の通知）及び第83条の2（準備書面の提出等の促し）並びに前款（準備的口頭弁論）の規定は、弁論準備手続について準用する。

（音声の送受信による通話の方法による協議・法第176条）

第91条 裁判長は、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって書面による準備手続における協議をする場合には、その協議の日時を指定することができる。

2 前項の方法による協議をしたときは、裁判長は、裁判所書記官に当該手続についての電子調書を作

成させ、これに協議の結果を記録させることができる。

3 第1項の方法による協議をし、かつ、裁判長がその結果について裁判所書記官に記録をさせたときは、その記録に同項の方法による協議をした旨及び次項において準用する第88条（弁論準備手続に係る電子調書等）第2項第2号に掲げる事項を記録させなければならない。

[4 略]

5 前各項の規定は、受命裁判官が書面による準備手続を行う場合について準用する。

（口頭弁論の規定等の準用・法第176条）

第92条 第63条（期日外釈明の方法）、第83条の2（準備書面の提出等の促し）及び第86条（証明すべき事実の電子調書への記録等）第2項の規定は、書面による準備手続について準用する。

（証明すべき事実の電子調書への記録・法第177条）

第93条 書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実の確認がされたときは、当該事実を口頭弁論に係る電子調書に記録しなければならない。

（法第178条の規定による当事者の説明の方式）

第94条 法第178条（書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出）の規定による当事者の説明は、期日において口頭とする場合を除き、書面又は電磁的方法によりしなければならない。

[2 略]

（進行協議期日）

第95条 [略]

[2 略]

3 法第261条（訴えの取下げ）第5項及び第6項の規定は、前項の訴えの取下げについて準用する。

（音声の送受信による通話の方法による進行協議期日）

第96条 [略]

[2 略]

3 第1項の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官に電子調書を作成させるときは、同項の方法による手続を行った旨及び次項において準用する第88条（弁論準備手続に係る電子調書等）第2項第2号に掲げる事項を電子調書に記録させなければならない。

[4 略]

（囑託に基づく証拠調べの記録の引継ぎ・法第185条）

第105条 受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、受訴裁判所の裁判所書記官に証拠調べに関する記録の管理を引き継がなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ・法第185条）

第105条の2 第30条の2（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、法第185条（裁判所外における証拠調べ）第3項に規定する方法による証拠調べの手続を行う場合について準用する。

（電子情報処理組織による調査結果の報告・法第186条）

第105条の3 調査結果に係る情報を記録した電磁的記録により法第186条（調査の囑託）第1項の囑託に係る調査結果の報告をするときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機と当該調査結果の報告をする者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して

ファイルに記録する方法又は当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により行うものとする。

（映像等の送受信による通話の方法による参考人等の審尋・法第 187 条）

第 105 条の 4 法第 187 条（参考人等の審尋）第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する方法による審尋は、当事者の意見を聴いて、参考人又は当事者本人を裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。

2 前項の方法による審尋をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の審尋の実施に必要な情報を同項の参考人又は当事者本人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3 第 30 条の 2（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第 1 項の方法による審尋をする場合について準用する。

（過料の裁判の執行に関する調査・法第 189 条）

第 105 条の 5 [略]

（尋問事項書）

第 107 条 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書（尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

[2・3 略]

（電子呼出状の記録事項等）

第 108 条 証人の電子呼出状には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

[一～三 略]

2 前項の電子呼出状を証人に送達するときは、同時に、尋問事項書を送達しなければならない。

（宣誓・法第 201 条）

第 112 条 [略]

[2 略]

3 第 1 項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、裁判長は、証人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4 裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

[削る]

5 [略]

（文書等の質問への利用）

第 116 条 [略]

[2 略]

3 裁判長は、電子調書の作成に用いる場合その他必要があると認めるときは、当事者に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（対質）

第 118 条 [略]

2 前項の規定により対質を命じたときは、その旨を電子調書に記録させなければならない。

[3 略]

(書面による質問又は回答の朗読等・法第 154 条)

第 122 条 耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、裁判長は、裁判所書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。質問の内容を証人若しくは裁判所の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、これを示す方法で質問し、又は回答の内容を当該証人若しくは裁判所の使用に係る電子計算機に入力させる方法で回答させたときも、同様とする。

(付添い・法第 203 条の 2)

第 122 条の 2 [略]

2 前項の措置をとったときは、その旨並びに証人に付き添った者の氏名及びその者と証人との関係を電子調書に記録しなければならない。

(遮へいの措置・法第 203 条の 3)

第 122 条の 3 [略]

2 前項の措置をとったときは、その旨を電子調書に記録しなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第 204 条)

第 123 条 法第 204 条(映像等の送受信による通話の方法による尋問)に規定する方法による尋問は、当事者(同条第 2 号に掲げる場合にあっては、当事者及び証人)の意見を聴いて、証人を次に掲げる要件を満たす場所であって裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。

一 当事者本人又はその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第 204 条第 1 号又は第 3 号に掲げる場合において、当該場所が当事者双方の在席する場所であるとき又は当事者本人若しくはその代理人が当該場所に在席することにつき当事者に異議がないときを除く。

二 証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所でないこと。

2 法第 204 条第 2 号に掲げる場合において、証人を受訴裁判所に出頭させて前項の方法による尋問をするときは、裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。

3 第 1 項の方法による尋問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の尋問の実施に必要な情報を同項の証人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

4 第 30 条の 2(映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日)の規定は、第 1 項の方法による尋問をする場合について準用する。

(書面尋問・法第 205 条)

第 124 条 法第 205 条(尋問に代わる書面の提出)第 1 項の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、裁判所は、尋問の申出をした当事者の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

[2 略]

3 証人は、前項の書面に署名しなければならない。

4 法第 205 条第 2 項の規定により証人が第 52 条の 10(電子情報処理組織)第 1 項の電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該記録をする者の使用に係る電子計算機から第 2 項の書面の画像情報を入力する方法により行うものとする。

（宣誓の方式）

第 131 条 鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

2 前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によって行う。

一 宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。以下この項において同じ。）に鑑定人が署名して裁判所に提出する方法

二 鑑定人が署名した宣誓書の画像情報を、最高裁判所の細則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録する方式

（鑑定人の陳述の方式・法第 215 条）

第 132 条 [略]

[2 略]

3 法第 215 条（鑑定人の陳述の方式等）第 2 項の規定により鑑定人が第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該記録をする者の使用に係る電子計算機から前項の書面に記載すべき事項を入力する方法により行うものとする。

（鑑定人に更に意見を求める事項・法第 215 条）

第 132 条の 2 法第 215 条（鑑定人の陳述の方式等）第 3 項の申立てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

[2～5 略]

（映像等の送受信による通話の方法による陳述・法第 215 条の 3）

第 132 条の 5 法第 215 条の 3（映像等の送受信による通話の方法による陳述）に規定する方法によって鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者の意見を聴いて、鑑定人を裁判所が相当と認める場所に出席させてこれをする。

2 前項の方法によって鑑定人に意見を述べさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の手続の実施に必要な情報を同項の鑑定人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3 第 30 条の 2（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第 1 項の方法によって鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（鑑定人の発問等）

第 133 条 [略]

2 裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が鑑定人との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、鑑定人に同項に規定する尋問の求め又は発問をさせることができる。

3 第 30 条の 2（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、前項に規定する方法によって鑑定人に尋問の求め又は発問をさせる場合について準用する。

（異議・法第 215 条の 2）

第 133 条の 2 当事者は、第 132 条の 3（質問の順序）第 1 項、第 3 項ただし書及び第 4 項、第 132

条の4（質問の制限）第4項、前条（鑑定人の発問等）第1項並びに第134条（証人尋問の規定の準用）において準用する第116条（文書等の質問への利用）第1項の規定による裁判長の裁判に対し、異議を述べることができる。

[2 略]

（証人尋問の規定の準用・法第216条）

第134条 第108条（電子呼出状の記録事項等）の規定は鑑定人の電子呼出状について、第110条（不出頭の届出）の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第112条（宣誓）第2項、第4項及び第5項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第116条（文書等の質問への利用）、第118条（対質）、第119条（文字の筆記等）、第121条（傍聴人の退廷）及び第122条（書面による質問又は回答の朗読等）の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第125条（受命裁判官等の権限）の規定は受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（電子情報処理組織による鑑定結果の報告・法第218条）

第135条の2 鑑定結果に係る情報を記録した電磁的記録により法第218条（鑑定の嘱託）第1項の嘱託に係る鑑定結果の報告をするときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機と当該鑑定結果の報告をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により行うものとする。

（書証の申出等・法第219条）

第137条 文書を提出して書証の申出をするときは、当該申出をする時まで、その写しを提出するとともに、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 前項の申出をする当事者は、同項の写し及び証拠説明書について直送をしなければならない。

3 第1項の申出をする当事者は、同項の規定による文書の写しの提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該文書の画像情報を第52条の10（電子情報処理組織）第1項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4 法第132条の11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による文書の写しの提出について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項」とあるのは、「民事訴訟規則第137条（書証の申出等）第3項」と読み替えるものとする。

（書証の申出における当事者の努力義務）

第137条の2 当事者は、書証の申出をするに当たっては、証明すべき事実を照らして当該申出が必要かつ10分なものになるよう努めなければならない。

2 前条（書証の申出等）第1項の申出をする当事者は、当該申出に係る文書中に証明すべき事実と関連性を有する部分とそれ以外の部分があるときは、文書の記載から明らかな場合を除き、当該文書の写しにおいて当該関連性を有する部分を明らかにするよう努めなければならない。

（訳文の添付等）

第138条 外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。この場合において、第137条（書証の申出等）第2項の規定による直送をするときは、同時に、その訳文についても直送をしなければならない。

[2 略]

(書証の写しの提出期間・法第 162 条)

第 139 条 法第 162 条（準備書面等の提出期間）第 1 項の規定により、裁判長が特定の事項に関する書証の申出（文書を提出してするものに限る。）をすべき期間を定めたときは、当事者は、その期間が満了する前に、書証の写しを提出しなければならない。

(受命裁判官等の証拠調べの電子調書)

第 142 条 受命裁判官又は受託裁判官に文書の証拠調べをさせる場合には、裁判所は、当該証拠調べについての電子調書に記録すべき事項を定めることができる。

[削る]

(文書の提出等の方法)

第 143 条 [略]

[2 略]

3 法第 223 条（文書提出命令等）第 1 項の命令に係る文書の提出又は法第 226 条（文書送付の嘱託）の嘱託に係る文書の送付をする者は、当事者に異議がないときは、当該文書の提出又は送付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該文書の画像情報を裁判所の使用に係る電子計算機と当該文書の提出又は送付をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出し、又は送付することができる。

(録音データ等又は録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い)

第 144 条 録音若しくは録画により作成された電磁的記録（以下この節において「録音データ等」という。）又は録音テープ若しくはビデオテープ（これらに準ずる方法により 1 定の事項を記録することができる物を含む。以下この節において「録音テープ等」という。）を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者は、相手方がその録音データ等の提供又は録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを提供し、又は交付しなければならない。

(筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る電子調書等・法第 229 条)

第 146 条 裁判所書記官は、法第 229 条（筆跡等の対照による証明）第 1 項に規定する筆跡又は印影の対照の用に供した書類の画像情報を電子調書に添付しなければならない。

2 第 141 条（提示文書の保管）の規定は、法第 229 条第 2 項において準用する法第 223 条（文書提出命令等）第 1 項の規定による文書その他の物件の提出について、第 142 条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の規定は、法第 229 条第 2 項において準用する法第 219 条（書証の申出）、第 223 条第 1 項及び第 226 条（文書送付の嘱託）の規定により提出され、又は送付された文書その他の物件の取調べを受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における電子調書について準用する。

(文書に準ずる物件への準用・法第 231 条)

第 147 条 第 137 条（書証の申出等）第 1 項から第 3 項まで及び第 137 条の 2 から前条まで（書証の申出における当事者の努力義務、訳文の添付等、書証の写しの提出期間、文書提出命令の申立ての方式等、提示文書の保管、受命裁判官等の証拠調べの電子調書、文書の提出等の方法、録音データ等又は録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い、文書の成立を否認する場合における理由の明示及び筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る電子調書等）の規定は、特別の定めがある場合を除き、法第 231 条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件について準用する。

第 5 節の 2 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等・法第 231 条の 2）

第 149 条の 2 電磁的記録を提出して法第 231 条の 2（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出）第 1 項の申出をするときは、当該申出をする時までに、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製を記録した記録媒体を提出するとともに、電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、電子証拠説明書（電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした電磁的記録をいう。次項において同じ。）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 前項の申出をする当事者は、同項の電磁的記録の複製及び電子証拠説明書について直送をしなければならない。

3 法第 231 条の 2 第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う電磁的記録の提出は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から当該電磁的記録を入力する方法により行うものとする。

（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法・法第 231 条の 3）

第 149 条の 3 法第 231 条の 3（書証の規定の準用等）第 2 項（法第 132 条の 6（証拠収集の処分の手続等）第 6 項において準用する場合を含む。）の電子情報処理組織を使用する方法により行う電磁的記録の提出及び送付は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該提出又は送付をする者の使用に係る電子計算機から当該電磁的記録を入力する方法により行うものとする。

（書証の規定の準用・法第 231 条の 3）

第 149 条の 4 第 137 条の 2 から第 139 条まで（書証の申出における当事者の努力義務、訳文の添付等、書証の写しの提出期間）、第 142 条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）、第 145 条（文書の成立を否認する場合における理由の明示）、第 148 条（写真等の証拠説明書の記載事項）及び第 149 条（録音テープ等の内容を説明した書面の提出等）の規定は、法第 231 条の 2（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出）第 1 項の証拠調べについて、第 140 条（文書提出命令の申立ての方式等）第 1 項及び第 2 項の規定は、法第 231 条の 3（書証の規定の準用等）第 1 項において準用する法第 223 条（文書提出命令等）第 1 項の命令の申立てについて、第 140 条第 3 項の規定は、法第 231 条の 3 第 1 項において準用する法第 222 条（文書の特定のための手続）第 1 項の規定による申出について準用する。この場合において、第 137 条の 2 第 2 項中「前条（書証の申出等）第 1 項」とあるのは「第 149 条の 2（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第 1 項」と、「文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第 138 条第 1 項中「第 137 条（書証の申出等）第 2 項」とあるのは「第 149 条の 2（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第 2 項」と、第 139 条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第 148 条中「写真又は録音テープ等」とあるのは「写真に係る情報を記録した電磁的記録又は録音データ等」と、第 149 条第 1 項中「録音テープ等」とあるのは「録音データ等」と読み替えるものとする。

（検証の目的の提示等・法第 232 条）

第 151 条 第 141 条（提示文書の保管）の規定は、検証の目的の提示について、第 142 条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の規定は、提示又は送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における電子調書について準用する。

（映像等の送受信による方法による検証・法第 232 条の 2）

第 151 条の 2 法第 232 条の 2（映像等の送受信による方法による検証）に規定する方法によって検

証をするときは、裁判所は、検証の目的の所在する場所を確認しなければならない。

2 前項の方法による検証をしたときは、その旨及び同項の場所を電子調書に記録しなければならない。

（証拠保全の記録の引継ぎ）

第 154 条 証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行った裁判所の裁判所書記官は、本案の訴訟記録の存する裁判所の裁判所書記官に証拠調べに関する記録の管理を引き継がなければならない。

（電子判決書・法第 252 条等）

第 155 条 判決をした裁判官は、電子判決書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子判決書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 合議体の裁判官が電子判決書に前項の措置を講ずることに支障があるときは、他の裁判官が、同項の措置を講ずるに先立って、当該電子判決書にその事由を記録しなければならない。

（言渡しの方式等・法第 253 条等）

第 157 条 判決の言渡しは、裁判長が主文を朗読してする。

2 裁判長は、相当と認めるときは、判決の理由を朗読し、又は口頭でその要領を告げることができる。

3 法第 253 条（言渡しの方式）第 2 項の規定による電子判決書のファイルへの記録及び法第 255 条（電子判決書等の送達）第 2 項第 2 号に掲げる方法による電子判決書の送達は、判決の言渡し後、速やかに行うものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、法第 254 条（言渡しの方式の特則）第 1 項の規定による判決の言渡しは、裁判長が主文及び理由の要旨を告げてする。

第 158 条 削除

（電子判決書等の送達・法第 255 条）

第 159 条 電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達（法第 255 条（電子判決書等の送達）第 2 項第 2 号に掲げる方法による電子判決書の送達を除く。）は、判決言渡しの日から 2 週間以内にしなければならない。

2 法第 255 条第 2 項第 1 号の最高裁判所規則で定める方法は、同号の書面の内容が電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印する方法とする。

（判決の更正決定等の方式・法第 257 条等）

第 160 条 裁判所は、判決の更正決定をするときは、電子決定書を作成しなければならない。裁判所書記官は、当該電子決定書を法第 255 条（電子判決書等の送達）第 2 項各号に掲げる方法のいずれかにより当事者に送達しなければならない。

2 前項の規定は、法第 259 条（仮執行の宣言）第 5 項の規定による補充の決定及び法第 267 条の 2（和解等に係る電子調書の更正決定）第 1 項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る電子調書の更正決定について準用する。

（訴えの取下げがあった場合の取扱い・法第 261 条）

第 162 条 訴えの取下げの書面の送達は、取下げをした者から提出された副本（法第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して訴えの取下げがされた場合にあっては、当該取下げをした者から提出された送達すべき出力書面）によってする。

2 前項の規定は、相手方が法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項ただし書の届出をしている場合には、適用しない。

3 [略]

(和解条項案の書面による受諾・法第 264 条)

第 163 条 法第 264 条（和解条項案の書面による受諾）の規定に基づき裁判所等が和解条項案を提示するときは、書面又は電磁的記録に記載し、又は記録してしなければならない。この書面又は電磁的記録には、同条に規定する効果を付記し、又は記録するものとする。

[2 略]

3 法第 264 条第 1 項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を電子調書に記録しなければならない。

4 法第 264 条第 2 項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所等は、裁判所書記官に当該和解を記録した電子調書を作成させるものとする。

(裁判所等が定める和解条項・法第 265 条)

第 164 条 [略]

2 法第 265 条第 5 項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を電子調書に記録しなければならない。

3 前項に規定する場合において、和解条項の定めを期日における告知以外の方法による告知によってしたときは、裁判所等は、裁判所書記官に電子調書を作成させるものとする。この場合においては、告知がされた旨及び告知の方法をも電子調書に記録しなければならない。

(反訴の提起に基づく移送による記録の引継ぎ・法第 274 条)

第 168 条 第 9 条（移送による記録の引継ぎ）の規定は、法第 274 条（反訴の提起に基づく移送）第 1 項の規定による移送の裁判が確定した場合について準用する。

(訴え提起前の和解の電子調書・法第 275 条)

第 169 条 訴え提起前の和解が調ったときは、裁判所書記官は、これを電子調書に記録しなければならない。

(証人等の陳述の電子調書への記録の省略等)

第 170 条 簡易裁判所における口頭弁論に係る電子調書については、裁判官の許可を得て、証人等の陳述又は検証の結果の記録を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判官が許可をする際に、意見を述べることができる。

2 前項の規定により電子調書の記録を省略する場合において、裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、証人等の陳述又は検証の結果を録音し、又は録画した電磁的記録を作成しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第 277 条の 2)

第 170 条の 2 法第 277 条の 2（映像等の送受信による通話の方法による尋問）に規定する方法によってする証人又は当事者本人の尋問は、当事者の意見を聴いて、尋問を受ける者を裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。この場合において、当該場所は、尋問を受ける者の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所であってはならない。

2 第 123 条（映像等の送受信による通話の方法による尋問）第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の方法による尋問について準用する。

(書面尋問・法第 278 条)

第 171 条 第 124 条（書面尋問）の規定は、法第 278 条（尋問等に代わる書面の提出）第 1 項の規定により証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について準用する。

(控訴提起による事件送付)

第 174 条 [略]

2 前項の規定による事件の送付は、第 1 審裁判所の裁判所書記官が、控訴裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継いでしなければならない。

第 176 条 削除

(攻撃防御方法の提出等の期間・法第 301 条)

第 181 条 第 139 条（書証の写しの提出期間）の規定（第 149 条の 4（書証の規定の準用）において準用する場合を含む。）は、法第 301 条（攻撃防御方法の提出等の期間）第 1 項の規定により裁判長が書証又は電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出（文書又は電磁的記録を提出してするものに限る。）をすべき期間を定めたときについて、第 87 条（法第 167 条の規定による当事者の説明の方式）第 1 項の規定は、法第 301 条第 2 項の規定による当事者の説明について準用する。

(第 1 審の電子判決書等の引用)

第 184 条 控訴審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録は、第 1 審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書を引用してすることができる。

(第 1 審裁判所への記録の引継ぎ)

第 185 条 控訴審において訴訟が完結したときは、控訴裁判所の裁判所書記官は、第 1 審裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

第 187 条 削除

(電子上告提起通知書の送達等)

第 189 条 上告の提起があった場合においては、上告状却下の命令又は法第 316 条（原裁判所による上告の却下）第 1 項第 1 号の規定による上告却下の決定があったときを除き、当事者に電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）を送達しなければならない。

2 前項の規定により被上告人に電子上告提起通知書を送達するときは、同時に、上告状を送達しなければならない。

3 原裁判所の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達前に上告の提起があったときは、第 1 項の規定による電子上告提起通知書の送達は、電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書とともにしなければならない。

4 電子上告提起通知書が作成されたときは、裁判所書記官は、これをファイルに記録しなければならない。

(上告理由書の提出期間・法第 315 条)

第 194 条 上告理由書の提出の期間は、上告人が第 189 条（電子上告提起通知書の送達等）第 1 項の規定による電子上告提起通知書の送達を受けた日から 50 日とする。

(上告理由を記載した書面)

第 195 条 上告の理由を記載した書面には、被上告人（当該書面の送達について法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第 132 条の 10（電子情報処理組織による申立て等）第 1 項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）を添付しなければならない。

(上告裁判所への事件送付)

第 197 条 [略]

2 前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、上告裁判所の裁判所書記官に訴訟記

録の管理を引き継いでしなければならない。

3 上告裁判所の裁判所書記官は、前項の規定による訴訟記録の管理の引継ぎを受けたときは、速やかに、その旨を当事者に通知しなければならない。

(上告受理の申立て・法第 318 条)

第 199 条 [略]

2 第 186 条（控訴の規定の準用）、第 189 条（電子上告提起通知書の送達等）及び第 192 条から前条まで（判例の摘示、上告理由の記載の仕方、上告理由書の提出期間、上告理由を記載した書面、補正命令、上告裁判所への事件送付及び上告理由書の送達）の規定は、上告受理の申立てについて準用する。この場合において、第 189 条及び第 194 条中「電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書」と、第 189 条第 1 項中「上告の提起があった旨」とあるのは「上告受理の申立てがあった旨」と、第 189 条第 2 項、第 195 条及び前条中「被上告人」とあるのは「相手方」と、第 196 条第 1 項中「第 190 条（法第 312 条第 1 項及び第 2 項の上告理由の記載の方式）又は第 191 条（法第 312 条第 3 項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「第 199 条（上告受理の申立て）第 1 項」と読み替えるものとする。

(差戻し等の判決があった場合の記録の引継ぎ・法第 325 条)

第 202 条 差戻し又は移送の判決があったときは、上告裁判所の裁判所書記官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

(許可抗告・法第 337 条)

第 209 条 第 186 条（控訴の規定の準用）、第 189 条（電子上告提起通知書の送達等）、第 192 条（判例の摘示）、第 193 条（上告理由の記載の仕方）、第 195 条（上告理由を記載した書面）、第 196 条（補正命令）及び第 199 条（上告受理の申立て）第 1 項の規定は、法第 337 条（許可抗告）第 2 項の申立てについて、第 200 条（上告受理の決定）の規定は、法第 337 条第 2 項の規定による許可をする場合について、前条（特別抗告）の規定は、法第 337 条第 2 項の規定による許可があった場合について準用する。この場合において、第 189 条中「電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書」と、同条第 1 項中「上告の提起があった旨」とあるのは「法第 337 条（許可抗告）第 2 項の申立てがあった旨」と読み替えるものとする。

(再抗告等の抗告理由書の提出期間)

第 210 条 法第 330 条（再抗告）の抗告及び法第 336 条（特別抗告）第 1 項の抗告においては、抗告理由書の提出の期間は、抗告人が第 205 条（控訴又は上告の規定の準用）ただし書及び第 208 条（特別抗告）において準用する第 189 条（電子上告提起通知書の送達等）第 1 項の規定による電子抗告提起通知書（法第 330 条の抗告又は法第 336 条第 1 項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）の送達を受けた日から 14 日とする。

2 前項の規定は、法第 337 条（許可抗告）第 2 項の申立てに係る理由書の提出の期間について準用する。この場合において、前項中「電子抗告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書」と、「法第 330 条の抗告又は法第 336 条第 1 項の抗告」とあるのは「法第 337 条（許可抗告）第 2 項の申立て」と読み替えるものとする。

(再審の訴訟手続・法第 341 条)

第 211 条 再審の訴状には、不服の申立てに係る判決（電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書が作成されているものを除く。以下この条において同じ。）の写しを添付しなければならない。

2 原告は、前項の判決の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該判決に係る画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに

記録する方法により提出することができる。

3 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の判決の写しの添付について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは、「民事訴訟規則第 211 条（再審の訴訟手続）第 2 項」と読み替えるものとする。

4 前 3 項に規定するほか、再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する。

（最初の口頭弁論期日の指定等）

第 213 条 [略]

2 当事者に対する前項の期日の電子呼出状には、期日前にあらかじめ主張、証拠の申出及び証拠調べに必要な準備をすべき旨を記録しなければならない。

3 被告に対する電子呼出状には、前項に規定する事項のほか、裁判長の定める期間内に答弁書を提出すべき旨及び法第 354 条（口頭弁論の終結）の規定の趣旨を記録しなければならない。

（手形判決の表示）

第 216 条 手形訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、手形判決と表示しなければならない。

（異議申立権の放棄及び異議の取下げ・法第 358 条等）

第 218 条 [略]

[2 略]

3 第 162 条（訴えの取下げがあった場合の取扱い）第 1 項及び第 2 項の規定は、異議の取下げの書面の送達について準用する。

（手形訴訟の電子判決書等の引用）

第 219 条 異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録は、手形訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書を引用してすることができる。

（督促手続から手形訴訟への移行・法第 366 条）

第 220 条 手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をして支払督促の申立てをするときは、同時に、手形の写しを提出しなければならない。

2 前項の支払督促の申立てをする者は、同項の規定による手形の写しの提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該手形に係る画像情報を第 52 条の 10（電子情報処理組織）第 1 項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3 法第 132 条の 11（電子情報処理組織による申立て等の特例）第 1 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による手形の写しの提出について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは、「民事訴訟規則第 220 条（督促手続から手形訴訟への移行）第 2 項」と読み替えるものとする。

4 第 1 項の支払督促の申立てをする者は、当該支払督促の送達を受けるべき債務者（法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）第 1 項ただし書の届出をしている相手方を除く。）の数の手形の写しをも提出しなければならない。

5 前項の規定により提出された手形の写しは、債務者に送達すべき電子支払督促とともに債務者に送達しなければならない。

6 第 1 項に規定する場合には、電子支払督促に同項の申述があった旨を記録しなければならない。

（手続の教示）

第 222 条 裁判所書記官は、当事者に対し、少額訴訟における最初にすべき口頭弁論の期日の呼出し

の際に、少額訴訟による審理及び裁判の手續の内容を説明した書面又は電磁的記録を送付しなければならない。

2 裁判官は、前項の期日の冒頭において、当事者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

〔一・二 略〕

三 少額訴訟の終局判決に対しては、電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができること。

（音声の送受信による通話の方法による証人尋問・法第372条）

第226条 〔略〕

〔2～4 略〕

〔削る〕

5 第30条の2（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第1項の尋問をする場合について準用する。

（証人等の陳述の電子調書への記録等）

第227条 電子調書には、証人等の陳述を記録することを要しない。

2 証人の尋問前又は鑑定人の口頭による意見の陳述前に裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、証人又は鑑定人の陳述を録音し、又は録画した電磁的記録を作成しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

（判決・法第374条）

第229条 少額訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、少額訴訟判決と表示しなければならない。

2 第157条（言渡し的方式等）第4項の規定は、少額訴訟において法第254条（言渡し的方式の特則）第1項の規定により判決の言渡しをする場合について準用する。

（異議後の訴訟の電子判決書等）

第231条 異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、少額異議判決と表示しなければならない。

2 第219条（手形訴訟の電子判決書等の引用）の規定は、異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録について準用する。

第7編 法定審理期間訴訟手續に関する特則

（当事者の責務）

第231条の2 当事者は、早期に主張及び証拠の提出をし、法定審理期間訴訟手續の計画的かつ迅速な進行に努めなければならない。

（法第381条の2第1項の申出等）

第231条の3 当事者は、法第381条の2（法定審理期間訴訟手續の要件）第1項の申出又は同条第2項後段の同意をした後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- 一 予想される主要な争点及び当該主要な争点に関連する事実
- 二 予想される主要な争点ごとの証拠
- 三 当事者間においてされた交渉その他の訴訟に至る経緯の概要

2 前項の書面には、予想される主要な争点についての書証の写しを添付しなければならない。

3 第55条（訴状の添付書類等）第3項及び第4項の規定は、前項の書証の写しの添付について準用する。

（法第 381 条の 3 第 1 項の期日における手続等）

第 231 条の 4 裁判所及び当事者は、法第 381 条の 3（法定審理期間訴訟手続の審理）第 1 項の期日において、訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとする。

2 裁判長は、前項の期日前に、当事者から、当該期日において訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うために必要な事項の聴取をすることができる。

3 裁判長は、前項の聴取をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（準備書面の記載）

第 231 条の 5 当事者は、法定審理期間訴訟手続において準備書面を作成するときは、主要な争点とこれに関連する事実とを明確に区別して、簡潔に記載しなければならない。

2 当事者は、前項の関連する事実の記載に当たっては、できる限り、主要な争点に関連する重要な事実に限って記載しなければならない。

（証拠の申出）

第 231 条の 6 当事者は、法定審理期間訴訟手続における証拠の申出に当たっては、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して、これをしなければならない。

（法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項の確認・法第 381 条の 3）

第 231 条の 7 裁判長は、法第 381 条の 3（法定審理期間訴訟手続の審理）第 4 項の規定による確認をするために必要があるときは、当事者に対し、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項及びこれに関連する各当事者の攻撃又は防御の方法の要旨を記載した書面を提出することを命ずることができる。

2 法第 381 条の 3 第 4 項の規定により法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項が期日において確認されたときは、当該事項を電子調書に記録しなければならない。当該事項が期日外において確認されたときは、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官は、裁判所書記官に当該事項を記録した電子調書を作成させるものとする。

（通常の手続への移行・法第 381 条の 4）

第 231 条の 8 法第 381 条の 4（通常の手続への移行）第 1 項第 1 号の申出は、期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

2 法第 381 条の 4 第 1 項の決定があったときは、裁判所書記官は、速やかに、訴訟が通常の手続に移行した旨を当事者に通知しなければならない。

（法定審理期間訴訟判決の表示）

第 231 条の 9 法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、法定審理期間訴訟判決と表示しなければならない。

（異議・法第 381 条の 7）

第 231 条の 10 第 217 条（異議申立ての方式等）及び第 218 条（異議申立権の放棄及び異議の取下げ）の規定は、法定審理期間訴訟手続の終局判決に対する異議について準用する。

第 8 編 [略]

（電子支払督促のファイルへの記録の方式）

第 233 条 裁判所書記官は、電子支払督促を作成してファイルに記録するときは、当該電子支払督促が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子支払督促の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（電子支払督促の送達等・法第 388 条）

第 234 条 電子支払督促の債務者に対する送達は、次の各号のいずれかに掲げる方法によってする。

一 電子支払督促に記録されている事項を記載した書面であって、当該書面の内容が電子支払督促に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印したものの送達

二 法第 109 条の 2（電子情報処理組織による送達）の規定による送達

[2 略]

（仮執行の宣言を付した電子支払督促の送達等・法第 391 条）

第 236 条 第 234 条（電子支払督促の送達等）第 1 項の規定は、仮執行の宣言を付した電子支払督促の当事者に対する送達について準用する。

2 法第 391 条（仮執行の宣言）第 2 項ただし書の書面には、当該書面の内容が仮執行の宣言を付した電子支払督促に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（訴訟への移行による記録の引継ぎ・法第 395 条）

第 237 条 法第 395 条（督促異議の申立てによる訴訟への移行）の規定により地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、地方裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

第 9 編 [略]

第 10 編 [略]

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

■人事訴訟規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（催告）

第 1 条の 2 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から 1 週間を経過した時にその効力を生ずる。

（音声の送受信による通話の方法による参与員の関与・法第 9 条）

第 6 条の 2 法第 9 条（参与員）第 6 項に規定する方法によって参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為をさせるときは、家庭裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の方法によって参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為をさせたとき（和解の期日又は進行協議期日にあつては、家庭裁判所がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときに限る。）は、その旨及び同項第 2 号に掲げる事項を記録上明らかにしなければならない。

3 受命裁判官又は受託裁判官が第 1 項の手続を行う場合には、同項の規定による家庭裁判所の職務は、

その裁判官が行う。

（訴状の記載事項）

第 11 条 人事に関する訴えを提起するに当たり、当該訴えに係る人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟が既に係属しているときは、訴状には、民事訴訟規則第 53 条（訴状の記載事項）第 1 項及び第 4 項（第 1 号に係る部分に限る。）に規定する事項のほか、当該人事訴訟が既に係属する裁判所及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（関連請求の訴えの訴状の記載事項・法第 17 条）

第 12 条 法第 17 条（関連請求の併合等）第 2 項の規定により人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを家庭裁判所に提起するときは、訴状には、民事訴訟規則第 53 条（訴状の記載事項）第 1 項及び第 4 項（第 1 号に係る部分に限る。）に規定する事項のほか、当該人事訴訟が当該家庭裁判所に既に係属する旨及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（利害関係人に対する訴訟係属の通知・法第 28 条）

第 16 条 法第 28 条（利害関係人に対する訴訟係属の通知）の規定による通知は、別表第 1 の上欄に掲げる訴えの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者で訴訟記録上氏名及び住所又は居所が判明しているものにするものとする。

（民事訴訟規則の適用関係・法第 29 条）

第 18 条 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟規則第 1 条（申立て等の方式等）第 3 項、第 1 条の 2（電子調書のファイルへの記録の方式）、第 4 条（催告及び通知）第 3 項及び第 4 項、第 14 条（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）第 2 項から第 4 項まで、第 15 条（法定代理権等の証明）第 2 項及び第 3 項、第 18 条（法人の代表者等への準用等）第 2 項及び第 3 項、第 23 条（訴訟代理権の証明等）第 3 項、第 24 条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第 3 項から第 5 項まで、第 25 条（相手方への催告等）第 2 項、第 26 条（費用額の確定処分方式）後段、第 33 条の 3（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）、第 33 条の 4（訴訟に関する事項の証明の方法等）第 2 項から第 4 項まで、第 33 条の 5（電磁的訴訟記録からの消去等）、第 34 条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第 8 項から第 11 項まで、第 1 編（総則）第 5 章（訴訟手続）第 4 節（送達等）第 3 款（電磁的記録の送達）、第 46 条（公示送達の方法）第 1 項、第 47 条（書類又は電磁的記録の送付）第 3 項及び第 4 項、第 47 条の 2（書類又は電磁的記録の直送）第 4 項及び第 5 項、第 49 条（法第 117 条第 1 項の訴えの訴状の添付書類等）第 2 項及び第 3 項、第 51 条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第 3 項から第 7 項まで、第 52 条の 6（証拠収集の処分の申立書の添付書類等）第 4 項から第 7 項まで、第 52 条の 7（証拠収集の処分の手続等）第 7 項、第 1 編第 7 章（電子情報処理組織による申立て等）、第 52 条の 20（法第 133 条の 2 第 2 項の申立ての方式等）第 7 項から第 9 項まで、第 52 条の 22（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第 2 項及び第 3 項、第 52 条の 23（安全管理のために必要な措置）、第 53 条（訴状の記載事項）第 4 項第 2 号、第 55 条（訴状の添付書類等）第 3 項から第 6 項まで、第 55 条の 2（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）、第 63 条の 2（電磁的記録の提出方法）、第 76 条の 2（更正処分方式）第 1 項後段、第 81 条（答弁に対する反論）第 2 項、第 82 条（準備書面に引用した文書の取扱い）第 3 項及び第 4 項、第 105 条の 2（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ）、第 105 条の 3（電子情報処理組織による調査結果の報告）、第 108 条（電子呼出状の記録事項等）第 2 項、第 112 条（宣誓）第 3 項及び第 4 項、第 124 条（書面尋問）第 4 項、第 131 条（宣誓の方式）、第 132 条（鑑定人の陳述の方式）第 3 項、第 135 条の 2（電子情報処理

組織による鑑定結果の報告)、第 137 条(書証の申出等)第 3 項及び第 4 項、第 143 条(文書の提出等の方法)第 3 項、第 149 条の 2(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等)第 3 項、第 149 条の 3(電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法)、第 151 条の 2(映像等の送受信による方法による検証)、第 157 条(言渡しの方式等)第 3 項、第 159 条(電子判決書等の送達)、第 160 条(判決の更正決定等の方式)、第 189 条(電子上告提起通知書の送達等)第 4 項、第 211 条(再審の訴訟手続)第 2 項及び第 3 項並びに第 7 編(法定審理期間訴訟手続に関する特則)の規定は、適用しない。

2 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟規則の規定の適用については、別表第 2 の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(訴訟記録の閲覧等)

第 18 条の 2 民事訴訟規則第 34 条(閲覧等の制限の申立ての方式等)第 3 項本文、第 5 項本文若しくは第 7 項又は第 52 条の 20(法第 133 条の 2 第 2 項の申立ての方式等)第 3 項、第 5 項本文若しくは第 6 項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

2 民事訴訟規則第 52 条の 22(秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い)第 1 項の規定により、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 133 条(申立人の住所、氏名等の秘匿)第 2 項の規定による届出に係る書面(以下この項において「秘匿事項届出書面」という。)から同法第 133 条の 4(秘匿決定の取消し等)第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分(秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。)を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第 18 条の 3 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(呼出状の公示送達)

第 18 条の 4 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(決定及び命令の方式)

第 18 条の 5 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

(訴状却下命令に対する即時抗告)

第 18 条の 6 訴状却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された訴状を添付しなければならない。

(証人の宣誓)

第 18 条の 7 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前 2 項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第 18 条の 8 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければな

らない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第 18 条の 9 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第 18 条（民事訴訟規則の適用関係）第 2 項において読み替えて適用する民事訴訟規則第 142 条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（裁判所書記官への判決書の交付等）

第 18 条の 10 判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付し、裁判所書記官は、これに言渡し及び交付の日を付記して押印しなければならない。

（判決書等の送達）

第 18 条の 11 判決書又は法第 29 条（民事訴訟法の適用関係）第 3 項において読み替えて適用する民事訴訟法第 254 条（言渡しの方式の特則）第 2 項の調書の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から 2 週間以内にしなければならない。

2 前項の調書の送達は、その正本によってすることができる。

（更正決定等の方式）

第 18 条の 12 更正決定は、判決書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、判決書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

2 前項の規定は、民事訴訟法第 259 条（仮執行の宣言）第 5 項の規定による補充の決定について準用する。

（上告提起の場合における費用の予納）

第 18 条の 13 上告を提起するときは、上告状の送達に必要な費用のほか、上告提起通知書、上告理由書及び裁判書の送達並びに上告裁判所が訴訟記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

（音声の送受信による通話の方法による手続・法第 33 条）

第 22 条の 2 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官（以下この項において「裁判所等」という。）及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって法第 33 条（事実の調査）第 4 項の審問期日における手続を行うときは、裁判所等は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第 2 号に掲げる事項を記録上明らかにしなければならない。

（和解等に係る調書の更正決定・法第 37 条）

第 30 条の 2 第 18 条の 12（更正決定等の方式）第 1 項の規定は、法第 37 条第 2 項において読み替えて適用する民事訴訟法第 267 条の 2（和解等に係る電子調書の更正決定）第 1 項の規定による離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。）並びに請求の放棄及び認諾に係る調書の更正決定について準用する。

（和解等に係る調書の更正決定・法第 46 条）

第 36 条の 2 第 30 条の 2（和解等に係る調書の更正決定）の規定は、離縁の訴えに係る訴訟における和解（これにより離縁がされるものに限る。）並びに請求の放棄及び認諾について準用する。

別表第 1（第 16 条関係）

〔表略〕

別表第 2（第 18 条関係）〔表は省略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

□民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（裁判外の文書の送達）

第 3 条の 2 法第 6 条第 1 項の送達及び外国の当局の囑託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 1 編第 5 章第 4 節の規定（同規則第 41 条、第 42 条、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 46 条第 1 項、第 47 条第 3 項及び第 4 項並びに第 47 条の 2 の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第 47 条第 1 項中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と読み替えるものとする。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

■民事執行規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（催告及び通知）

第 3 条 民事執行の手続における催告及び通知については、民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 4 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項（第 56 条第 2 項又は第 59 条第 3 項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による通知にあつては、第 5 項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第 4 条第 2 項、第 5 項及び第 6 項中「裁判所書記官」とあるのは、「裁判所書記官又は執行官」と読み替えるものとする。

2 催告（法第 177 条第 3 項の規定による催告を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

3 前項の規定による催告は、公告をした日から 1 週間を経過した時にその効力を生ずる。

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第 10 条の 4 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(呼出状の公示送達)

第 10 条の 5 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(民事執行の調書)

第 12 条 [略]

2 民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 160 条第 3 項及び第 4 項、第 160 条の 2 並びに民事訴訟規則第 66 条（第 1 項第 3 号及び第 6 号を除く。）から第 69 条まで及び第 76 条の 2（第 1 項後段を除く。）の規定は、前項の調書について準用する。この場合において、別表第 1 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(事件を特定するために必要な情報等)

第 15 条の 2 法第 18 条の 2 各号に掲げるものに係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるもの（以下「事件特定情報」という。）は、当該事件が係属していた裁判所の名称、事件番号及び同条各号に掲げるものを識別するために裁判所が付した符号とする。

2 事件特定情報の提供は、書面でしなければならない。

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第 15 条の 3 第 15 条の 11 において準用する民事訴訟規則第 34 条第 3 項本文、第 5 項本文若しくは第 7 項又は第 52 条の 20 第 3 項、第 5 項本文若しくは第 6 項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによつてさせることができる。

2 第 15 条の 11 において準用する民事訴訟規則第 52 条の 22 第 1 項の規定により、法第 20 条において準用する民事訴訟法第 133 条第 2 項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第 20 条において準用する民事訴訟法第 133 条の 4 第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

(決定及び命令の方式)

第 15 条の 4 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

(申立書の却下の命令に対する即時抗告等)

第 15 条の 5 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

(証人の宣誓)

第 15 条の 6 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前 2 項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第 15 条の 7 鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第 15 条の 8 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第 15 条の 11 において読み替えて準用する民事訴訟規則第 142 条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（更正決定の方式）

第 15 条の 9 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

（再抗告等を提起する場合における費用の予納）

第 15 条の 10 法第 20 条において準用する民事訴訟法第 330 条又は第 336 条第 1 項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法第 20 条において準用する民事訴訟法第 337 条第 2 項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用）

第 15 条の 11 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第 1 編から第 4 編までの規定（同規則第 1 条第 3 項、第 1 条の 2、第 14 条第 2 項から第 4 項まで、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条第 2 項及び第 3 項、第 23 条第 3 項、第 33 条の 3、第 33 条の 4 第 2 項から第 4 項まで、第 33 条の 5、第 34 条第 8 項から第 11 項まで、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 46 条第 1 項、第 47 条第 3 項及び第 4 項、第 47 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 51 条第 3 項から第 7 項まで、第 1 編第 7 章、第 52 条の 20 第 7 項から第 9 項まで、第 52 条の 22 第 2 項及び第 3 項、第 52 条の 23、第 53 条第 4 項第 2 号、第 55 条第 3 項から第 6 項まで、第 55 条の 2、第 63 条の 2、第 76 条の 2 第 1 項後段、第 81 条第 2 項、第 82 条第 3 項及び第 4 項、第 105 条の 2、第 105 条の 3、第 108 条第 2 項、第 112 条第 3 項及び第 4 項、第 124 条第 4 項、第 131 条、第 132 条第 3 項、第 135 条の 2、第 137 条第 3 項及び第 4 項、第 143 条第 3 項、第 149 条の 2 第 3 項、第 149 条の 3、第 151 条の 2、第 189 条第 4 項並びに第 211 条第 2 項及び第 3 項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第 2 の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（家庭裁判所における執行関係訴訟手續に関する特例）

第 15 条の 12 法第 24 条又は法第 33 条から法第 35 条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに関する手續（以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手續」という。）については、民事訴訟規則第 1 条第 3 項、第 1 条の 2、第 4 条第 3 項及び第 4 項、第 14 条第 2 項から第 4 項まで、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条第 2 項及び第 3 項、第 23 条第 3 項、第 24 条第 3 項から第 5 項まで、第 25 条第 2 項、第 26 条後段、第 33 条の 3、第 33 条の 4 第 2 項から第 4 項まで、第 33 条の 5、第 34 条第 8 項から第 11 項まで、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 46 条第 1 項、

第 47 条第 3 項及び第 4 項、第 47 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 51 条第 3 項から第 7 項まで、第 52 条の 6 第 4 項から第 7 項まで、第 52 条の 7 第 7 項、第 1 編第 7 章、第 52 条の 20 第 7 項から第 9 項まで、第 52 条の 22 第 2 項及び第 3 項、第 52 条の 23、第 53 条第 4 項第 2 号、第 55 条第 3 項から第 6 項まで、第 55 条の 2、第 63 条の 2、第 76 条の 2 第 1 項後段、第 81 条第 2 項、第 82 条第 3 項及び第 4 項、第 105 条の 2、第 105 条の 3、第 108 条第 2 項、第 112 条第 3 項及び第 4 項、第 124 条第 4 項、第 131 条、第 132 条第 3 項、第 135 条の 2、第 137 条第 3 項及び第 4 項、第 143 条第 3 項、第 149 条の 2 第 3 項、第 149 条の 3、第 151 条の 2、第 157 条第 3 項、第 159 条、第 160 条、第 189 条第 4 項、第 211 条第 2 項及び第 3 項並びに第 7 編の規定は、適用しない。

2 家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟規則の規定の適用については、別表第 3 の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条の 4、第 10 条の 5 並びに第 15 条の 3 から第 15 条の 9 までの規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続について準用する。

4 家庭裁判所における執行関係訴訟手続における判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付し、裁判所書記官は、これに言渡し及び交付の日を付記して押印しなければならない。

5 家庭裁判所における執行関係訴訟手続における判決書又は法第 21 条の 2 第 2 項において読み替えて適用する民事訴訟法第 254 条第 2 項の調書の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から 2 週間以内にしなければならない。

6 前項の調書の送達は、その正本によつてすることができる。

7 第 15 条の 9 の規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟法第 259 条第 5 項の規定による補充の決定及び同法第 267 条の 2 第 1 項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る調書の更正決定について準用する。

8 家庭裁判所における執行関係訴訟手続において民事訴訟法第 264 条の規定により当事者間に和解が調つたものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調つたものとみなされた旨を通知しなければならない。

9 家庭裁判所における執行関係訴訟手続において上告を提起するときは、上告状の送達に必要な費用のほか、上告提起通知書、上告理由書及び裁判書の送達並びに上告裁判所が訴訟記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

(公証人法第 48 条第 1 項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法)

第 20 条 公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 48 条第 1 項の最高裁判所規則で定める方法は、次項から第 4 項までの申立てに基づいてされる公証人による送達、執行官による送達及び公示送達とする。

2 債務者が執行証書の作成を公証人に囑託するためにその役場に出頭したときは、債権者は、当該公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第 48 条第 1 項に規定する書類について、公証人自らがその場で債務者に交付してする送達の申立てをすることができる。

[3 略]

4 債務者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないとき、若しくは第 8 項及び公証人法第 48 条第 3 項において準用する民事訴訟法第 107 条第 1 項の規定による送達をすることができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第 2 項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。

5 前項の公示送達は、執行官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき

旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

6 第4項の公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から2週間（外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、6週間）を経過することによつて、その効力を生ずる。

7 前項の期間は、短縮することができない。

8 民事訴訟法第99条第1項及び第2項の規定は第2項の送達について、同法第99条、第102条の2、第103条、第105条、第106条並びに第107条第1項及び第3項並びに民事訴訟規則第43条及び第44条の規定は第3項の送達について、同規則第46条第2項の規定は第4項の公示送達について準用する。

（執行費用等の額を定める手続への民事訴訟規則の準用）

第22条の3 民事訴訟規則第24条第1項及び第2項、第25条第1項並びに第26条前段の規定は法第42条第4項（法第194条、法第203条及び法第211条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の申立て及び同項の規定による裁判所書記官の処分について、同規則第28条の規定は法第42条第9項（法第194条、法第203条及び法第211条において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第74条第1項の申立てについて準用する。この場合において、同規則第24条第2項及び第25条第1項中「資料」とあるのは「書面」と、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第26条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（手続の進行に資する書類の提出）

第23条の2 申立債権者は、執行裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

一 不動産（不動産が土地である場合にはその上にある建物を、不動産が建物である場合にはその敷地を含む。）に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面及び同条第1項の建物所在図の写し（当該地図、地図に準ずる図面又は建物所在図が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）

〔二～四 略〕

（物件明細書の内容の公開等）

第31条 法第62条第2項の最高裁判所規則で定める措置は、執行裁判所が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と情報の提供を受ける者が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する措置であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、次のいずれにも該当するものとする。

〔一・二 略〕

〔2～4 略〕

（保証として提供されたものの換価）

第57条 法第78条第3項（法第86条の2第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による有価証券の換価は、執行官にこれを売却させて行う。

〔2 略〕

（音声の送受信による通話の方法による配当期日）

第60条の2 法第86条第1項に規定する方法によつて配当期日における手続を行うときは、執行裁

判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第 2 号に掲げる事項を配当期日の調書に記載しなければならない。

(執行力のある債務名義の正本の交付)

第 62 条 [略]

[2・3 略]

4 前 3 項の規定は、事件特定情報を提供した差押債権者又は配当要求をした債権者については、適用しない。

(供託に係る債権者の届出の方式)

第 62 条の 2 法第 92 条第 3 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 事件の表示

二 債務者の氏名又は名称

三 供託の事由が消滅した年月日

(供託の事由が消滅していない旨の届出の方式)

第 62 条の 3 法第 92 条第 4 項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 事件の表示

二 債務者の氏名又は名称

三 供託の事由が消滅していない旨

2 前項の書面には、供託の事由が消滅していない理由を記載するものとする。

(配当等の実施の予告)

第 62 条の 4 執行裁判所が法第 92 条第 5 項の規定により配当等を実施する旨の決定をするに当たつては、裁判所書記官は、あらかじめ、当該供託に係る債権者に対し、同条第 3 項の規定による届出又は同条第 4 項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出をしないときは当該供託に係る債権者を除外して同条第 1 項及び第 2 項の規定により供託金について配当等を実施することとなる旨を通知するものとする。

(給付義務者に対し陳述を催告すべき事項等)

第 64 条の 2 [略]

2 法第 93 条の 3 前段の規定による催告に対する給付義務者の陳述は、書面でなければならない。

(強制競売の規定の準用)

第 73 条 第 23 条 (第 3 号及び第 4 号を除く。)、第 23 条の 2 (第 4 号を除く。)、第 25 条から第 27 条まで及び第 62 条の規定は強制管理について、第 59 条から第 61 条まで及び第 62 条の 2 から第 62 条の 4 までの規定は強制管理につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第 25 条第 1 項中「法第 47 条第 1 項」とあるのは「法第 93 条の 2」と、「差押債権者」とあるのは「差押債権者及び管理人」と、同条第 3 項中「法第 47 条第 6 項」とあるのは「法第 111 条において準用する法第 47 条第 6 項本文」と、「債務者」とあるのは「債務者及び管理人」と、第 27 条中「及び債務者」とあるのは「 、債務者及び管理人」と読み替えるものとする。

(不動産の強制競売等の規定の準用)

第 97 条 法第 2 章第 2 節第 1 款第 2 目 (法第 45 条第 1 項、法第 46 条第 2 項、法第 55 条から法第 57 条まで、法第 59 条第 4 項、法第 61 条、法第 62 条、法第 64 条の 2、法第 65 条の 2、法第 66 条 (第 96 条第 2 項の買受けの申出に係る場合に限る。)、法第 68 条の 2、法第 68 条の 4、法第 69 条 (第 96 条第 2 項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。)、法第 71 条第 5 号、法第 77 条、法第 81 条、法第 83 条、法第 83 条の 2 及び法第 86 条の 2 第 2 項を除く。)、法第 115 条 (第 1 項後段を除く。)、法第 120 条及び法第 127 条並びにこの節第 1 款第 1 目 (第 23 条から第 24 条まで、第 27 条の 2 から第 29 条まで、第 30 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに第 2 項、第 30 条の 2、第 30 条の 4、第 31 条、第 31 条の 2 (第 38 条第 7 項及び第 50 条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 33 条、第 34 条中期間入札に係る部分、第 36 条第 1 項第 5 号から第 7 号まで及び第 2 項 (第 50 条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 46 条から第 49 条まで、第 51 条から第 51 条の 4 まで、第 51 条の 7、第 54 条 (第 96 条第 2 項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。)、第 55 条 (第 96 条第 2 項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。)、第 55 条の 2 並びに第 58 条の 3 を除く。)、第 85 条及び第 109 条の規定は、自動車執行について準用する。この場合において、法第 49 条第 1 項中「物件明細書の作成までの手続」とあるのは「評価書の提出」と、法第 78 条第 4 項中「売却許可決定が確定するまで」とあるのは「売却許可決定が確定するまで、又は民事執行規則第 96 条第 2 項の買受けの申出の際」と、法第 115 条第 1 項及び第 4 項中「船舶国籍証書等」とあり、及び「船舶の船籍」とあるのは「自動車」と、同項中「5 日以内」とあるのは「10 日以内」と、法第 120 条中「2 週間以内に船舶国籍証書等」とあるのは「1 月以内に自動車」と、法第 127 条第 1 項及び第 2 項中「差押物」とあるのは「差押えの効力が生じた時に債務者が占有していた自動車」と、第 36 条第 1 項第 8 号中「物件明細書、現況調査報告書及び評価書」とあるのは「評価書」と、第 109 条中「差押物が差押えをした」とあるのは「執行官が占有を取得した自動車が」と読み替えるものとする。

[2 略]

(執行力のある債務名義の正本の交付)

第 129 条 [略]

[2~4 略]

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、事件特定情報を提供した差押債権者については、適用しない。

(不動産執行の規定の準用)

第 132 条 第 26 条、第 27 条、第 33 条及び第 70 条の規定は動産執行について、第 59 条から第 62 条の 4 までの規定は動産執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第 59 条第 1 項中「不動産の代金が納付された」とあり、及び同条第 2 項中「代金が納付された」とあるのは、「配当等を実施すべきこととなつた」と読み替えるものとする。

(第 3 債務者に対し陳述を催告すべき事項等)

第 135 条 [略]

2 法第 147 条第 1 項の規定による催告に対する第 3 債務者の陳述は、書面でしなければならない。

(第 3 債務者の事情届の方式等)

第 138 条 法第 156 条第 4 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

[一~三 略]

[2・3 略]

（不動産執行等の規定の準用）

第 145 条 第 26 条及び第 27 条の規定は債権執行について、第 63 条及び第 65 条から第 72 条までの規定は管理命令について、第 141 条第 4 項中調書に係る部分の規定は執行官が法第 163 条第 2 項の規定により動産を売却した場合について、第 59 条から第 62 条の 4 までの規定は債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第 27 条中「及び債務者」とあるのは、管理命令が発せられている場合にあつては、「」、債務者及び管理人」と、第 59 条第 1 項中「不動産の代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、同条第 2 項中「代金が納付された日から、同項後段」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた日（差し押さえられた債権が法第 152 条第 1 項各号に掲げる債権又は同条第 2 項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも 1 人以上）の債権に法第 151 条の 2 第 1 項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、配当等を実施すべきこととなつた日又は債務者に対して差押命令が送達された日から 4 週間を経過した日のいずれか遅い日）から、前項後段」と読み替えるものとする。

（弁済金の交付の手続）

第 149 条の 6 [略]

[2 略]

3 第 59 条第 3 項、第 60 条及び第 61 条から第 62 条の 4 までの規定は、法第 167 条の 11 第 3 項の規定により裁判所書記官が弁済金及び剰余金を交付する場合について準用する。この場合において、第 60 条中「配当期日等が定められたときは、裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官は、弁済金の交付の日を定めたとき」と、「配当期日等まで」とあるのは「弁済金の交付の日まで」と、「執行裁判所に提出する」とあるのは「提出する」と、第 62 条及び第 62 条の 4 中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

（振替社債等譲渡命令等）

第 150 条の 7 [略]

[2～6 略]

[削る]

（債権執行等の規定の準用）

第 150 条の 8 法第 144 条（第 2 項ただし書を除く。）、法第 146 条、法第 147 条、法第 149 条、法第 154 条、法第 158 条、法第 161 条の 2 及び法第 166 条第 1 項（第 3 号を除く。）並びに第 26 条、第 27 条、第 133 条、第 134 条から第 136 条まで及び第 147 条第 2 項の規定は振替社債等執行について、第 150 条の 3 第 6 項の規定は振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等）が配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けた場合について、法第 84 条から法第 86 条まで、法第 88 条から法第 92 条まで及び法第 165 条（第 4 号を除く。）並びに第 59 条から第 62 条の 4 までの規定は振替社債等執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第 144 条第 2 項中「その債権の債務者（以下「第 3 債務者」という。）」とあり、並びに法第 147 条及び法第 154 条第 2 項並びに第 134 条及び第 135 条中「第 3 債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等）」と、法第 147 条第 1 項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第 161 条の 2 第 1 項中「差押えに係る金銭債権」とあるのは「差押えに係る振替債等の全額又は差押えに係る民事執行規則第 150 条の 5 第 1 項第 1 号に掲げる振替新株予約権付社債についての社債」と、「債務の履行地」とあるのは「その履行地」と、「第 3 債務者に命ずる命令（以下この条及び第 167

条の10において「供託命令」という。）」とあるのは「発行者に命ずる命令（以下この条において「振替社債等供託命令」という。）」と、同条第2項中「供託命令は、第3債務者」とあるのは「振替社債等供託命令は、発行者」と、法第166条第1項第1号及び法第165条第1号中「第156条第1項」とあるのは「民事執行規則第150条の6第1項」と、法第166条第1項第1号中「第157条第5項」とあるのは「同規則第150条の5第4項において準用する第157条第5項」と、第133条第1項及び第136条中「第3債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）」と、第135条中「法第147条第1項」とあるのは「第150条の8において準用する法第147条第1項」と、同条第1項第2号中「弁済の意思」とあるのは「振替又は抹消の申請（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替の申請）等」と、「弁済する」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）を行う」と、「弁済しない」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）を行わない」と、同項第4号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、第147条第2項中「前項」とあるのは「第150条の8において準用する法第147条第1項」と、法第84条第1項中「代金の納付があつた」とあり、第59条第1項中「不動産の代金が納付された」とあり、及び同条第2項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第85条第1項中「第87条第1項各号に掲げる各債権者」とあり、及び法第86条第1項中「第85条第1項に規定する債権者」とあるのは「民事執行規則第150条の8において準用する第165条に規定する債権者」と、法第165条第1号及び第2号中「第3債務者」とあるのは「発行者」と、同条第3号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と読み替えるものとする。

（支払等記録の届出等）

第150条の11 [略]

2 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

[一～三 略]

[3 略]

（電子記録債権譲渡命令等）

第150条の14 [略]

[2～7 略]

[削る]

（債権執行等の規定の準用等）

第150条の15 法第144条（第2項ただし書を除く。）、法第146条、法第147条、法第149条、法第150条、法第153条から法第155条まで（同条第2項を除く。）、法第157条から法第160条まで（法第159条第6項を除く。）、法第161条の2、法第164条及び法第166条第1項（第3号を除く。）並びに第26条、第27条、第133条、第134条から第137条の3まで、第144条及び第147条第2項の規定は電子記録債権執行について、前条第5項の規定は転付命令が効力を生じた場合について、法第84条から法第86条まで、法第88条から法第92条まで及び法第165条（第4号を除く。）並びに第59条から第62条の4までの規定は電子記録債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第144条第2項中「その債権の債務者（以下「第3債務者」という。）」とあるのは「当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関」と、法第147条並びに第133条第1項、第135条並びに第136条第1項及び第3項中「第3債務者」とあるのは「第3債務者及び電子債権記録機関」と、法第147条第1項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判

所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第 157 条第 4 項中「前条第 2 項」とあるのは「民事執行規則第 150 条の 12 第 2 項」と、法第 161 条の 2 第 1 項中「差押えに係る金銭債権」とあるのは「差押えに係る電子記録債権」と、「第 3 債務者に命ずる命令（以下この条及び第 167 条の 10 において「供託命令」という。）」とあるのは「第 3 債務者に命ずる命令（以下この条において「電子記録債権供託命令」という。）」と、同条第 2 項中「供託命令」とあるのは「電子記録債権供託命令」と、法第 164 条第 1 項及び第 5 項中「第 150 条」とあるのは「民事執行規則第 150 条の 15 第 1 項において準用する第 150 条」と、同条第 2 項及び第 3 項並びに法第 165 条第 3 号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と、法第 166 条第 1 項第 1 号及び法第 165 条第 1 号中「第 156 条第 1 項」とあるのは「民事執行規則第 150 条の 12 第 1 項」と、法第 166 条第 1 項第 1 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「同規則第 150 条の 15 第 1 項において準用する第 157 条第 5 項」と、第 27 条中「差押債権者及び債務者」とあるのは「差押債権者、債務者及び電子債権記録機関」と、第 134 条中「債務者及び第 3 債務者」とあるのは「債務者、第 3 債務者及び電子債権記録機関」と、「差押債権者」とあるのは「差押債権者及び電子債権記録機関」と、第 135 条中「法第 147 条第 1 項」とあるのは「第 150 条の 15 第 1 項において準用する法第 147 条第 1 項」と、同条第 1 項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（電子債権記録機関にあつては、第 2 号に掲げる事項を除く。）」と、同項第 1 号中「その種類及び額（金銭債権以外の債権にあつては、その内容）」とあるのは「その金額、支払期日及び記録番号（電子記録債権法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する記録番号をいう。）その他当該電子記録債権を特定するために必要な事項」と、同項第 4 号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、第 136 条第 2 項中「第 3 債務者に送達された場合」とあるのは「第 3 債務者及び電子債権記録機関に送達された場合」と、「差押債権者及び第 3 債務者」とあるのは「差押債権者、第 3 債務者及び電子債権記録機関」と、「第 3 債務者は差し押さえられた債権について支払又は引渡しをしてはならない」とあるのは「第 3 債務者は差し押さえられた電子記録債権について支払をしてはならず、電子債権記録機関は差し押さえられた電子記録債権について電子記録をしてはならない」と、第 137 条中「法第 155 条第 4 項」とあるのは「第 150 条の 15 第 1 項において準用する法第 155 条第 4 項」と、第 137 条の 2 第 1 項中「法第 155 条第 5 項」とあるのは「第 150 条の 15 第 1 項において準用する法第 155 条第 5 項」と、第 137 条の 3 中「法第 155 条第 6 項」とあるのは「第 150 条の 15 第 1 項において準用する法第 155 条第 6 項」と、「同条第 4 項又は第 5 項」とあるのは「第 150 条の 15 第 1 項において準用する法第 155 条第 4 項又は第 5 項」と、第 144 条中「法第 164 条第 1 項」とあるのは「第 150 条の 15 第 1 項において準用する法第 164 条第 1 項」と、第 147 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 150 条の 15 第 1 項において準用する法第 147 条第 1 項」と、前条第 5 項中「電子記録債権譲渡命令」とあるのは「第 150 条の 15 第 1 項において準用する法第 159 条第 1 項に規定する転付命令」と、法第 84 条第 1 項中「代金の納付があつた」とあり、同条第 3 項及び第 4 項中「代金の納付」とあり、第 59 条第 1 項中「不動産の代金が納付された」とあり、並びに同条第 2 項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第 85 条第 1 項中「第 87 条第 1 項各号に掲げる各債権者」とあり、及び法第 86 条第 1 項中「第 85 条第 1 項に規定する債権者」とあるのは「民事執行規則第 150 条の 15 第 1 項において準用する第 165 条に規定する債権者」と読み替えるものとする。

[2 略]

（開示義務者の宣誓）

第 185 条 [略]

2 第15条の6並びに民事訴訟規則第112条第1項及び第2項の規定は、開示義務者の宣誓について準用する。

（音声の送受信による通話の方法による財産開示期日）

第186条の2 法第199条の2第1項に規定する方法によつて財産開示期日における手続を行うときは、執行裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第2号に掲げる事項を財産開示期日の調書に記載しなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述）

第186条の3 法第199条の3に規定する方法による開示義務者の陳述は、申立人（同条第2号に掲げる場合にあつては、申立人及び開示義務者）の意見を聴いて、開示義務者を次に掲げる要件を満たす場所であつて執行裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。

一 申立人又はその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第199条の3第1号又は第3号に掲げる場合において、申立人又はその代理人が当該場所に在席することにつき開示義務者に異議がないときを除く。

二 開示義務者の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると執行裁判所が認める者の在席する場所でないこと。

2 法第199条の3第2号に掲げる場合において、開示義務者を執行裁判所に出頭させて前項の方法による陳述をさせるときは、執行裁判所及び申立人が開示義務者の陳述を実施するために在席する場所以外の場所にその開示義務者を在席させるものとする。

3 第1項の方法により開示義務者に陳述をさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の開示義務者の陳述の実施に必要な情報を同項の開示義務者の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

4 前条の規定は、第1項の方法によつて開示義務者に陳述をさせる場合について準用する。

（情報の提供の方法等）

第192条 [略]

[2 略]

[削る]

附 則[抄]

（施行期日）

第1条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。[中略]）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

■民事保全規則

（令和6年9月17日最高裁判所規則第14号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（催告及び通知）

第5条 民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）第4条（第3項及び第4項を除く。）の規定

は、民事保全の手続における催告及び通知について準用する。この場合において、同条第2項、第5項及び第6項中「裁判所書記官」とあるのは、「裁判所書記官又は執行官」と読み替えるものとする。

2 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

3 前項の規定による催告は、公告をした日から1週間を経過した時にその効力を生ずる。

(事件の記録の閲覧等)

第6条 第6条の11において準用する民事訴訟規則第34条第3項本文、第5項本文若しくは第7項又は第52条の20第3項、第5項本文若しくは第6項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

2 第6条の11において準用する民事訴訟規則第52条の22第1項の規定により、法第7条において準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条第2項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第7条において準用する民事訴訟法第133条の4第1項の取消し又は同条第2項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第6条の2 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(呼出状の公示送達)

第6条の3 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(決定及び命令の方式)

第6条の4 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

(申立書の却下の命令に対する即時抗告等)

第6条の5 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

(証人の宣誓)

第6条の6 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前2項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第6条の7 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（更正決定の方式）

第6条の8 決定又は命令の更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

2 前項の規定は、法第7条において読み替えて準用する民事訴訟法第267条の2第1項の規定による和解に係る調書の更正決定について準用する。

（和解条項案の書面による受諾の通知）

第6条の9 法第7条において準用する民事訴訟法第264条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

（再抗告等を提起する場合における費用の予納）

第6条の10 法第7条において準用する民事訴訟法第330条又は第336条第1項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法第7条において準用する民事訴訟法第337条第2項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用）

第6条の11 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第1編から第4編までの規定（同規則第1条第3項、第1条の2、第14条第2項から第4項まで、第15条第2項及び第3項、第18条第2項及び第3項、第23条第3項、第24条第3項から第5項まで、第25条第2項、第26条後段、第33条の3、第33条の4第2項から第4項まで、第33条の5、第34条第8項から第11項まで、第1編第5章第4節第3款、第46条第1項、第47条第3項及び第4項、第47条の2第4項及び第5項、第51条第3項から第7項まで、第1編第7章、第52条の20第7項から第9項まで、第52条の22第2項及び第3項、第52条の23、第53条第4項第2号、第55条第3項から第6項まで、第55条の2、第63条の2、第76条の2第1項後段、第81条第2項、第82条第3項及び第4項、第105条の2、第105条の3、第112条第3項及び第4項、第131条、第132条第3項、第135条の2、第137条第3項及び第4項、第143条第3項、第149条の2第3項、第149条の3、第151条の2、第159条第2項、第189条第4項並びに第211条第2項及び第3項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（調書決定）

第10条 [略]

[2・3 略]

4 第1項の調書の送達は、その正本によってすることができる。

（民事執行規則の準用）

第31条 民事執行規則第1章（第1条、第3条、第4条、第10条、第10条の4、第10条の5、第14条及び第15条の3から第15条の12までを除く。）及び同規則第2章第1節（第16条第2項、第20条及び第22条の3を除く。）の規定は、保全執行について準用する。ただし、同規則第21条の規定は、登記若しくは登録をする方法又は第3債務者若しくはこれに準ずる者に保全命令の送達をする方法による保全執行については、この限りでない。

別表（第 6 条の 11 関係）〔表は省略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

民事訴訟費用等に関する規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（訴状その他の書類の作成及び提出の費用の額）

第 2 条の 2 〔略〕

2 前項の費用の額のうち別表第 2 の 1 の項及び 4 の項に掲げる申立てに係る事件についてのものは、準備書面等を送付すべき相手方の数を 5 で除して得た数（1 未満の端数を生じたときは、1 に切り上げる。）に各項により算出して得た額を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる事件については、この額からそれぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 別表第 2 の 1 の項に掲げる申立てに係る事件のうち民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 275 条第 2 項又は第 395 条若しくは第 398 条第 1 項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされた事件 800 円

〔二 略〕

（官庁等からの書類の交付に要する費用の額）

第 2 条の 3 法第 2 条第 7 号の最高裁判所が定める額は、第 1 種郵便物の最低料金の 2 倍の額（これを下回る額を告示で定めた場合にあっては、その額）とする。

（強制執行の申立て等のための債務名義の正本の交付等に要する費用の額）

第 2 条の 4 法第 2 条第 12 号の最高裁判所が定める額は、第 1 種郵便物の最低料金の 2 倍の額に書留料を加えた額（これを下回る額を告示で定めた場合にあっては、その額）とする。

（民法第 385 条の規定による通知を書面で行った場合の通知の費用の額）

第 2 条の 5 法第 2 条第 18 号の最高裁判所が定める額は、第 1 種郵便物の最低料金に書留料を加えた額（これを下回る額を告示で定めた場合にあっては、その額）とする。

（特定申立ての手数料の納付等）

第 4 条の 2 法第 8 条第 1 項本文の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、同項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

2 法第 8 条第 1 項本文の規定により納めるべき手数料の額が 100 万円を超える場合には、前項の規定にかかわらず、財務省令で定める様式の 1 通の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和 24 年大蔵省令第 100 号）第 1 条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。次条第 2 項において同じ。）に納付することができる。この場合においては、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収証書を裁判所に提出しなければならない。

3 前項に規定する方法により手数料を納める者（次項に規定する者を除く。）は、前項の領収証書の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該領収証書の画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 52 条の 10 第 1 項に規定する電子情報処理組織

をいう。次項及び第9条第2項において同じ。)を使用して裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法により提出することができる。

4 第2項に規定する方法により手数料を納める民事訴訟法第132条の11第1項各号に掲げる者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、第2項の領収証書の画像情報を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、同条第3項に規定する場合は、この限りでない。

5 裁判所は、前2項の規定により第2項の領収証書の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該領収証書の原本の提示を求めることができる。

6 1回の手数料の納付は、第1項の方法によりするものと第2項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

(現金をもつてする手数料の納付等)

第4条の3 法第8条第2項ただし書の規定により手数料を現金をもつて納めることができる場合は、納付する手数料の額が100万円を超える場合とする。

2 法第8条第2項ただし書の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、財務省令で定める様式の1通の納付書により、日本銀行に納付するとともに、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収証書を裁判所に提出しなければならない。

[3 略]

(手数料の還付等の処分の方式)

第4条の4 法第9条第1項及び第2項並びに第10条第2項の申立てについての金銭を還付する処分は、これを記載した書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印してしなければならない。

(非訟事件手続規則の準用)

第4条の5 法第9条第1項及び第2項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分、同条第6項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判、法第10条第2項の申立て及びその申立てについての裁判所書記官の処分並びに法第15条第1項(法第16条第2項(法第17条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の決定に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則(平成24年最高裁判所規則第7号)の規定を準用する。

(現金をもつてする手数料以外の費用の予納)

第5条の2 特定申立てに係る手続において、法第12条第2項の規定により同条第1項に規定する予納を現金をもつてする場合には、当該手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

2 前項の場合において、法第12条第1項の規定により予納を命じられた費用の概算額が100万円を超えるときは、前項の規定にかかわらず、保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号)第5条第2項に規定する方法により納付することができる。

3 1回の予納は、第1項の方法によりするものと前項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

(資料の提出等)

第9条 裁判所(法第21条第2項、第22条第2項、第23条第2項又は第24条の規定により給付の額を定める場合にあっては、裁判所書記官。第3項において同じ。)は、法第3章に定める給付に関し必要があると認めるときは、その請求をする者に対し費用の明細書その他の資料の提出等を求めることができる。

2 特定申立てに係る手続において前項の規定により資料の提出を求められた者は、当該資料が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該書面等の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3 裁判所は、前項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。ただし、第 2 条中民事訴訟費用等に関する規則第 2 条の 3 から第 2 条の 5 までの改正規定は、公布の日から施行する。

■破産規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（電磁的方法による情報の提供等）

第 3 条 裁判所（破産裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第 32 条第 4 項第 2 号において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第 46 条第 1 項第 2 号において同じ。）であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

〔2 略〕

（事件に関する文書の閲覧等・法第 11 条）

第 10 条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第 12 条の 11 において準用する民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 34 条第 3 項本文、第 5 項本文若しくは第 7 項又は第 52 条の 20 第 3 項、第 5 項本文若しくは第 6 項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

5 第 12 条の 11 において準用する民事訴訟規則第 52 条の 22 第 1 項の規定により、法第 13 条において準用する民事訴訟法第 133 条第 2 項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第 13 条において準用する民事訴訟法第 133 条の 4 第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

(催告)

第 12 条 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から 1 週間を経過した時にその効力を生ずる。

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第 12 条の 2 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(呼出状の公示送達)

第 12 条の 3 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(決定及び命令の方式)

第 12 条の 4 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

(申立書の却下の命令に対する即時抗告等)

第 12 条の 5 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

(証人の宣誓)

第 12 条の 6 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前 2 項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第 12 条の 7 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第 12 条の 8 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第 12 条の 11 において読み替えて準用する民事訴訟規則第 142 条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

(更正決定の方式)

第 12 条の 9 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

(特別抗告等を提起する場合における費用の予納)

第 12 条の 10 法第 13 条において準用する民事訴訟法第 336 条第 1 項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法第 13 条において準用する民事訴訟法第 337 条第 2 項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用・法第 13 条）

第 12 条の 11 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第 1 編から第 4 編までの規定（同規則第 1 条第 3 項、第 1 条の 2、第 4 条第 3 項及び第 4 項、第 14 条第 2 項から第 4 項まで、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条第 2 項及び第 3 項、第 23 条第 3 項、第 24 条第 3 項から第 5 項まで、第 25 条第 2 項、第 26 条後段、第 33 条の 3、第 33 条の 4 第 2 項から第 4 項まで、第 33 条の 5、第 34 条第 8 項から第 11 項まで、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 46 条第 1 項、第 47 条第 3 項及び第 4 項、第 47 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 51 条第 3 項から第 7 項まで、第 1 編第 7 章、第 52 条の 20 第 7 項から第 9 項まで、第 52 条の 22 第 2 項及び第 3 項、第 52 条の 23、第 53 条第 4 項第 2 号、第 55 条第 3 項から第 6 項まで、第 55 条の 2、第 63 条の 2、第 76 条の 2 第 1 項後段、第 81 条第 2 項、第 82 条第 3 項及び第 4 項、第 105 条の 2、第 105 条の 3、第 108 条第 2 項、第 112 条第 3 項及び第 4 項、第 124 条第 4 項、第 131 条、第 132 条第 3 項、第 135 条の 2、第 137 条第 3 項及び第 4 項、第 143 条第 3 項、第 149 条の 2 第 3 項、第 149 条の 3、第 151 条の 2、第 189 条第 4 項並びに第 211 条第 2 項及び第 3 項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（破産債権の届出の方式・法第 111 条）

第 32 条 [略]

[2・3 略]

4 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

[一 略]

二 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第 252 条第 1 項に規定する電子判決書（同法第 253 条第 2 項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面

[三 略]

[5 略]

（映像等の送受信による通話の方法による 1 般調査期日又は特別調査期日・法第 121 条の 2 等）

第 43 条の 2 法第 121 条の 2 第 1 項に規定する方法によって 1 般調査期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に 1 般調査期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第 2 号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

3 前 2 項の規定は、法第 122 条第 2 項において準用する法第 121 条の 2 第 1 項に規定する方法によって特別調査期日における手続を行う場合について準用する。

(書面による破産債権の調査に関する規定の準用)

第 44 条 第 38 条の規定は、破産管財人が 1 般調査期日又は特別調査期日において述べた法第 117 条第 1 項各号に掲げる事項についての認否を認める旨に変更する場合並びに届出をした破産債権者が第 43 条第 1 項前段(同条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する異議を撤回する場合及び破産者が同条第 1 項後段(同条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する異議を撤回する場合について準用する。

[2~4 略]

(映像等の送受信による通話の方法による債権者集会・法第 136 条の 2)

第 45 条の 2 法第 136 条の 2 第 1 項に規定する方法によって債権者集会の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に債権者集会の期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第 2 号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

(配当等の手続・法第 191 条)

第 62 条 民事執行規則(昭和 54 年最高裁判所規則第 5 号)第 12 条、第 59 条(第 1 項後段を除く。)、第 60 条、第 61 条及び第 62 条の 2 から第 62 条の 4 までの規定は法第 191 条第 1 項の配当の手続及び同条第 2 項の規定による弁済金の交付の手続について、同規則第 60 条の 2 の規定は法第 191 条第 1 項の配当の手続について準用する。この場合において、同規則第 12 条第 1 項、第 59 条第 1 項、第 60 条、第 60 条の 2 第 1 項及び第 62 条の 4 中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第 59 条第 1 項中「不動産の代金」とあり、同条第 2 項中「代金」とあり、及び同規則第 61 条中「売却代金」とあるのは「破産法第 186 条第 1 項第 1 号に規定する売得金の額(同法第 188 条第 8 項に規定する届出がされなかった場合であって同号に掲げる場合にあっては、その売得金の額から同号に規定する組入金の額を控除した額)に相当する金銭」と、同規則第 59 条第 3 項及び第 61 条中「各債権者及び債務者」とあるのは「被申立担保権者及び破産管財人」と、同規則第 60 条中「各債権者」とあり、及び同規則第 62 条の 4 中「債権者」とあるのは「被申立担保権者」と、同規則第 60 条中「附帯の債権の額並びに執行費用」とあるのは「附帯の債権」と、同規則第 62 条の 2 第 2 号及び第 62 条の 3 第 1 項第 2 号中「債務者」とあるのは「破産者」と読み替えるものとする。

2 第 12 条の 11 の規定にかかわらず、民事訴訟規則第 4 条第 5 項の規定は、前項において準用する民事執行規則第 59 条第 3 項の規定による通知については、準用しない。

別表(第 12 条の 11 関係)[表は省略]

附 則[抄]

(施行期日)

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 48 号。[中略])の施行の日[中略]から施行する。[後略]

■民事再生規則

(令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号)

改正法施行日、[附則参照]

《改正後》

(申立ての方式等)

第 2 条 [略]

[2・3 略]

4 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

(事件に関する文書の閲覧等・法第 16 条)

第 9 条 [略]

[2 略]

3 第 11 条の 11（民事訴訟規則の準用）において準用する民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 34 条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第 3 項本文、第 5 項本文若しくは第 7 項又は第 52 条の 20（法第 133 条の 2 第 2 項の申立ての方式等）第 3 項、第 5 項本文若しくは第 6 項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

4 第 11 条の 11 において準用する民事訴訟規則第 52 条の 22（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第 1 項の規定により、法第 18 条（民事訴訟法の準用）において準用する民事訴訟法第 133 条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第 2 項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第 18 条において準用する民事訴訟法第 133 条の 4（秘匿決定の取消し等）第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

(催告)

第 11 条 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から 1 週間を経過した時にその効力を生ずる。

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第 11 条の 2 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(呼出状の公示送達)

第 11 条の 3 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(決定及び命令の方式)

第 11 条の 4 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

(申立書の却下の命令に対する即時抗告等)

第 11 条の 5 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

(証人の宣誓)

第 11 条の 6 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前 2 項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第 11 条の 7 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第 11 条の 8 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第 11 条の 11（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する民事訴訟規則第 142 条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

(更正決定の方式)

第 11 条の 9 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

(特別抗告等を提起する場合における費用の予納)

第 11 条の 10 法第 18 条（民事訴訟法の準用）において準用する民事訴訟法第 336 条（特別抗告）第 1 項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法第 18 条において準用する民事訴訟法第 337 条（許可抗告）第 2 項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

(民事訴訟規則の準用・法第 18 条)

第 11 条の 11 特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第 1 編から第 4 編まで（総則、第 1 審の訴訟手続、上訴、再審）の規定（同規則第 1 条（申立て等の方式等）第 3 項、第 1 条の 2（電子調書のファイルへの記録の方式）、第 4 条（催告及び通知）第 3 項及び第 4 項、第 14 条（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）第 2 項から第 4 項まで、第 15 条（法定代理権等の証明）第 2 項及び第 3 項、第 18 条（法人の代表者等への準用等）第 2 項及び第 3 項、第 23 条（訴訟代理権の証明等）第 3 項、第 24 条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第 3 項から第 5 項まで、第 25 条（相手方への催告等）第 2 項、第 26 条（費用額の確定処分の方法）後段、第 33 条の 3（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）、第 33 条の 4（訴訟に関する事項の証明の方法等）第 2 項から第 4 項まで、第 33 条の 5（電磁的訴訟記録からの消去等）、第 34 条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第 8 項から第 11 項まで、第 1 編第 5 章（訴訟手続）第 4 節（送達

等)第3款(電磁的記録の送達)、第46条(公示送達の方法)第1項、第47条(書類又は電磁的記録の送付)第3項及び第4項、第47条の2(書類又は電磁的記録の直送)第4項及び第5項、第51条(訴訟手続の受継の申立ての方式等)第3項から第7項まで、第1編第7章(電子情報処理組織による申立て等)、第52条の20(法第133条の2第2項の申立ての方式等)第7項から第9項まで、第52条の22(秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い)第2項及び第3項、第52条の23(安全管理のために必要な措置)、第53条(訴状の記載事項)第4項第2号、第55条(訴状の添付書類等)第3項から第6項まで、第55条の2(訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出)、第63条の2(電磁的記録の提出方法)、第76条の2(更正処分の方式)第1項後段、第81条(答弁に対する反論)第2項、第82条(準備書面に引用した文書の取扱い)第3項及び第4項、第105条の2(映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ)、第105条の3(電子情報処理組織による調査結果の報告)、第108条(電子呼出状の記録事項等)第2項、第112条(宣誓)第3項及び第4項、第124条(書面尋問)第4項、第131条(宣誓の方式)、第132条(鑑定人の陳述の方式)第3項、第135条の2(電子情報処理組織による鑑定結果の報告)、第137条(書証の申出等)第3項及び第4項、第143条(文書の提出等の方法)第3項、第149条の2(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等)第3項、第149条の3(電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法)、第151条の2(映像等の送受信による方法による検証)、第189条(電子上告提起通知書の送達等)第4項並びに第211条(再審の訴訟手続)第2項及び第3項の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(届出の方式・法第94条)

第31条 [略]

[2 略]

3 再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第1項の届出書に、執行力ある債務名義の写し(債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイル(以下この項において単に「ファイル」という。)に記録されたものである場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面)又は判決書の写し若しくは電子判決書(民事訴訟法第252条(電子判決書)第1項に規定する電子判決書(同法第253条(言渡しの方式)第2項の規定によりファイルに記録されたものに限る。))をいう。第47条(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載)において同じ。)に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

[4 略]

(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載・法第110条)

第47条 再生債権の確定に関する訴訟についてした判決(電子判決書が作成されているものを除く。)が確定した場合において、法第110条(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載)の申立てをするときは、当該判決の判決書の謄本及び当該判決の確定についての証明書を提出しなければならない。

2 法第110条の申立てに係る書面には、再生債権の確定に関する訴訟についてした判決(電子判決書が作成されているものに限る。)をした裁判所の名称、事件番号及び当該判決を識別するために裁判所が付した符号を記載しなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による債権者集会・法第115条の2)

第49条 法第115条の2(映像等の送受信による通話の方法による債権者集会)第1項に規定する方法によって債権者集会の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければ

ならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に債権者集会の期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第 2 号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

（監督委員等の債権者集会への出席等・法第 116 条）

第 50 条 [略]

2 裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、裁判所並びに再生債務者、管財人、届出再生債権者、外国管財人及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者が監督委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、監督委員に意見を述べさせることができる。

3 債権者集会において、前項に規定する方法によって監督委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

4 監督委員に前項の意見を述べさせ、かつ、裁判長が裁判所書記官に調書の作成を命じたときは、同項の方法により意見を述べさせた旨及び同項第 2 号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

5 前各項の規定は、調査委員について準用する。

第 51 条 削除

（価額に相当する金銭の納付期限等・法第 152 条）

第 81 条 [略]

[2・3 略]

4 第 11 条の 11（民事訴訟規則の準用）の規定にかかわらず、民事訴訟規則第 4 条（催告及び通知）第 5 項の規定は、第 2 項の規定による通知については準用しない。

（配当等の実施・法第 153 条）

第 82 条 民事執行規則第 12 条（民事執行の調書）、第 59 条（第 1 項後段を除く。）（配当期日等の指定）、第 60 条（計算書の提出の催告）、第 61 条（売却代金の交付等の手続）及び第 62 条の 2 から第 62 条の 4 まで（供託に係る債権者の届出の方式、供託の事由が消滅していない旨の届出の方式、配当等の実施の予告）の規定は法第 153 条（配当等の実施）第 1 項の配当の手続及び同条第 2 項の規定による弁済金の交付の手続について、同規則第 60 条の 2（音声の送受信による通話の方法による配当期日）の規定は法第 153 条第 1 項の配当の手続について準用する。この場合において、同規則第 12 条第 1 項、第 59 条第 1 項、第 60 条、第 60 条の 2 第 1 項及び第 62 条の 4 中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第 59 条第 1 項中「不動産の代金」とあり、同条第 2 項中「代金」とあり、及び同規則第 61 条中「売却代金」とあるのは「民事再生法第 152 条（価額に相当する金銭の納付等）第 1 項に規定する金銭」と、同規則第 59 条第 3 項及び第 61 条中「各債権者及び債務者」とあるのは「担保権者及び再生債務者等」と、同規則第 60 条中「各債権者」とあり、及び同規則第 62 条の 4 中「債権者」とあるのは「担保権者」と、同規則第 60 条中「執行費用」とあるのは「民事再生法第 151 条（費用の負担）第 3 項の費用」と、同規則第 62 条の 2 第 2 号及び第 62 条の 3 第 1 項第 2 号中「債務者」とあるのは「再生債務者」と読み替えるものとする。

[2 略]

別表（第 11 条の 11 関係）〔表は省略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

〇会社更生規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（申立ての方式等）

第 1 条 〔略〕

[2 略]

3 裁判所（法第 2 条第 4 項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

[4 略]

（事件に関する文書の閲覧等・法第 11 条）

第 8 条 〔略〕

[2・3 略]

4 第 10 条の 11 において準用する民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 34 条第 3 項本文、第 5 項本文若しくは第 7 項又は第 52 条の 20 第 3 項、第 5 項本文若しくは第 6 項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

5 第 10 条の 11 において準用する民事訴訟規則第 52 条の 22 第 1 項の規定により、法第 13 条において準用する民事訴訟法第 133 条第 2 項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第 13 条において準用する民事訴訟法第 133 条の 4 第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（催告）

第 10 条 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から 1 週間を経過した時にその効力を生ずる。

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第 10 条の 2 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(呼出状の公示送達)

第 10 条の 3 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(決定及び命令の方式)

第 10 条の 4 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

(申立書の却下の命令に対する即時抗告等)

第 10 条の 5 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

(証人の宣誓)

第 10 条の 6 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前 2 項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第 10 条の 7 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第 10 条の 8 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第 10 条の 11 において読み替えて準用する民事訴訟規則第 142 条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

(更正決定の方式)

第 10 条の 9 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

(特別抗告等を提起する場合における費用の予納)

第 10 条の 10 法第 13 条において準用する民事訴訟法第 336 条第 1 項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法第 13 条において準用する民事訴訟法第 337 条第 2 項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

(民事訴訟規則の準用・法第 13 条)

第 10 条の 11 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴

訟規則第1編から第4編までの規定（同規則第1条第3項、第1条の2、第4条第3項及び第4項、第14条第2項から第4項まで、第15条第2項及び第3項、第18条第2項及び第3項、第23条第3項、第24条第3項から第5項まで、第25条第2項、第26条後段、第33条の3、第33条の4第2項から第4項まで、第33条の5、第34条第8項から第11項まで、第1編第5章第4節第3款、第46条第1項、第47条第3項及び第4項、第47条の2第4項及び第5項、第51条第3項から第7項まで、第1編第7章、第52条の20第7項から第9項まで、第52条の22第2項及び第3項、第52条の23、第53条第4項第2号、第55条第3項から第6項まで、第55条の2、第63条の2、第76条の2第1項後段、第81条第2項、第82条第3項及び第4項、第105条の2、第105条の3、第108条第2項、第112条第3項及び第4項、第124条第4項、第131条、第132条第3項、第135条の2、第137条第3項及び第4項、第143条第3項、第149条の2第3項、第149条の3、第151条の2、第189条第4項並びに第211条第2項及び第3項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い・法第110条）

第28条 民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第12条、第59条（第1項後段を除く。）、第60条、第61条及び第62条の2から第62条の4までの規定は法第110条第1項の配当の手続及び同条第2項の規定による弁済金の交付の手続について、同規則第60条の2の規定は法第110条第1項の配当の手続について準用する。この場合において、同規則第12条第1項、第59条第1項、第60条、第60条の2第1項及び第62条の4中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第59条第1項中「不動産の代金が納付された」とあるのは「更生計画認可の決定前に更生手続が終了した」と、同条第2項中「代金が納付された」とあるのは「更生手続が終了した」と、同規則第59条第3項及び第61条中「各債権者及び債務者」とあるのは「被申立担保権者及び更生会社」と、同規則第60条中「各債権者」とあり、及び同規則第62条の4中「債権者」とあるのは「被申立担保権者」と、同規則第60条中「執行費用」とあるのは「会社更生法第107条第3項の費用」と、同規則第61条中「売却代金」とあるのは「会社更生法第108条第1項又は同法第112条第2項の規定により納付された金銭」と、同規則第62条の2第2号及び第62条の3第1項第2号中「債務者の氏名又は」とあるのは「更生会社の」と読み替えるものとする。

2 第10条の11の規定にかかわらず、民事訴訟規則第4条第5項の規定は、前項において準用する民事執行規則第59条第3項の規定による通知については準用しない。

（映像等の送受信による通話の方法による関係人集会・法第115条の2）

第28条の2 法第115条の2第1項に規定する方法によって関係人集会の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に関係人集会の期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第2号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

（調査委員の関係人集会への出席等）

第29条 [略]

2 裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、裁判所並びに管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主、外国管財人及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供す

る者が調査委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、調査委員に同項に規定する報告又は意見の陳述をさせることができる。

3 関係人集会において、前項に規定する方法によって調査委員に報告又は意見の陳述をさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

4 調査委員に第2項に規定する方法によって報告又は意見の陳述をさせ、かつ、裁判長が裁判所書記官に調書の作成を命じたときは、同項に規定する方法により報告又は意見の陳述をさせた旨及び前項第2号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

(更生債権等の届出の方式・法第138条)

第36条 [略]

[2・3 略]

4 更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し(債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイル(以下この項において単に「ファイル」という。)に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面)又は判決書の写し若しくは電子判決書(民事訴訟法第252条第1項に規定する電子判決書(同法第253条第2項の規定によりファイルに記録されたものに限る。)をいう。)に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

[5 略]

別表(第10条の11関係)[表は省略]

附 則[抄]

(施行期日)

第1条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。[中略])の施行の日[中略]から施行する。[後略]

□外国倒産処理手続の承認援助に関する規則

(令和6年9月17日最高裁判所規則第14号)

改正法施行日、[附則参照]

《改正後》

(事件に関する文書の閲覧等・法第13条)

第10条 法第13条(事件に関する文書の閲覧等)の規定は、この規則又は第12条の11(民事訴訟規則の準用)において準用する民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件について準用する。

[2 略]

3 第12条の11において準用する民事訴訟規則第34条(閲覧等の制限の申立ての方式等)第3項本文、第5項本文若しくは第7項又は第52条の20(法第133条の2第2項の申立ての方式等)第3項、第5項本文若しくは第6項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

4 第12条の11において準用する民事訴訟規則第52条の22(秘匿決定の一部が取り消された場合等

の取扱い) 第 1 項の規定により、法第 15 条(民事訴訟法の準用)において準用する民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 133 条(申立人の住所、氏名等の秘匿)第 2 項の規定による届出に係る書面(以下この項において「秘匿事項届出書面」という。)から法第 15 条において準用する民事訴訟法第 133 条の 4(秘匿決定の取消し等)第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分(秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。)を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

(催告)

第 12 条 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から 1 週間を経過した時にその効力を生ずる。

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第 12 条の 2 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(呼出状の公示送達)

第 12 条の 3 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(決定及び命令の方式)

第 12 条の 4 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

(申立書の却下の命令に対する即時抗告等)

第 12 条の 5 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

(証人の宣誓)

第 12 条の 6 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前 2 項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第 12 条の 7 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第 12 条の 8 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第 12 条の 11(民事訴訟規則の準用)において読み替えて準用する民事訴訟規則第 142 条(受命裁判官等の証拠調べの電子調書)の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（更正決定の方式）

第 12 条の 9 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第 12 条の 10 法第 15 条（民事訴訟法の準用）において準用する民事訴訟法第 336 条（特別抗告）第 1 項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法第 15 条において準用する民事訴訟法第 337 条（許可抗告）第 2 項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用・法第 15 条）

第 12 条の 11 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第 1 編から第 4 編まで（総則、第 1 審の訴訟手続、上訴、再審）の規定（同規則第 1 条（申立て等の方式等）第 3 項、第 1 条の 2（電子調書のファイルへの記録の方式）、第 4 条（催告及び通知）第 3 項及び第 4 項、第 14 条（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）第 2 項から第 4 項まで、第 15 条（法定代理権等の証明）第 2 項及び第 3 項、第 18 条（法人の代表者等への準用等）第 2 項及び第 3 項、第 23 条（訴訟代理権の証明等）第 3 項、第 24 条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第 3 項から第 5 項まで、第 25 条（相手方への催告等）第 2 項、第 26 条（費用額の確定処分方式）後段、第 33 条の 3（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）、第 33 条の 4（訴訟に関する事項の証明の方法等）第 2 項から第 4 項まで、第 33 条の 5（電磁的訴訟記録からの消去等）、第 34 条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第 8 項から第 11 項まで、第 1 編第 5 章（訴訟手続）第 4 節（送達等）第 3 款（電磁的記録の送達）、第 46 条（公示送達の方法）第 1 項、第 47 条（書類又は電磁的記録の送付）第 3 項及び第 4 項、第 47 条の 2（書類又は電磁的記録の直送）第 4 項及び第 5 項、第 51 条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第 3 項から第 7 項まで、第 1 編第 7 章（電子情報処理組織による申立て等）、第 52 条の 20（法第 133 条の 2 第 2 項の申立ての方式等）第 7 項から第 9 項まで、第 52 条の 22（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第 2 項及び第 3 項、第 52 条の 23（安全管理のために必要な措置）、第 53 条（訴状の記載事項）第 4 項第 2 号、第 55 条（訴状の添付書類等）第 3 項から第 6 項まで、第 55 条の 2（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）、第 63 条の 2（電磁的記録の提出方法）、第 76 条の 2（更正処分方式）第 1 項後段、第 81 条（答弁に対する反論）第 2 項、第 82 条（準備書面に引用した文書の取扱い）第 3 項及び第 4 項、第 105 条の 2（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ）、第 105 条の 3（電子情報処理組織による調査結果の報告）、第 108 条（電子呼出状の記録事項等）第 2 項、第 112 条（宣誓）第 3 項及び第 4 項、第 124 条（書面尋問）第 4 項、第 131 条（宣誓の方式）、第 132 条（鑑定人の陳述の方式）第 3 項、第 135 条の 2（電子情報処理組織による鑑定結果の報告）、第 137 条（書証の申出等）第 3 項及び第 4 項、第 143 条（文書の提出等の方法）第 3 項、第 149 条の 2（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第 3 項、第 149 条の 3（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法）、第 151 条の 2（映像等の送受信による方法による検証）、第 189 条（電子上告提起通知書の送達等）第 4 項並びに第 211 条（再審の訴訟手続）第 2 項及び第 3 項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第 12 条の 11 関係）〔表は省略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

□非訟事件手続規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第 1 条 申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名（当該書面がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をするものとする。

〔一～六 略〕

〔2 略〕

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第 2 条 裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

〔一 略〕

二 非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 において準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 133 条第 2 項の規定による届出に係る書面（第 36 条の 2 第 2 項において「秘匿事項届出書面」という。）

〔三～五 略〕

〔2・3 略〕

（催告及び通知）

第 3 条の 2 非訟事件の手続における催告及び通知は、相当と認める方法によることができる。

2 裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。

3 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

4 前項の規定による催告は、公告をした日から 1 週間を経過した時にその効力を生ずる。

5 この規則の規定による通知（第 35 条第 1 項において準用する民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 46 条第 2 項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。

6 当事者、利害関係参加人その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができる。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第 4 条 民事訴訟規則第 1 条第 1 項及び第 2 項の規定は非訟事件の手続における申立てその他の申述

の方式について、同規則第5条の規定は非訟事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。この場合において、同規則第1条第2項中「陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第33条の3（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第2項第1号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ」とあるのは、「調書を作成し、記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第16条）

第12条 非訟事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第14条第1項の規定を、非訟事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授權の証明については同規則第15条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは、「書面で」と読み替えるものとする。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第28条）

第17条 民事訴訟規則第1編第4章第1節の規定（同規則第24条第3項から第5項まで、第25条第2項及び第26条後段の規定を除く。）は、非訟事件の手続の費用（第48条において「手続費用」という。）の負担について準用する。この場合において、同規則第24条第2項、第25条第1項及び第3項並びに第27条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第24条第2項中「第47条の2（書類又は電磁的記録の直送）第1項」とあるのは「非訟事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第7号）第36条第1項」と、同規則第25条第1項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第26条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第31条）

第21条 民事訴訟規則第68条から第72条まで、第76条及び第77条前段の規定は、非訟事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、別表第1の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第33条）

第28条 法第33条第3項の期日において、同条第4項に規定する方法によって専門委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 通話者
 - 二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。
- 2 専門委員に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び同項第2号に掲げる事項を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定等・法第34条）

第30条 受命裁判官又は受託裁判官が行う非訟事件の手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

（送達・法第38条）

第35条 送達については、民事訴訟規則第1編第5章第4節の規定（同規則第1編第5章第4節第3款、第46条第1項及び第1編第5章第4節第5款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第41条第2項中「訴状、答弁書又は支払督促に対する督促異議の申立書」とあるのは、「非訟事件の申立書、答弁書又は非訟事件手続法第20条第2項（同法第21条第3項において準用する場合を含む。）の書面」と読み替えるものとする。

2 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

3 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(秘匿の申立ての方式等・法第 42 条の 2)

第 36 条の 2 非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟規則第 52 条の 18 (第 2 号に係る部分を除く。)、第 52 条の 19、第 52 条の 21 及び第 52 条の 22 第 1 項の規定を準用する。この場合において、同規則第 52 条の 21 中「この規則」とあるのは、「非訟事件の手続に関する最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟規則第 52 条の 22 第 1 項の規定により、秘匿事項届出書面から法第 42 条の 2 において読み替えて準用する民事訴訟法第 133 条の 4 第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分 (秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。)を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

(証拠調べ・法第 53 条)

第 45 条 非訟事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第 2 編第 3 章第 1 節から第 6 節までの規定 (同規則第 99 条第 2 項、第 100 条、第 101 条、第 105 条の 2 から第 105 条の 5 まで、第 108 条第 2 項、第 112 条第 3 項及び第 4 項、第 121 条、第 124 条第 4 項、第 131 条、第 132 条第 3 項、第 135 条の 2、第 137 条第 3 項及び第 4 項、第 139 条、第 143 条第 3 項、第 149 条の 2 第 3 項、第 149 条の 3 並びに第 151 条の 2 の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表第 2 の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[2・3 略]

(証人の宣誓)

第 45 条の 2 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前 2 項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第 45 条の 3 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第 45 条の 4 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第 45 条第 1 項において読み替えて準用する民事訴訟規則第 142 条の期日調書に同条の文書の写しを添付することができる。

(和解・法第 65 条)

第 50 条 非訟事件における和解については、民事訴訟規則第 32 条第 1 項及び第 2 項、第 163 条並びに第 164 条の規定を準用する。この場合において、同規則第 163 条第 1 項中「書面又は電磁的記録」とあるのは「書面」と、「記載し、又は記録して」とあるのは「記載して」と、「付記し、又は記録する」

とあるのは「付記する」と、同条第3項及び第4項並びに同規則第164条第2項及び第3項中「電子調書」とあるのは「調書」と、同規則第163条第3項並びに第164条第2項及び第3項中「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、同規則第163条第4項中「記録した」とあるのは「記載した」と読み替えるものとする。

2 法第65条第1項において準用する民事訴訟法第264条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用等・法第76条）

第66条 〔略〕

2 民事訴訟規則第50条の2、第190条第1項、第192条、第193条、第196条、第197条第1項後段及び第202条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第50条の2中「電子決定書（法第122条（判決に関する規定の準用）において準用する法第252条（電子判決書）第1項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第67条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第1項第7号及び第160条（判決の更正決定等の方式）第1項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第196条第1項中「第194条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第66条第1項において準用する同規則第61条」と、「第190条（法第312条第1項及び第2項の上告理由の記載の方式）又は第191条（法第312条第3項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第66条第2項において準用する第190条第1項」と、同規則第197条第1項後段中「この場合」とあるのは「非訟事件手続規則第66条第1項において準用する同規則第63条第1項の規定により事件を抗告裁判所に送付する場合」と読み替えるものとする。

〔3・4 略〕

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用等・法第78条）

第67条 〔略〕

2 民事訴訟規則第192条、第193条、第196条及び第199条第1項の規定は法第77条第2項の申立てについて、同規則第200条の規定は法第77条第2項の規定による許可をする場合について、同規則第197条第1項後段の規定は前項において読み替えて準用する第63条第1項の規定により事件を抗告裁判所に送付する場合について、同規則第50条の2及び第202条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第50条の2中「電子決定書（法第122条（判決に関する規定の準用）において準用する法第252条（電子判決書）第1項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第67条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第1項第7号及び第160条（判決の更正決定等の方式）第1項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第196条第1項中「第194条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第67条第1項において読み替えて準用する同規則第61条」と、「第190条（法第312条第1項及び第2項の上告理由の記載の方式）又は第191条（法第312条第3項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第67条第2項において準用する第199条第1項」と、同条第2項中「法第316条（原裁判所による上告の却下）第1項第2号の規定による上告却下」とあるのは「非訟事件手続法第77条第2項の申立ての不許可」と、「法第315条（上告の理由の記載）第2項」とあるのは「非訟事件手続規則第67条第2項において準用する第199条第1項」と読み替えるものとする。

〔3・4 略〕

別表第 1（第 21 条関係）〔表は省略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

□借地非訟事件手続規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第 61 条）

第 23 条の 2 法第 41 条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 1 編第 8 章の規定（同規則第 52 条の 20 第 7 項から第 9 項まで、第 52 条の 22 第 2 項及び第 3 項並びに第 52 条の 23 の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第 52 条の 21 第 1 項中「この規則の規定（第 52 条の 19（秘匿事項届出書面の記載事項等）第 1 項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 7 号）の規定」と、同条第 2 項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟規則第 52 条の 20 第 3 項、第 5 項本文又は第 6 項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

3 第 1 項において準用する民事訴訟規則第 52 条の 22 第 1 項の規定により、法第 61 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 133 条第 2 項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第 61 条において準用する民事訴訟法第 133 条の 4 第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

4 〔略〕

5 〔略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

□会社非訟事件等手続規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（申立書の記載事項）

第 2 条 会社非訟事件手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により会社非訟事件手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしな

ければならない。

[一・二 略]

2 前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

[一～八 略]

九 法第 840 条第 2 項（法第 841 条第 2 項及び第 842 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 843 条第 4 項の申立てについては、法第 840 条第 1 項、第 841 条第 1 項若しくは第 842 条第 1 項又は第 843 条第 1 項に規定する判決（電子判決書（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 252 条第 1 項に規定する電子判決書（同法第 253 条第 2 項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（第 42 条第 1 項において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）をいう。次条第 1 項第 3 号及び第 42 条第 1 項において同じ。）が作成されているものに限る。）をした裁判所の名称、事件番号及び当該判決を識別するために裁判所が付した符号

十 [略]

[3・4 略]

（申立書の添付書類）

第 3 条 前条第 1 項の申立書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

[一・二 略]

三 法第 840 条第 2 項（法第 841 条第 2 項及び第 842 条第 2 項において準用する場合を含む。）の申立てについては、法第 840 条第 1 項、第 841 条第 1 項又は第 842 条第 1 項に規定する判決（電子判決書が作成されているものを除く。次号において同じ。）の判決書の写し及び当該判決の確定についての証明書

[四 略]

[2 略]

（裁判による登記の嘱託等）

第 42 条 法第 937 条及び第 938 条第 1 項から第 3 項までの規定による登記の嘱託は、嘱託書に裁判書の謄本又は電子判決書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容がファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものを添付してしなければならない。

[2～4 略]

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

□民事調停規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（民事執行の手続の停止）

第 5 条 調停事件の係属する裁判所は、紛争の実情により事件を調停によって解決することが相当である場合において、調停の成立を不能にし又は著しく困難にするおそれがあるときは、申立てにより、担保を立てさせて、調停が終了するまで調停の目的となった権利に関する民事執行の手続を停止することを命ずることができる。ただし、裁判並びに調書その他裁判所において作成する書面の記載及び電

子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 160 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）その他裁判所において作成する電磁的記録の記録に基づく民事執行の手続については、この限りでない。

[2・3 略]

4 民事訴訟法第 76 条、第 77 条、第 79 条及び第 80 条の規定は、第 1 項及び第 2 項の担保について準用する。

[5 略]

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第 23 条の 2 調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 1 編第 8 章の規定（同規則第 52 条の 20 第 7 項から第 9 項まで、第 52 条の 22 第 2 項及び第 3 項並びに第 52 条の 23 の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第 52 条の 21 第 1 項中「この規則の規定（第 52 条の 19（秘匿事項届出書面の記載事項等）第 1 項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「民事調停規則（昭和 26 年最高裁判所規則第 8 号）第 24 条において準用する非訟事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 7 号）の規定」と、同条第 2 項中「この規則」とあるのは「民事調停規則第 24 条において準用する非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟規則第 52 条の 20 第 3 項、第 5 項本文又は第 6 項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

3 第 1 項において準用する民事訴訟規則第 52 条の 22 第 1 項の規定により、法第 21 条の 2 において準用する民事訴訟法第 133 条第 2 項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第 21 条の 2 において読み替えて準用する民事訴訟法第 133 条の 4 第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（民事調停官の権限）

第 25 条 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この規則の規定（前条において準用する非訟事件手続規則の規定を含む。）及び特定調停手続規則（平成 12 年最高裁判所規則第 2 号）の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限（調停主任に係るものを含む。）のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

[一 略]

二 第 5 条第 4 項において準用する民事訴訟法第 76 条、第 79 条第 1 項、第 2 項及び第 80 条の規定並びに民事訴訟規則第 29 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であって民事調停に関するもの

[三・四 略]

（音声の送受信による通話の方法による小作官等の関与・法第 27 条）

第 28 条の 2 法第 27 条第 1 項の期日において、同条第 2 項に規定する方法によって小作官又は小作主事に意見を述べさせるときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。
2 小作官又は小作主事に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び同項第 2 号に掲げる事項を調停事件の記録上明らかにしなければならない。

（和解の仲介）

第 29 条 [略]

2 第 28 条第 1 項本文の規定は、前項の規定により和解の仲介をさせるときに準用する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

□家事事件手続規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第 1 条 申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名（当該書面がその提出により家事事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をするものとする。

〔一～五 略〕

〔2 略〕

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第 2 条 裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

〔一 略〕

二 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 において準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 133 条第 2 項の規定による届出に係る書面（第 26 条の 2 第 2 項において「秘匿事項届出書面」という。）

〔三～五 略〕

〔2・3 略〕

（催告及び通知）

第 3 条の 2 家事事件の手続における催告及び通知は、相当と認める方法によることができる。

2 裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を家事事件の記録上明らかにしなければならない。

3 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

4 前項の規定による催告は、公告をした日から 1 週間を経過した時にその効力を生ずる。

5 この規則の規定による通知（第 25 条第 1 項において準用する民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 46 条第 2 項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、

その事由を家事事件の記録上明らかにしなければならない。

6 当事者、利害関係参加人その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができる。

(申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用)

第 5 条 民事訴訟規則第 1 条第 1 項及び第 2 項の規定は家事事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第 5 条の規定は家事事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。この場合において、同規則第 1 条第 2 項中「陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第 33 条の 3（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第 2 項第 1 号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ」とあるのは、「調書を作成し、記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

(法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第 17 条)

第 15 条 家事事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第 14 条第 1 項の規定を、家事事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授權の証明については同規則第 15 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは、「書面で」と読み替えるものとする。

(手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第 31 条)

第 20 条 民事訴訟規則第 1 編第 4 章第 1 節の規定（同規則第 24 条第 3 項から第 5 項まで、第 25 条第 2 項及び第 26 条後段の規定を除く。）は、手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。第 51 条において同じ。）の負担について準用する。この場合において、同規則第 24 条第 2 項中「訴訟費用又は和解の費用」とあるのは「手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。）又は家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 29 条第 4 項の訴訟費用」と、「同項の申立てをする者」とあるのは「前項の申立てをする者」と、同項並びに同規則第 25 条第 1 項及び第 3 項、第 26 条前段並びに第 28 条中「訴訟費用等」とあるのは「手続費用等」と、同規則第 24 条第 2 項、第 25 条第 1 項及び第 3 項並びに第 27 条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第 24 条第 2 項中「第 47 条の 2（書類又は電磁的記録の直送）第 1 項」とあるのは「家事事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 8 号）第 26 条第 1 項」と、同規則第 25 条第 1 項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第 26 条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

(受命裁判官又は受託裁判官の期日指定等・法第 34 条)

第 22 条 受命裁判官又は受託裁判官が行う家事事件の手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

(送達・法第 36 条)

第 25 条 送達については、民事訴訟規則第 1 編第 5 章第 4 節の規定（同規則第 41 条第 2 項、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 46 条第 1 項及び第 1 編第 5 章第 4 節第 5 款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第 39 条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

3 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第 38 条の 2)

第 26 条の 2 家事事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第 52 条の 18（第 2

号に係る部分を除く。)、第 52 条の 19 第 1 項、第 52 条の 21 第 1 項及び第 52 条の 22 第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する民事訴訟規則第 52 条の 22 第 1 項の規定により、秘匿事項届出書面から法第 38 条の 2 において読み替えて準用する民事訴訟法第 133 条の 4 第 1 項の取消し又は同条第 2 項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（音声の送受信による通話の方法による参与員の関与・法第 40 条）

第 27 条 法第 40 条第 3 項に規定する方法によって参与員に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせるときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の方法によって参与員に同項の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせたときは、その旨及び同項第 2 号に掲げる事項を家事審判事件の記録上明らかにしなければならない。

（参加の申出の方式等・法第 41 条等）

第 27 条の 2 [略]

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第 46 条）

第 33 条 民事訴訟規則第 68 条から第 72 条まで、第 76 条及び第 77 条前段の規定は、家事審判の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、別表第 1 の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（音声の送受信による通話の方法による家庭裁判所調査官の関与・法第 59 条）

第 44 条の 2 法第 59 条第 3 項に規定する方法によって家庭裁判所調査官に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせるときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2 前項の方法によって家庭裁判所調査官に同項の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせたときは、その旨及び同項第 2 号に掲げる事項を家事審判事件の記録上明らかにしなければならない。

（音声の送受信による通話の方法による裁判所技官の関与・法第 60 条）

第 44 条の 3 前条の規定は、法第 60 条第 2 項において準用する法第 59 条第 3 項に規定する方法によって裁判所技官に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせる場合について準用する。

（証拠調べ・法第 64 条）

第 46 条 家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第 2 編第 3 章第 1 節から第 6 節までの規定（同規則第 99 条第 2 項、第 100 条、第 101 条、第 105 条の 2 から第 105 条の 5 まで、第 108 条第 2 項、第 112 条第 3 項及び第 4 項、第 121 条、第 124 条第 4 項、第 131 条、第 132 条第 3 項、第 135 条の 2、第 137 条第 3 項及び第 4 項、第 139 条、第 143 条第 3 項、第 149 条の 2 第 3 項、第 149 条の 3 並びに第 151 条の 2 の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第 2 の上欄

に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[2～4 略]

(証人の宣誓)

第 46 条の 2 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前 2 項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第 46 条の 3 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第 46 条の 4 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第 46 条第 1 項において読み替えて準用する民事訴訟規則第 142 条の期日調書に同条の文書の写しを添付することができる。

(即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第 96 条)

第 68 条 [略]

2 民事訴訟規則第 50 条の 2、第 190 条第 1 項、第 192 条、第 193 条、第 196 条及び第 202 条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第 50 条の 2 中「電子決定書（法第 122 条（判決に関する規定の準用）において準用する法第 252 条（電子判決書）第 1 項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第 67 条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第 1 項第 7 号及び第 160 条（判決の更正決定等の方式）第 1 項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第 196 条第 1 項中「第 194 条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第 63 条」と、「第 190 条（法第 312 条第 1 項及び第 2 項の上告理由の記載の方式）又は第 191 条（法第 312 条第 3 項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第 68 条第 2 項において準用する第 190 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第 98 条)

第 69 条 [略]

2 民事訴訟規則第 192 条、第 193 条、第 196 条及び第 199 条第 1 項の規定は法第 97 条第 2 項の申立てについて、同規則第 200 条の規定は法第 97 条第 2 項の規定による許可をする場合について、同規則第 50 条の 2 及び第 202 条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第 50 条の 2 中「電子決定書（法第 122 条（判決に関する規定の準用）において準用する法第 252 条（電子判決書）第 1 項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第 67 条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第 1 項第 7 号及び第 160 条（判決の更正決定等の方式）第 1 項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とある

のは「調書に記載させる」と、同規則第 196 条第 1 項中「第 194 条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第 69 条第 1 項において読み替えて準用する同規則第 63 条」と、「第 190 条（法第 312 条第 1 項及び第 2 項の上告理由の記載の方式）又は第 191 条（法第 312 条第 3 項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第 69 条第 2 項において準用する第 199 条第 1 項」と、同条第 2 項中「法第 316 条（原裁判所による上告の却下）第 1 項第 2 号の規定による上告却下」とあるのは「家事事件手続法第 97 条第 2 項の規定による申立ての不許可」と、「法第 315 条（上告の理由の記載）第 2 項」とあるのは「家事事件手続規則第 69 条第 2 項において準用する第 199 条第 1 項」と読み替えるものとする。

（期日調書等に関する規定及び民事訴訟規則の準用・法第 253 条等）

第 126 条 [略]

2 民事訴訟規則第 68 条から第 72 条まで、第 76 条及び第 77 条前段の規定は、家事調停の手続の期日及び前項の調書について準用する。この場合において、別表第 3 の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（家事調停の手続における参加及び排除等・法第 258 条）

第 128 条 家事調停の手続における参加及び排除については第 27 条の 2 及び第 28 条の規定を、家事調停の手続における受継については第 29 条（第 4 項を除く。）の規定を、家事調停の手続における受命裁判官の指定については第 36 条の規定を、家事調停の手続の期日については第 42 条及び第 43 条の規定を、家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについては第 44 条第 1 項及び第 44 条の 2 から第 46 条の 4 までの規定を、家事調停に関する審判については第 49 条から第 51 条まで（第 49 条第 3 項及び第 50 条第 4 項を除く。）の規定を、家事調停に関する審判以外の裁判については第 49 条第 3 項、第 50 条第 4 項及び第 51 条の規定を準用する。この場合において、第 49 条第 1 項中「第 47 条第 1 項又は第 6 項」とあるのは、「第 254 条第 1 項又は第 4 項」と読み替えるものとする。

[2 略]

別表第 1（第 33 条関係）〔表は省略〕

別表第 2（第 46 条関係）〔表は省略〕

別表第 3（第 126 条関係）〔表は省略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

【刑法編】

■配偶者暴力等に関する保護命令手続規則

（令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

（保護命令事件における調書の省略等）

第 3 条 第 11 条の 12 において読み替えて準用する民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 67 条第 1 項の規定にかかわらず、保護命令事件における口頭弁論の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人若しくは当事者本人の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。

[2・3 略]

4 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第160条第1項（第11条の12において準用する民事訴訟規則第78条において準用する場合に限る。）の規定にかかわらず、保護命令事件における審尋の調書は、作成することを要しない。ただし、当該審尋の期日において、保護命令の言渡し若しくは保護命令の申立ての取下げがされたとき又は裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

（催告）

第11条 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第11条の2 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（呼出状の公示送達）

第11条の3 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（決定及び命令の方式）

第11条の4 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

（事件の記録の閲覧等）

第11条の5 第11条の12において準用する民事訴訟規則第52条の20第3項、第5項本文又は第6項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

2 第11条の12において準用する民事訴訟規則第52条の22第1項の規定により、法第21条において準用する民事訴訟法第133条第2項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第21条において準用する民事訴訟法第133条の4第1項の取消し又は同条第2項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第11条の6 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

（証人の宣誓）

第11条の7 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前2項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第11条の8 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければな

らない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第 11 条の 9 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第 11 条の 12 において読み替えて準用する民事訴訟規則第 142 条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（更正決定の方式）

第 11 条の 10 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第 11 条の 11 法第 21 条において準用する民事訴訟法第 336 条第 1 項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法第 21 条において準用する民事訴訟法第 337 条第 2 項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用）

第 11 条の 12 この規則に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第 1 編から第 4 編までの規定（同規則第 1 条第 3 項、第 1 条の 2、第 4 条第 3 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 23 条第 3 項、第 24 条第 3 項から第 5 項まで、第 25 条第 2 項、第 26 条後段、第 33 条の 3、第 33 条の 4 第 2 項から第 4 項まで、第 33 条の 5、第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款、第 46 条第 1 項、第 47 条第 3 項及び第 4 項、第 51 条第 3 項から第 7 項まで、第 1 編第 7 章、第 52 条の 20 第 7 項から第 9 項まで、第 52 条の 22 第 2 項及び第 3 項、第 52 条の 23、第 53 条第 4 項第 2 号、第 55 条第 3 項から第 6 項まで、第 55 条の 2、第 63 条の 2、第 76 条の 2 第 1 項後段、第 81 条第 2 項、第 82 条第 3 項及び第 4 項、第 105 条の 2、第 105 条の 3、第 108 条第 2 項、第 112 条第 3 項及び第 4 項、第 124 条第 4 項、第 131 条、第 132 条第 3 項、第 135 条の 2、第 137 条第 3 項及び第 4 項、第 143 条第 3 項、第 149 条の 2 第 3 項、第 149 条の 3、第 151 条の 2、第 189 条第 4 項並びに第 211 条第 2 項及び第 3 項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第 11 条の 12 関係）〔表は省略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

【刑事訴訟法編】

■少年審判規則

(令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号)

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

(呼出状の送達・法第 11 条)

第 16 条 〔略〕

2 送達については、民事訴訟の送達に関する規定（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 100 条第 2 項、第 103 条第 2 項、第 104 条、第 106 条第 2 項、第 107 条第 1 項（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）及び第 2 項並びに第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款及び第 4 款の規定並びに民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 41 条から第 43 条まで並びに第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款及び第 4 款の規定を除く。）並びに刑事訴訟法第 65 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第 1 条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

【社会法編】

■労働審判規則

(令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 14 号)

改正法施行日、〔附則参照〕

《改正後》

(書類の送付)

第 20 条 〔略〕

〔2 略〕

3 当事者が次に掲げる書面を提出するときは、これについて直送をしなければならない。

〔一～三 略〕

〔削る〕

〔削る〕

四 〔略〕

〔4・5 略〕

(証拠調べ・法第 17 条第 2 項)

第 27 条の 2 証拠調べについては、民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）第 2 編第 3 章の規定（同規則第 99 条第 2 項、第 100 条、第 101 条、第 104 条から第 105 条の 3 まで、第 105 条の 5、第 108 条第 2 項、第 111 条、第 112 条第 3 項及び第 4 項、第 113 条、第 114 条、第 121 条、第 124 条第 4 項、第 125 条、第 131 条、第 132 条第 3 項、第 132 条の 3、第 135 条の 2、第 137 条第 3 項及び第 4 項、第 139 条、第 142 条、第 143 条第 3 項、第 149 条の 2 第 3 項、第 149 条の 3 並びに第 151 条の 2 の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 当事者が前項において準用する民事訴訟規則第 99 条第 1 項の証拠の申出を記載した書面を裁判所に提出する場合には、当該書面について直送をしなければならない。

(証人の宣誓)

第 27 条の 3 労働審判官は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、労働審判官は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 労働審判官は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前 2 項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第 27 条の 4 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における労働審判官による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(審判書の送達・法第 20 条)

第 29 条 [略]

2 民事訴訟規則第 1 編第 5 章第 4 節の規定（同規則第 41 条、第 42 条及び第 1 編第 5 章第 4 節第 3 款から第 5 款までの規定を除く。）は、法第 20 条第 4 項の規定による送達について準用する。

(費用の負担等の申立ての方式等・法第 25 条等)

第 35 条 [略]

2 民事訴訟規則第 1 編第 4 章第 1 節の規定（同規則第 24 条第 3 項から第 5 項まで、第 25 条第 2 項及び第 26 条後段の規定を除く。）は、労働審判事件に関する手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第 24 条第 2 項、第 25 条第 1 項及び第 3 項並びに第 27 条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第 24 条第 2 項中「第 47 条の 2（書類又は電磁的記録の直送）第 1 項」とあるのは「労働審判規則（平成 17 年最高裁判所規則第 2 号）第 20 条第 1 項」と、同規則第 25 条第 1 項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第 26 条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

(閲覧等の制限の申立ての方式等・法第 26 条)

第 36 条 民事訴訟規則第 34 条（第 8 項から第 11 項までを除く。）の規定は、法第 26 条第 2 項において準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 92 条（第 9 項及び第 10 項を除く。）の規定による秘密記載部分の閲覧等について準用する。

2 前項において準用する民事訴訟規則第 34 条第 3 項本文、第 5 項本文又は第 7 項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第 28 条の 2)

第 36 条の 2 労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則第 1 編第 8 章の規定（同規則第 52 条の 20 第 7 項から第 9 項まで、第 52 条の 22 第 2 項及び第 3 項並びに第 52 条の 23 の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第 52 条の 21 第 1 項中「この規則の規定（第 52 条の 19（秘匿事項届出書面の記載事項等）第 1 項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「労働審判規則第 37 条において準用する非訟事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 7 号）の規定」と、

同条第2項中「この規則」とあるのは「労働審判規則第37条において準用する非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

とあるのは「労働審判規則第37条において準用する非訟事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第7号）の規定」と、同条第2項中「この規則」とあるのは「労働審判規則第37条において準用する非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟規則第52条の20第3項、第5項本文又は第6項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

3 第1項において準用する民事訴訟規則第52条の22第1項の規定により、法第28条の2において準用する民事訴訟法第133条第2項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第28条の2において読み替えて準用する民事訴訟法第133条の4第1項の取消し又は同条第2項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（非訟事件手続規則の準用）

第37条 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関しては、非訟事件手続規則の規定（同規則第8条から第11条までの規定中忌避に関する部分並びに同規則第15条、第21条（民事訴訟規則第77条前段を準用する部分を除く。）、第2章第8節、第3章第3節及び第50条の規定を除く。）を準用する。この場合において、非訟事件手続規則第2条第1項第2号中「非訟事件手続法（平成23年法律第51号。以下「法」という。）第42条の2」とあるのは、「労働審判法（平成16年法律第45号）第28条の2」と読み替えるものとする。

第37条 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関しては、非訟事件手続規則の規定（同規則第8条から第11条までの規定中忌避に関する部分並びに同規則第15条、第21条（民事訴訟規則第77条前段を準用する部分を除く。）、第2章第8節、第44条、第45条及び第50条の規定を除く。）を準用する。この場合において、非訟事件手続規則第2条第1項第2号中「非訟事件手続法（平成23年法律第51号。以下「法」という。）第42条の2」とあるのは、「労働審判法（平成16年法律第45号）第28条の2」と読み替えるものとする。

別表（第27条の2関係）〔表は省略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。〔中略〕）の施行の日〔中略〕から施行する。〔後略〕

【経済法編】

□金融商品取引法施行令

（令和6年11月20日政令第348号）

改正法施行日、令6・11・21

第1条の10第1号中「100分の1」の下に「以下」を加え、同条第2号中「100分の10」の下に「以下」を加える。

□金融商品取引法施行令

(令和 6 年 11 月 20 日政令第 349 号)

改正法施行日、令 6・12・1

第 1 条の 10 第 1 号中「当該 6 月間」を「その月の前月末日から起算して過去 5 月間」に、「100 分の 1」を「100 分の 10」に改め、同条第 2 号中「当該 6 月間」を「その月の前月末日から起算して過去 5 月間」に、「100 分の 10」を「100 分の 20」に改める。

第 6 条の 2 第 2 項第 2 号中「次に掲げる要件の全て」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付けの申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法である場合 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつていること。

(2) 電子情報処理組織を使用して行われた買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。

ロ 売買価格の決定方法がイに規定する方法以外の方法である場合 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 電子情報処理組織を使用して行われた売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が日ごとに公表されることとなつていること。

(2) 電子情報処理組織を使用して行われる売買の価格について取引所金融商品市場における売買の価格を基礎として内閣府令で定める価格の範囲内とするために必要な措置がとられていること。

第 6 条の 2 第 2 項第 2 号ハを削る。

□財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(令和 6 年 8 月 22 日内閣府令第 70 号)

改正法施行日、令 6・8・22

《改正後》

(流動負債の区分表示)

第 49 条 [略]

2 [略]

3 第 1 項第 7 号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。

[4・5 略]

(固定負債の区分表示)

第 52 条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

[一～四 略]

五 長期未払法人税等

6～10 [略]

2 [略]

3 第1項第7号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第53条 第52条第1項第10号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第54条 第32条第1項第13号に掲げる繰延税金資産と第52条第1項第6号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(当期純利益又は当期純損失)

第95条の5 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一 当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二 当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和40年法律第34号）第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）

三 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第1号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる項目の金額は、同項第1号に掲げる項目の内容を示す名称を付した科目に含めて記載することができる。この場合においては、当該金額の重要性が乏しい場合を除き、当該金額を注記しなければならない。

3 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に第1項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第1項第1号及び第2号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第1号又は第2号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

□連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

（令和6年8月22日内閣府令第70号）

改正法施行日、令6・8・22

《改正後》

(流動負債の区分表示)

第37条 [略]

2 [略]

3 第1項第4号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。

[4～6 略]

（固定負債の区分表示）

第 38 条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第 6 号及び第 7 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

〔一～三 略〕

四 長期未払法人税等

5～10 〔略〕

2 〔略〕

3 前条第 4 項の規定は、第 1 項第 6 号の引当金について準用する。

4 前条第 5 項の規定は、第 1 項第 10 号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（繰延税金資産又は繰延税金負債の表示）

第 45 条 第 30 条第 1 項第 3 号に掲げる繰延税金資産と第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

（当期純利益又は当期純損失）

第 65 条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一 当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 前項第 1 号に掲げる項目の金額のうちに当該連結会計年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 82 条の 2 第 1 項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

3 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に第 1 項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

4・5 〔略〕

6 前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第 1 項第 1 号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第 144 条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第 4 号及び第 5 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

[一・二 略]

三 長期未払法人税等

4～7 [略]

2 [略]

3 前条第3項の規定は、第1項第4号に掲げる引当金について準用する。

4 前条第4項の規定は、第1項第7号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(中間純利益又は中間純損失)

第170条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一 [略]

二 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。)

2 [略]

3 第1項第1号に掲げる項目(前項の規定により第1項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの)の金額のうちに当中間連結会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

4 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第1項各号に掲げる項目(第2項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの)の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

5・6 [略]

7 前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第1項第1号に掲げる項目(第2項の規定により第1項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの。以下この項において同じ。)の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第1項第1号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(固定負債の区分表示)

第251条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第5号及び第6号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

[一～三 略]

四 長期未払法人税等

5～8 [略]

2 [略]

3 前条第3項の規定は、第1項第5号の引当金について準用する。

4 前条第4項の規定は、第1項第8号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(中間純利益又は中間純損失)

第282条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一 [略]

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 [略]

3 第1項第1号に掲げる項目（前項の規定により第1項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額のうちに当中間連結会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

4 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第1項各号に掲げる項目（第2項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

5・6 [略]

7 前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第1項第1号に掲げる項目（第2項の規定により第1項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの。以下この項において同じ。）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第1項第1号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

© Sanseido Co., Ltd. 2025

判例速報

－模範六法・法務六法＜2025＞追録－

2025 年 3 月 1 日

編修／三省堂編修所

発行／株式会社 三省堂

東京都千代田区麹町 5-7-2
